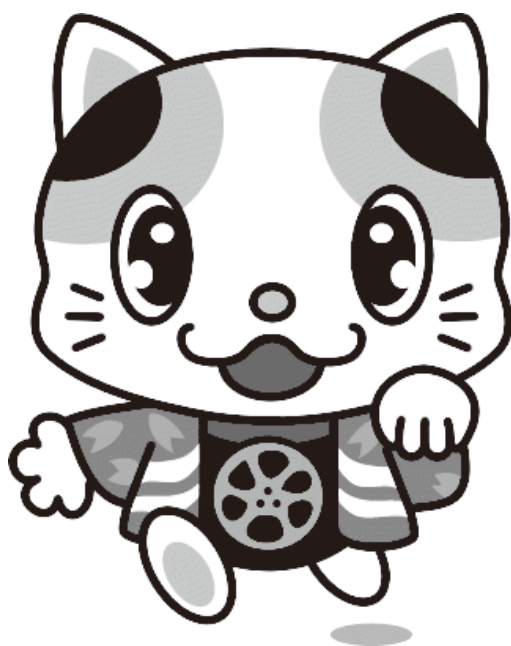


門真市

**第6期障がい福祉計画・
第2期障がい児福祉計画**

【令和3(2021)年度～令和5(2023)年度】



令和3(2021)年3月

門 真 市

はじめに

本市では、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、平成30(2018)年3月に策定した「門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人に対する理解啓発の促進や相談支援体制の充実、地域での生活を支援する機能を集約した「地域生活支援拠点」の整備などに取り組んできました。



このたび、計画期間が令和2(2020)年度をもって終了することから、これまでの施策の状況を踏まえつつ、障がいのある人の実態やニーズに即した計画として、「門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定しました。

策定にあたり、障がいのある人へのアンケート調査や市内の障がい児(者)団体、サービス提供事業所に対するアンケート調査を実施するとともに、門真市障がい者地域協議会での貴重なご意見も踏まえながら、今後3年間の本市における障がい福祉施策をより一層充実するための計画とした次第です。

この計画に基づき、必要な人に必要なサービスが届く支援体制の整備や共生社会の実現に向けた取組を推進してまいります。市民の皆様には、より一層のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました門真市障がい者地域協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただきました各種団体、各種サービス提供事業所の関係者並びに市民の皆様にご心より厚くお礼を申し上げます。

令和3(2021)年3月

門真市長 宮本一孝

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象	4
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	5

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1 本市の人口・世帯の動向	6
2 障がいのある人の状況	9
3 アンケート調査からみた現状と課題	19

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念と基本的な視点	30
2 第6期障がい福祉計画における成果目標	32
3 第2期障がい児福祉計画における成果目標	41
4 第2期障がい児福祉計画における活動指標	44

第4章 事業計画

1 障害者総合支援法に基づくサービス事業体系	45
2 第6期障がい福祉計画／障がい福祉サービスの見込量	46
3 第6期障がい福祉計画／地域生活支援事業の見込量	76
4 第2期障がい児福祉計画／障がいのある子どもの支援の見込量	90
5 サービスの確保と人材の確保	102
6 相談支援・ケアマネジメント体制の充実	104
7 人権の尊重と権利擁護の推進	112
8 障がいのある人の雇用・就労の促進	115
9 計画の推進	117

資料編

1	計画の策定経過	120
2	諮問書	121
3	答申書	122
4	門真市附属機関に関する条例（抜粋）	123
5	門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）	124
6	門真市障がい者地域協議会委員名簿	126
7	門真市障害福祉計画・障害児福祉計画作成委員会設置要綱	127
8	門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会委員名簿	129
9	用語の説明	130

（本編中の用語には、初出のみに、右上に「※」を付けています。）

第1章 計画の策定にあたって

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の趣旨

- 国では、平成 26（2014）年 1 月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成 28（2016）年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成 25 年法律第 65 号）」が施行され、また、平成 28（2016）年 4 月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法、平成 25 年法律第 46 号）」の施行、平成 28（2016）年 5 月に「成年後見制度^{*}の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法、平成 28 年法律第 29 号）」の施行、平成 28（2016）年 8 月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法、平成 28 年法律第 64 号）」の施行など、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。
- また、平成 28（2016）年 6 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法^{*}及び児童福祉法の改正、平成 28 年法律第 65 号）」が公布され、一部の規定を除き、平成 30（2018）年 4 月からの施行となりました。この法律では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズ^{*}の多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。
- 本市では、平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの 3 年間に計画期間とした「門真市第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」を策定し、計画的な事業の推進を行ってきました。
- このたび、「門真市第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」の計画期間が満了となり、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や府の指針を踏まえて「門真市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」として策定します。
- 本計画策定の令和 2（2020）年度において、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大（パンデミック）により、人類規模での感染症対策が喫緊の課題とされました。わが国においても令和 2（2020）年 4 月に緊急事態宣言が発令されるなど、様々な感染症対策が取られており、感染症を予防するための「新しい生活様式」を日常生活に取り入れて実践していくことが重要とされていることから、本計画においても各施策・事業に

対して適切な感染症対策を取りながら、「門真市新型インフルエンザ等対策行動計画」※等に基づき取組を進めていく必要があります。

【第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に係る国「基本指針」の概要】

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数:R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数:R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数:10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率:3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業:1.30倍、就労A型:1.26倍、就労B型:1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者:一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所:7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

出典) 厚生労働省ホームページ「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要」

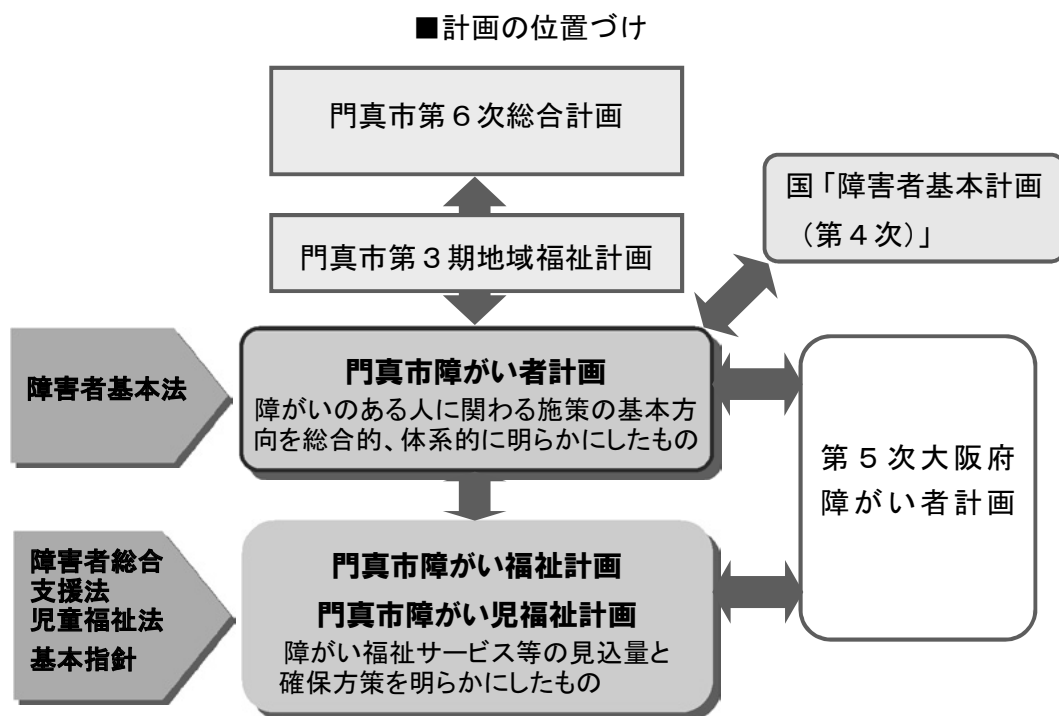
2 計画の位置づけ

門真市障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「市町村障がい福祉計画」として障がい福祉サービス*等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針（厚生労働省告示）に即して定めるものとされていることから、門真市障がい者計画の中の生活支援にかかる計画的な位置付けの計画として、整合性をもって推進します。

障がい児福祉計画は、児童福祉法の一部改正（第33条の20）により、市町村は基本指針に即して障がい児福祉計画を定めるものとされています。障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する障がい福祉計画と一体のものとして作成することができるようになっており、本市は一体的に作成するものとします。

また、門真市障がい者計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として策定し、障がいのある人に関する施策全般にわたるものであり、将来、方向を示すものとして位置づけられます。

これらの計画は、市政の基本方針を示す「門真市第6次総合計画」（令和2（2020）年3月策定）を最上位計画とし、また、「門真市第3期地域福祉計画」（平成29（2017）年3月策定）を上位計画として整合性を図るとともに、国の「障害者基本計画（第4次）」（平成30（2018）年3月策定）及び大阪府の「第5次大阪府障がい者計画」（令和2（2020）年度中に策定）との整合性に留意しています。



3 計画の対象

この計画の対象は、すべての市民、地域団体、障がい福祉サービス提供事業者、企業、関係機関等とします。

また、「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障がい※、知的障がい※、精神障がい※（発達障がい※を含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、「高次脳機能障がい※のある人」や「難病※に起因する、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」等も含まれます。

4 計画の期間

「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3カ年を計画期間とします。

また、関連する制度、社会情勢の変化等に対応するため、年度ごとに計画の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

本計画と 主な関連計画	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障がい者計画	第3次	第4次計画					
障がい福祉計画	第5期	第6期計画			第7期計画		
障がい児福祉計画	第1期	第2期計画			第3期計画		

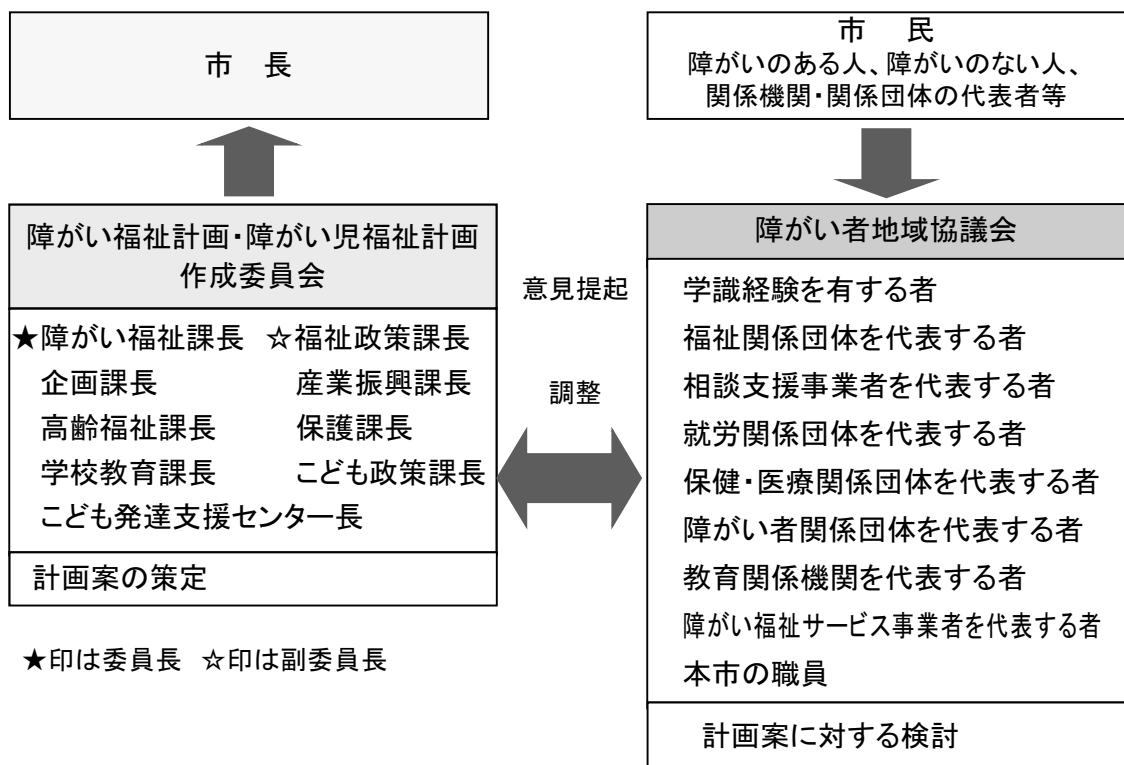
5 計画の策定体制

(1) 計画の策定組織

本計画の策定にあたっては、各分野における広範な計画であることから、全庁的に取り組むこととし、計画策定のための検討組織として「門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会」を設置しました。

また、より幅広く意見を求めるため、学識経験者等で構成される「門真市障がい者地域協議会*」においても検討を行いました。

■計画の策定組織



(2) アンケート調査の実施

障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の基礎資料とするため、障がいのある人に対して障がい児（者）福祉に関するアンケート調査を実施しました。

また、障がい福祉計画策定の基礎資料としても活用することを目的に、障がい児（者）福祉に関する事業所及び障がい児（者）団体に対するアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメント*の実施

計画案について、広く市民からの意見を募集するため、令和3（2021）年1月8日（金）から1月27日（水）までパブリックコメントを実施しました。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

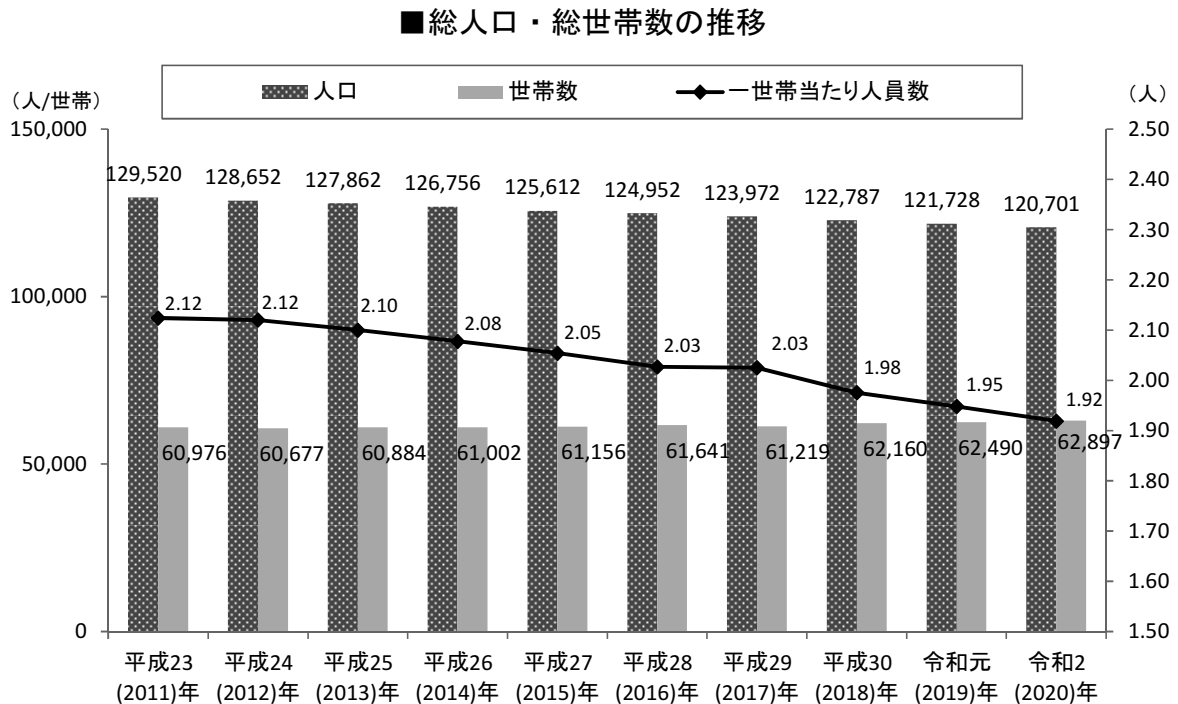
1 本市の人口・世帯の動向

① 人口・世帯数の推移

本市の住民基本台帳による人口は平成23（2011）年より12万人台で推移しつつも減少し続け、令和2（2020）年に120,701人となっています。

一方、世帯数は年により変動はあるものの、概ね増加傾向で推移し、平成23（2011）年の60,976世帯から、令和2（2020）年には62,897世帯となっています。

一世帯当たりの人員は、平成23（2011）年の2.12人から減少傾向を経て、平成30（2018）年に2人を割り込みました。令和2（2020）年には1.92人となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。



資料：住民基本台帳人口（外国人を含む）（各年10月1日現在）

② 年齢3区分別人口

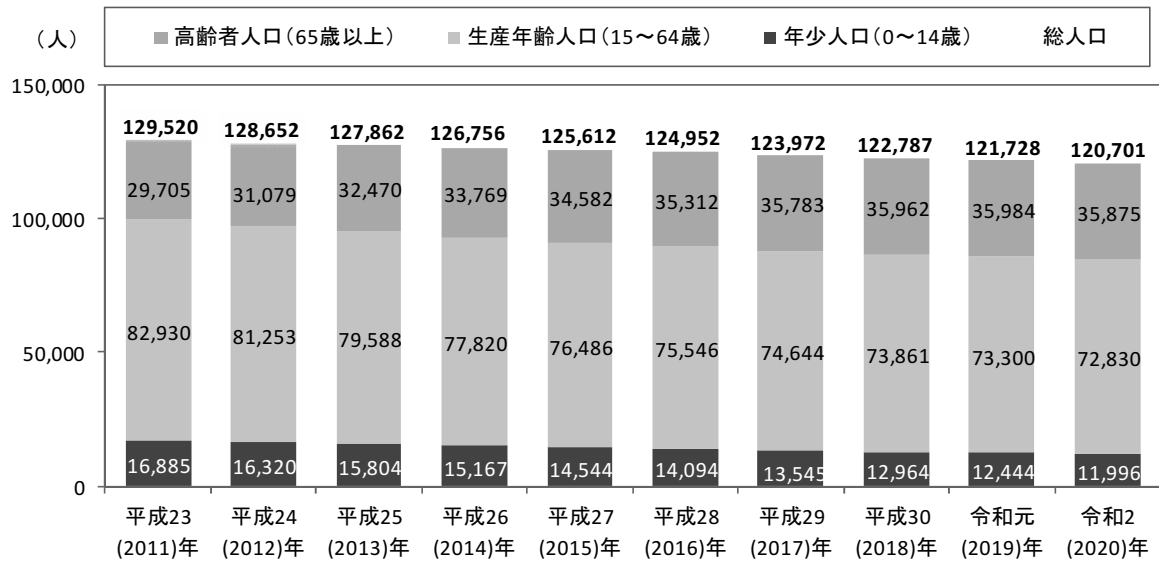
前項の住民基本台帳人口を年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口は平成23（2011）年の16,885人が、令和2（2020）年には11,996人と減少しています。

15～64歳の生産年齢人口は、平成23（2011）年の82,930人より減少し続け、令和2（2020）年に72,830人と約1万人の減少となっています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、平成23（2011）年の29,705人から増加が続き、令和2（2020）年に35,875人となっています。

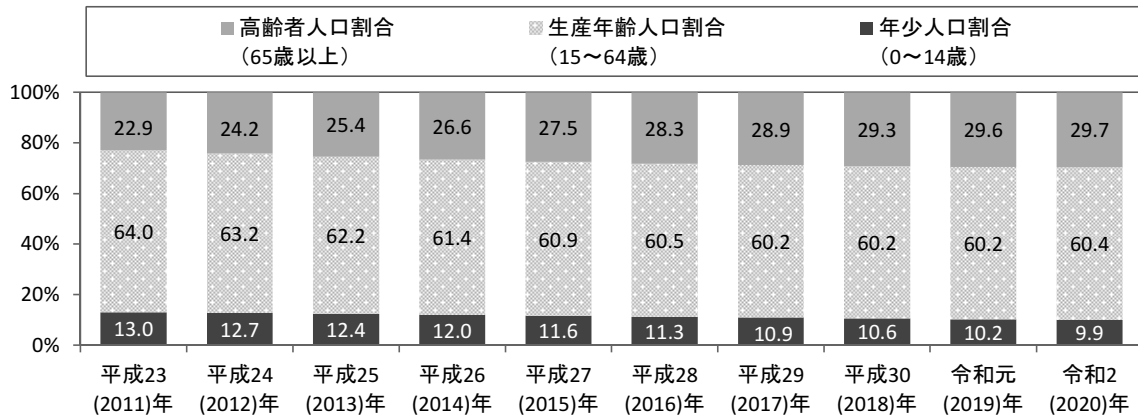
このように、年少人口は約1割にまで低下していますが、高齢者人口は3割近くに達する勢いで増加しており、少子高齢化の進行が顕著となっています。

■ 年齢3区分別人口



資料: 住民基本台帳人口(外国人を含む)(各年10月1日現在)

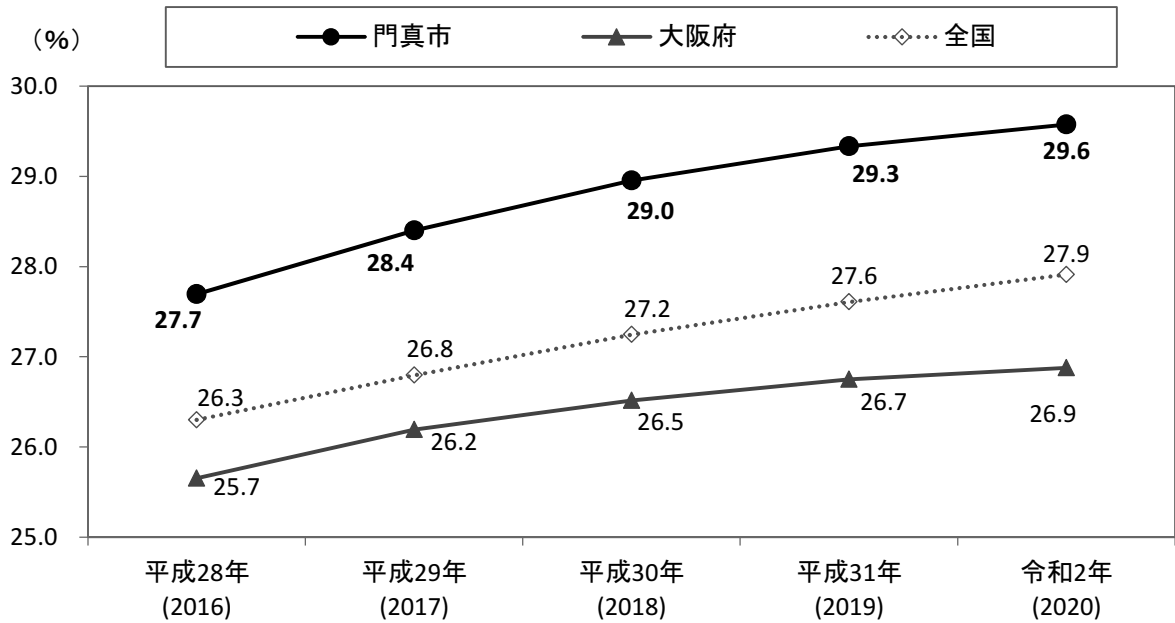
■ 年齢3区分別人口構成



資料: 住民基本台帳人口(外国人を含む)(各年10月1日現在)

総務省の統計によると、本市の高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、大阪府や全国よりも高い値で推移しています。令和2（2020）年1月1日現在の高齢化率は、大阪府が26.9%、全国が27.9%に対して、本市では29.6%と高齢化が進行しています。

■高齢化率の推移＜全国・大阪府比較＞



資料：総務省「住民基本台帳人口(外国人含む)」(各年1月1日現在)

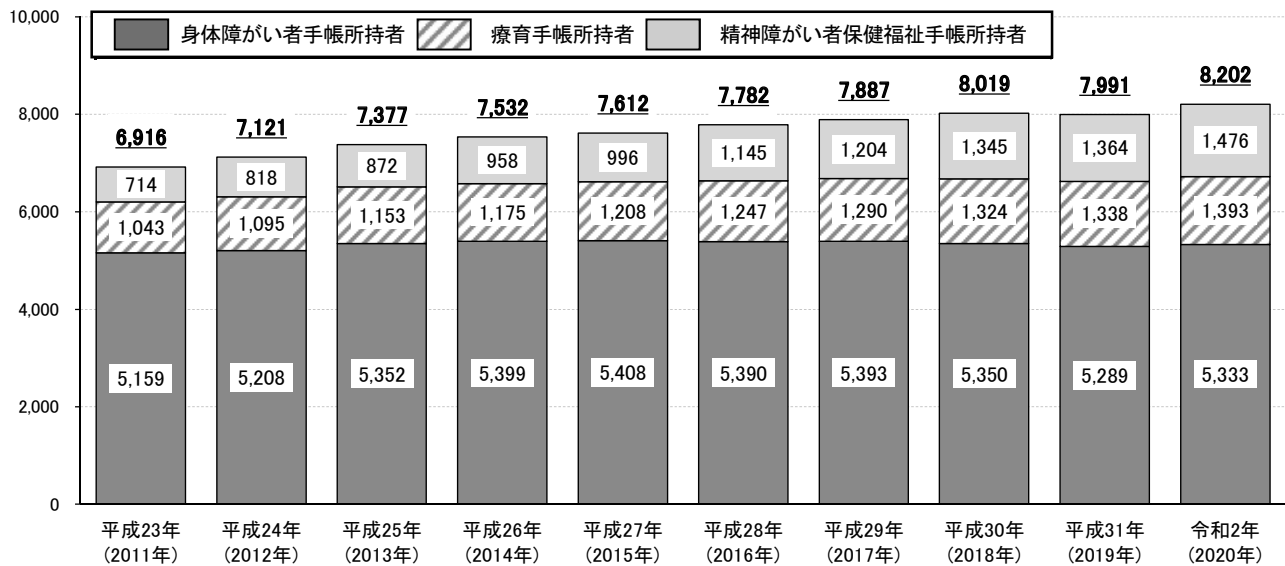
2 障がいのある人の状況

(1) 障がい者手帳所持者の推移

本市の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者それぞれの合計は、令和2（2020）年4月1日現在では8,202人で増加を続け、平成23（2011）年のおよそ1.2倍となっています。ただし、手帳を重複して所持している人もいるため、延べ人数となります。また、難病等疾患のある人や発達障がい、それぞれ障がい者手帳を所持していない人もあり、障がいのある人はこの数字よりも多いものと推計されます。

令和2（2020）年4月1日現在の人口121,321人に対する割合は6.8%で、障がい種別では、身体障がい者手帳所持者が65.0%で最も多く、療育手帳所持者が17.0%、精神障がい者保健福祉手帳所持者が18.0%となっています。

■障がい者手帳所持者の推移



資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

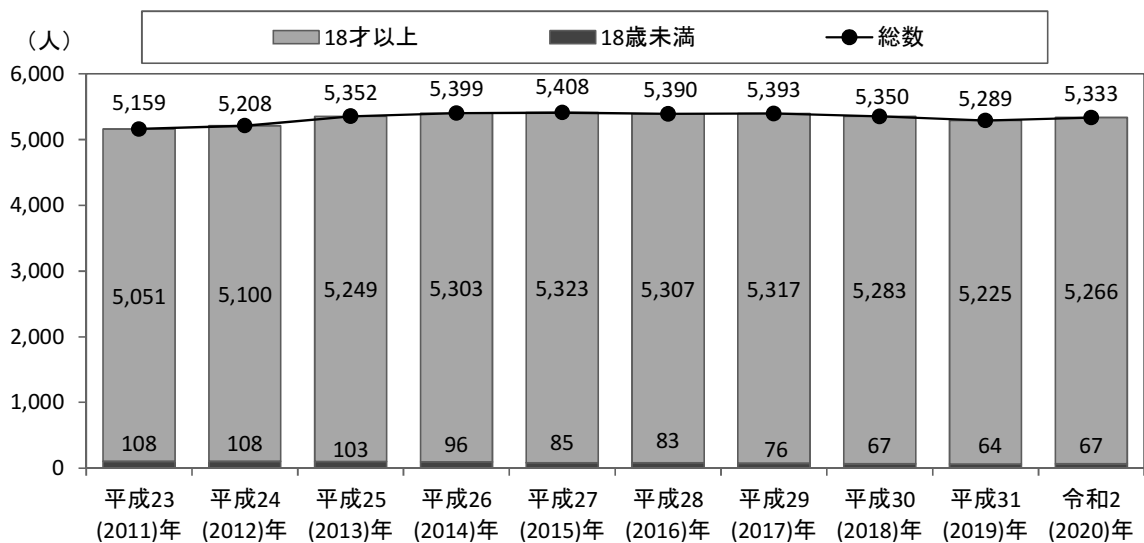
(2) 身体障がいのある人の状況

① 身体障がい者手帳所持者数

身体障がい者手帳所持者数は増加を続け、平成23(2011)年から平成27(2015)年までは増加し続けていましたが、平成28(2016)年に減少に転じて以降、増減を経て、令和2(2020)年4月1日現在では5,333人となっています。うち18歳未満が67人、18歳以上が5,266人となっています。また、18歳以上のうち、65歳以上の高齢者が3,815人で、全体の71.5%を占めています。

身体障がい者手帳所持者数の増加の伸びは、平成23(2011)年以降でみると、年平均19人程度の増加となっています。

■ 身体障がい者手帳所持者数の推移



資料: 障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

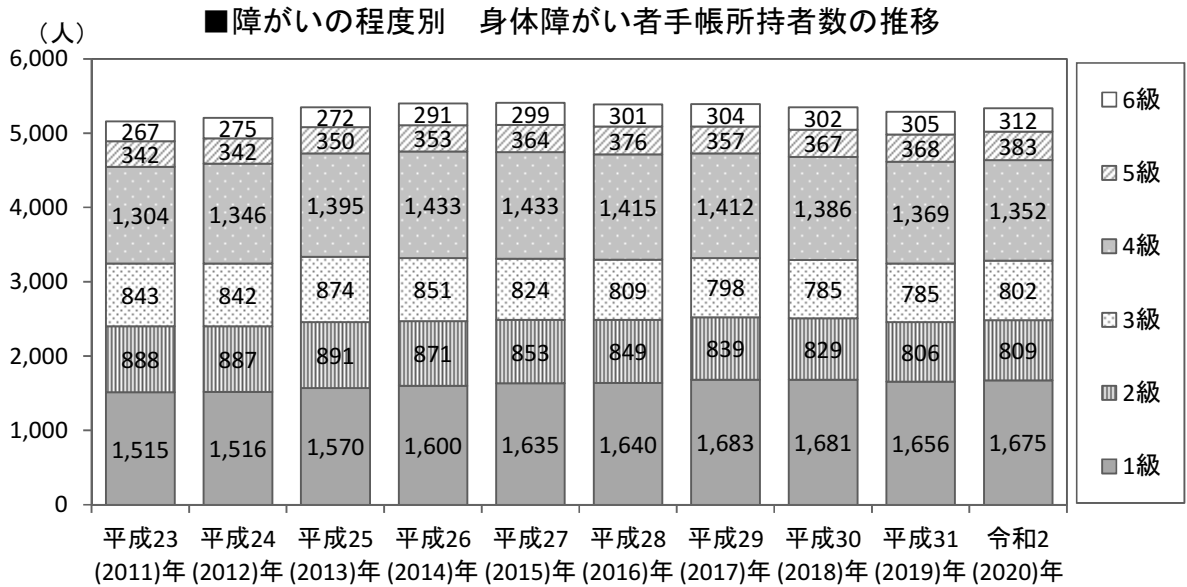
② 障がいの程度別手帳所持者数

1級及び2級の重度の人は、令和2(2020)年4月1日現在で2,484人となっており、平成23(2011)年から増加傾向を経て近年横ばいにあります。また、身体障がい者手帳所持者総数に占める重度率は46.6%で、平成23(2011)年以降、年により上下の変動はあるものの、概ね46%台で推移しています。

■ 重度率の推移

年次 項目	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年
重度率(%)	46.6	46.1	46.0	45.8	46.0	46.2	46.8	46.9	46.5	46.6

資料: 障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

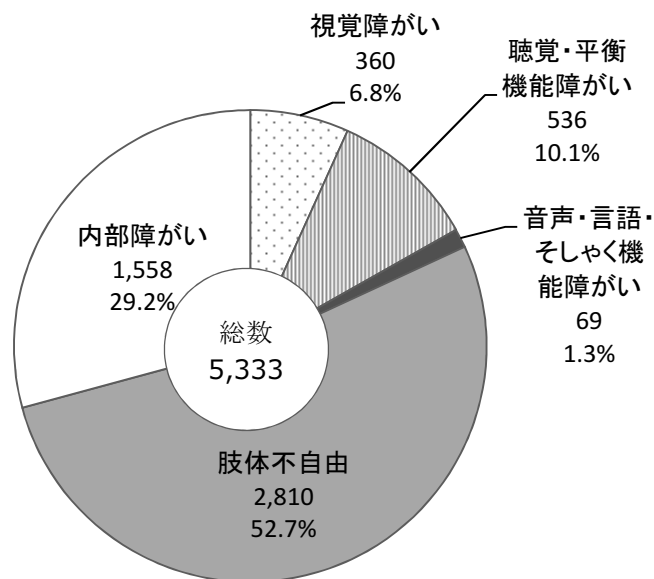


資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

③ 障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の構成

令和2(2020)年4月1日現在の障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の構成をみると、肢体不自由が最も多く52.7%と、半数を超えています。次いで「内部障がい*」が29.2%、「聴覚・平衡機能障がい」が10.1%、「視覚障がい」が6.8%、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が1.3%となっています。

■障がいの種類別 身体障がい者手帳所持者の構成



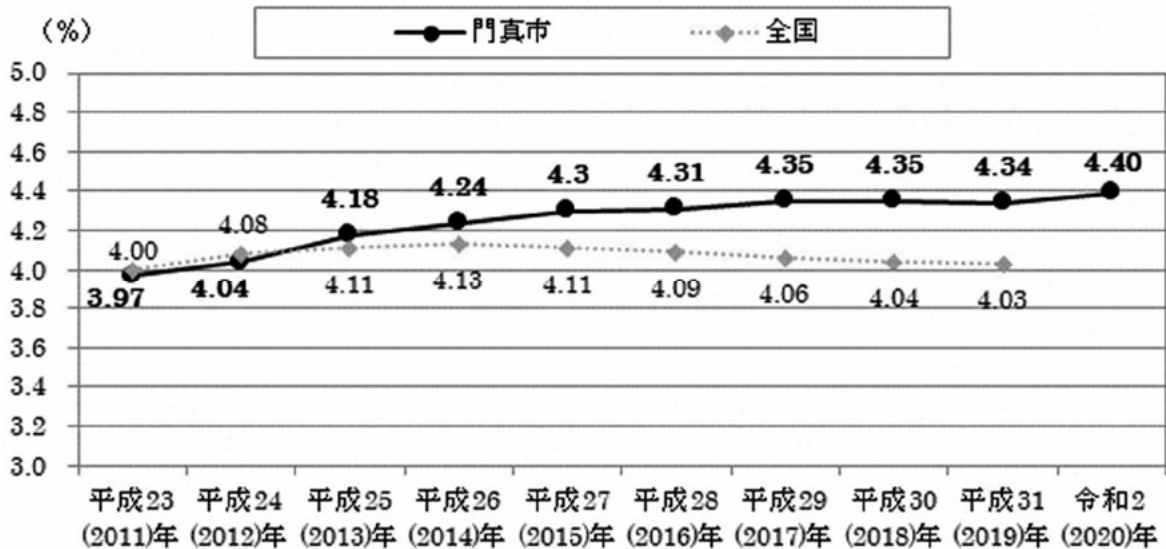
資料：障がい福祉課調べ(令和2(2020)年4月1日現在)

④ 身体障がい者手帳所持者の対人口割合

身体障がい者手帳所持者の総人口に対する割合（以下、対人口割合といいます。）は、平成23(2011)年が3.97%で、その後は概ね上昇傾向で推移し、令和2(2020)年4月1日現在の人口121,321人に対する割合は、4.40%となっています。

また、平成23(2011)年、平成24(2012)年は全国平均より低く推移していましたが、平成25(2013)年からは全国の値を上回って推移しています。

■身体障がい者手帳所持者の対人口割合の推移



資料：門真市は障がい福祉課調べ

全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

注) 本市の人口は住民基本台帳(外国人含む)(各年4月1日現在)

全国の人口は総務省統計局による人口推計値(各年4月1日現在)

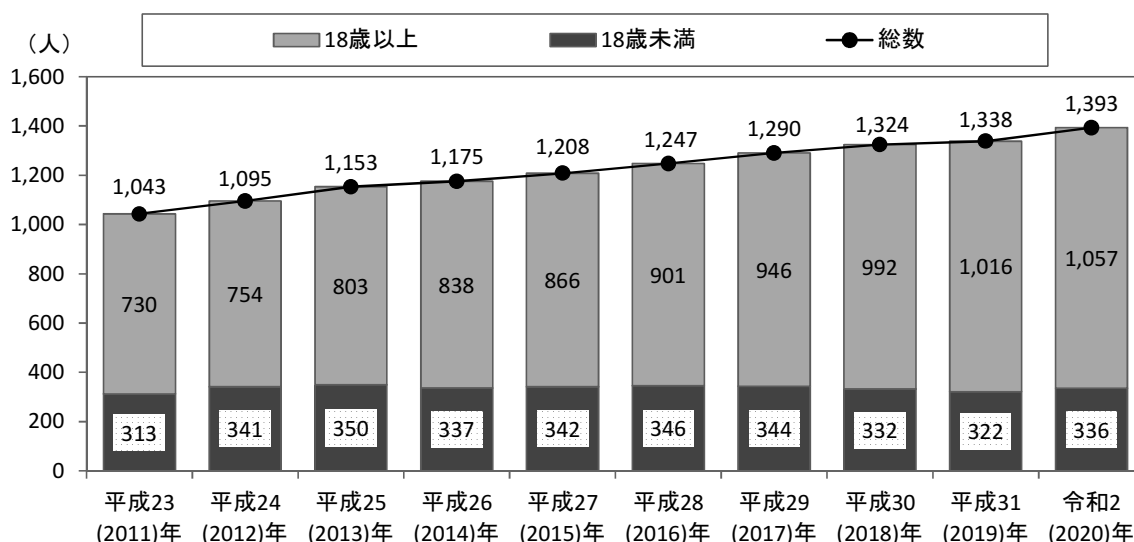
(3) 知的障がいのある人の状況

① 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、平成23（2011）年以降、増加し続け、令和2（2020）年4月1日現在では1,393人、うち18歳未満が336人、18歳以上が1,057人となっています。また、18歳以上のうち、65歳以上の高齢者は80人で、全体の5.7%にすぎません。

療育手帳所持者数の増加の伸びは、平成23（2011）年以降でみると、年平均40人程度の増加となっています。

■療育手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

② 障がいの程度別療育手帳所持者数

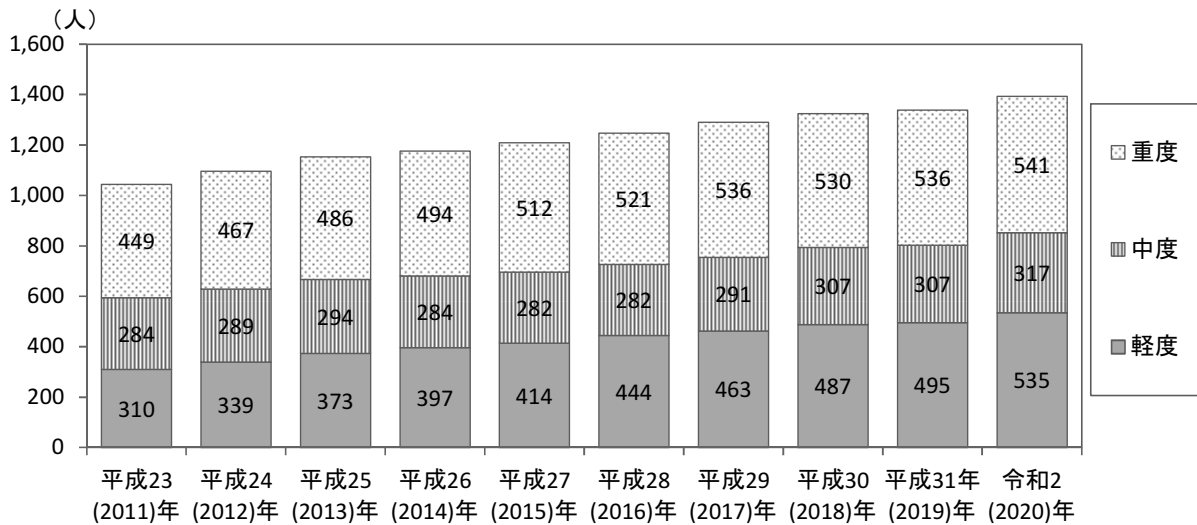
重度の人が、令和2（2020）年4月1日現在では541人で、療育手帳所持者総数の38.8%となっています。重度者数は平成23（2011）年に比べて92人増加していますが、療育手帳所持者総数が増加しているため、長期的な重度率としては低下傾向にあります。

■重度率の推移

年次 項目	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年
重度率(%)	45.3	42.6	43.4	42.1	43.2	41.8	41.6	40.0	40.0	38.8

資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

■障がいの程度別 療育手帳所持者数の推移



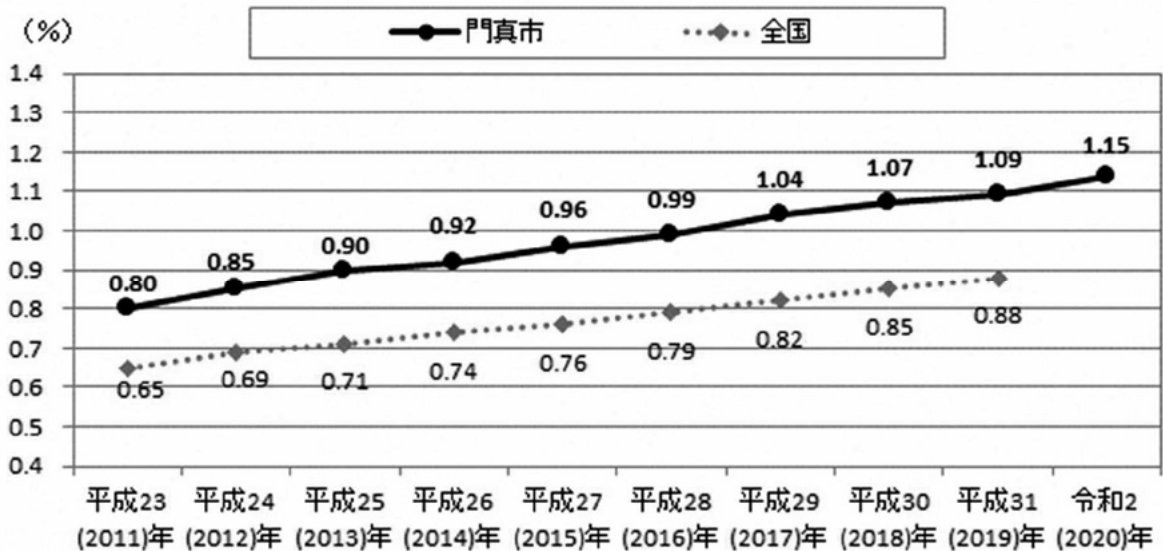
資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

③ 療育手帳所持者の対人口割合

療育手帳所持者の対人口割合は、平成23（2011）年が0.80%で、その後年々上昇し、令和2（2020）年4月1日現在の人口121,321人に対する割合は、1.15%となっています。

また、一貫して全国平均を上回って推移しており、その差は近年0.2ポイント程度となっています。

■療育手帳所持者の対人口割合の推移



資料：門真市は障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

注）本市の人口は住民基本台帳(外国人を含む)(各年4月1日現在)

全国の人口は総務省統計局による人口推計値(各年4月1日現在)

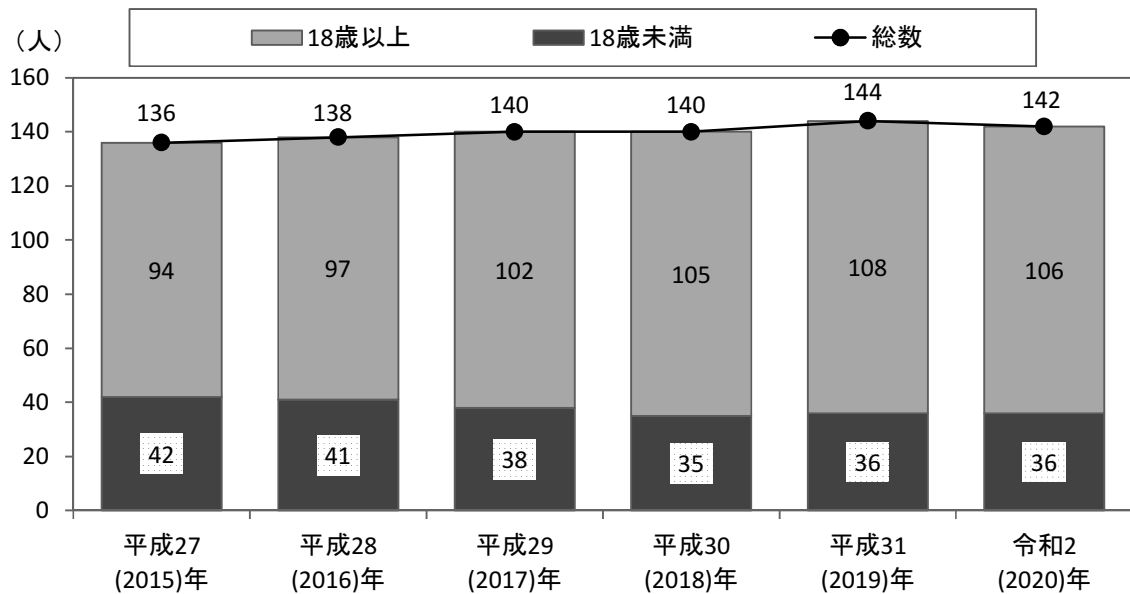
(4) 重症心身障がいのある人の状況

身体障がい者手帳の1・2級及び療育手帳のAを所持している重度の心身障がいのある人の状況をみると、18歳未満の子どもでは、平成27（2015）年の42人から減少傾向を経て、令和2（2020）年に36人となっています。

18歳以上の障がいのある人では、平成27（2015）年の94人から増加傾向を経て、令和2（2020）年に106人となっています。

重症心身障がいのある人の総数としては、平成27（2015）年の136人から増加傾向を経て、平成31（2019）年に144人と近年のピークに達し、令和2（2020）年に142人と減少に転じています。

■重症心身障がいのある人の推移



資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

(5) 精神障がいのある人の状況

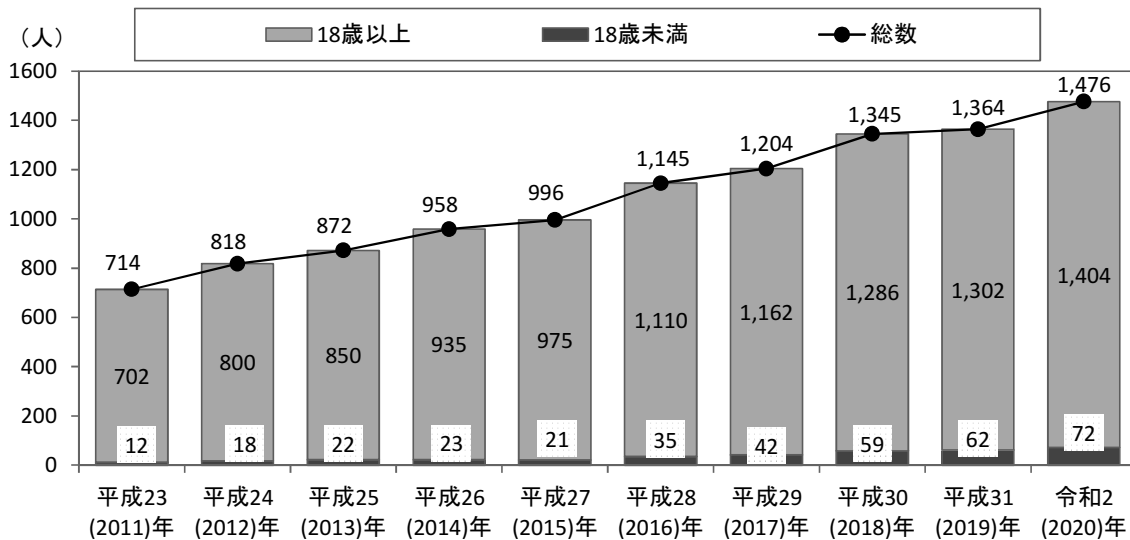
① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、令和2（2020）年4月1日現在では1,476人、うち18歳未満が72人、18歳以上が1,404人となっています。また、18歳以上のうち、65歳以上の高齢者は205人で、全体の13.9%となっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の増加の伸びは、平成23（2011）年以降で見ると、年平均85人程度の増加となっています。

なお、自立支援医療費の受給者数は、令和2（2020）年4月1日現在では2,503人で、精神障がい者保健福祉手帳所持者の約1.7倍となっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

② 障がいの程度別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

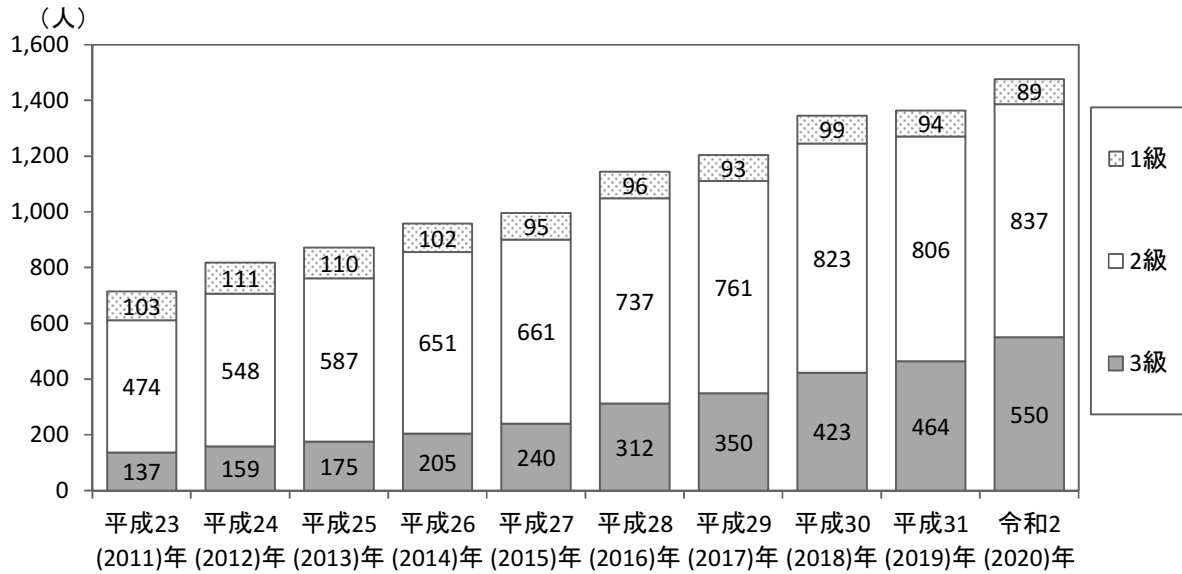
精神障がい者保健福祉手帳1級の重度の人が、令和2（2020）年4月1日現在で89人となっています。重度者数は、平成23（2011）年の103人から14人減少しており、精神障がい者保健福祉手帳所持者総数の増加も大きいため、重度率としては、平成23（2011）年の14.4%が、令和2（2020）年には6.0%と減少傾向にあります。

■重度率の推移

年次 項目	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年
重度率(%)	14.4	13.5	12.6	10.6	9.5	8.4	7.7	7.4	6.9	6.0

資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

■障がいの程度別 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

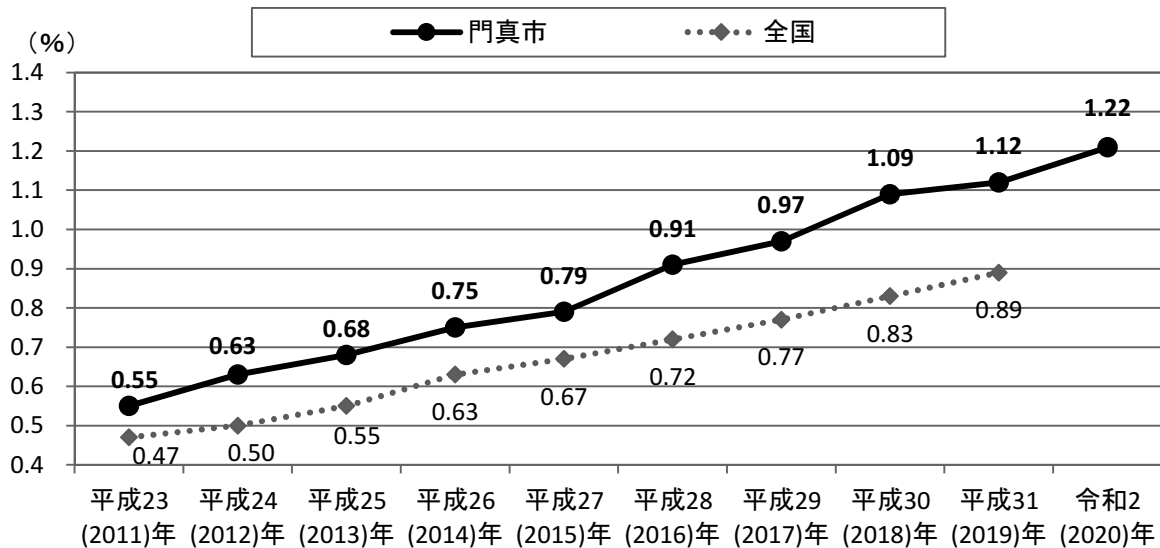


資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

③ 精神障がい者保健福祉手帳所持者の対人口割合

精神障がい者保健福祉手帳所持者の総人口に対する割合は、平成23（2011）年が0.55%で、その後年々上昇し、令和2（2020）年4月1日現在の人口121,321人に対する割合は、1.22%になっています。また、全国平均を上回って推移しており、その差が開く傾向にあります。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者の対人口割合の推移



資料：本市は障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)
 全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生業務報告(衛生行政報告例)」
 注)本市の人口は住民基本台帳(外国人を含む)(各年4月1日現在)
 全国は年度末交付者数から有効期限切れの人を除いた数、人口は住民基本台帳による
 (各年3月末現在)

(6) 難病等の疾病のある人の状況

難病自体は、約 7,000 種類があるといわれていますが、保健所による医療費助成の対象者数は、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在では 1,011 人、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在では 1,054 人、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日現在では 1,067 人となっています。対象疾患は、平成 27 (2015) 年 1 月に 110 疾病でしたが、徐々に拡大され、令和元 (2019) 年には 333 疾病となっています。

また、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日現在の対象者数 1,067 人のうち、身体障がい者手帳を所持している人が 527 人、手帳を所持していない人が 540 人となっており、手帳所持者には、これまでの障害者自立支援法による障がい福祉サービスの受給者も含まれます。

難病等のみによる障がい福祉サービスの利用者数は、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日現在では、7 人に増加しています。

障害者総合支援法によるサービスの対象病は、平成 27 (2015) 年 1 月に 151 疾病となっており、さらに令和元 (2019) 年の 7 月現在、361 疾病に拡大されたことにより、平成 26 (2014) 年 4 月 1 日現在の 2 人から 7 人に増加しています。

■保健所による医療費助成対象者数（難病等）の推移

年月日 項目	平成29 (2017)年 4月1日	平成30 (2018)年 4月1日	平成31 (2019)年 4月1日	令和2 (2020)年 4月1日
対象者数(人)	1,108	1,011	1,054	1,067

■難病法に基づく医療費助成対象疾病（指定難病）

年月日 項目	平成27 (2015)年 1月1日から	平成27 (2015)年 7月1日から	平成29 (2017)年 4月1日から	平成30 (2018)年 4月1日から	令和元年 (2019)年 7月1日から
疾病数	110	306	330	331	333

注) 治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度

■障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス対象疾病（難病等）

年月日 項目	平成27 (2015)年 1月1日から	平成27 (2015)年 7月1日から	平成29 (2017)年 4月1日から	平成30 (2018)年 4月1日から	令和元年 (2019)年 7月1日から
疾病数	151	332	358	359	361

3 アンケート調査からみた現状と課題

(1) アンケート調査からみた問題点や課題

「障がい児（者）福祉に関するアンケート調査」結果から、障がいのある人の生活の様子と課題についてみます。アンケート調査の概況は、次のとおりです。

■「障がい児（者）福祉に関するアンケート調査」の実施概要

	調査区分	
	障がい児調査	障がい者調査
(1) 調査地域	門真市全域	
(2) 調査対象	令和元（2019）年12月1日現在、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持する18歳未満の方（悉皆調査*）	令和元（2019）年12月1日現在、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持する18歳以上64歳以下の方
	[本人が回答することが難しい場合は介護者等が回答]	
(3) 抽出方法	全員（悉皆調査）	年齢別の層化無作為抽出
(4) 配布数	384 件	2,616 件
(5) 有効回収数 [有効回収率]	175 件 [45.6 %]	1,191 件 [45.5 %]
(6) 調査方法	郵送配布・郵送回収	
(7) 調査期間	令和2（2020）年 1月17日（金）～ 2月7日（金）	

※悉皆（しっかい）調査とは、対象となる人を全て調べる調査のことです。

■「障がい児（者）福祉に関する事業所・団体アンケート調査」の実施概要

	調査区分	
	事業所調査	団体調査
(1) 調査地域	門真市全域（一部、近隣市の事業所を含む）	
(2) 調査対象	市内及び近隣市の障がい福祉サービス提供事業所、障がい児通所事業支援事業所	市内の障がい児（者）団体
(3) 配布数	114 事業所	5 団体
(4) 有効回収数 [有効回収率]	55 件 [48.2 %]	5 件 [100.0 %]
(5) 調査方法	Eメールにて調査票送信（一部、郵送・手渡し含む）、Eメール・FAX・郵送にて回収	
(6) 調査期間	令和2（2020）年 1月24日（金）～ 2月14日（金）	

図表中に以下の表示がある場合は、複数回答を依頼した質問を示しています。

・ MA % (Multiple Answer) : 回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合

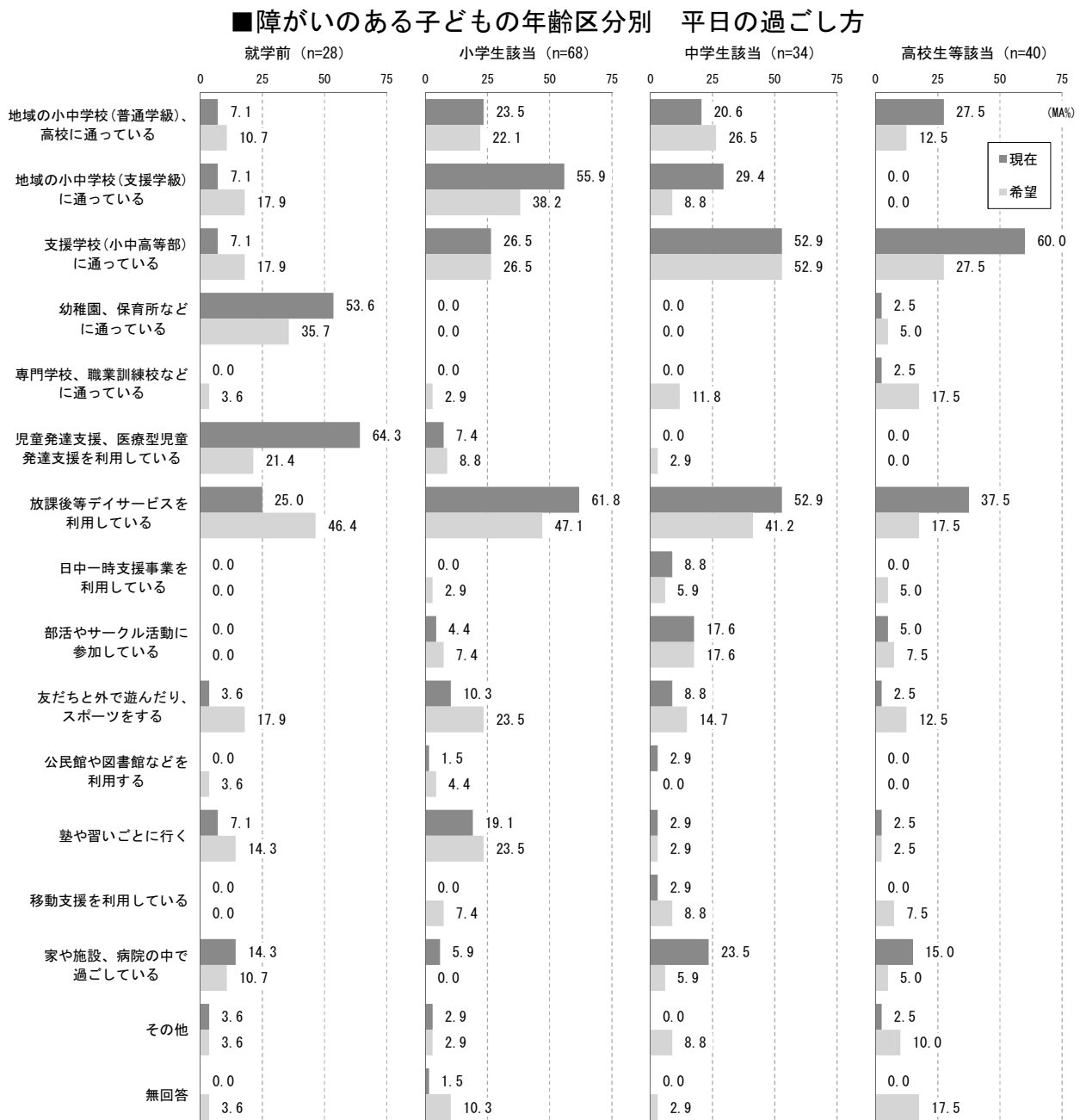
・ 3LA% (3 Limited Answer) : 回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合

※特に断りがない限り、単一回答（回答選択肢の中からあてはまるものを1つだけ選択する）形式の設問

① 障がいのある子どもの平日・休日の過ごし方

現在の平日の過ごし方について、年齢区分別にみると、就学前では「児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している」が64.3%、「幼稚園、保育所などに通っている」が53.6%、小学生該当では「放課後等デイサービスを利用している」が61.8%、「地域の小中学校（支援学級）に通っている」が55.9%、中学生該当では「支援学校※（小中高等部）に通っている」、「放課後等デイサービスを利用している」がともに52.9%、高校生等該当では「支援学校（小中高等部）に通っている」が60.0%と、それぞれ多くなっています。

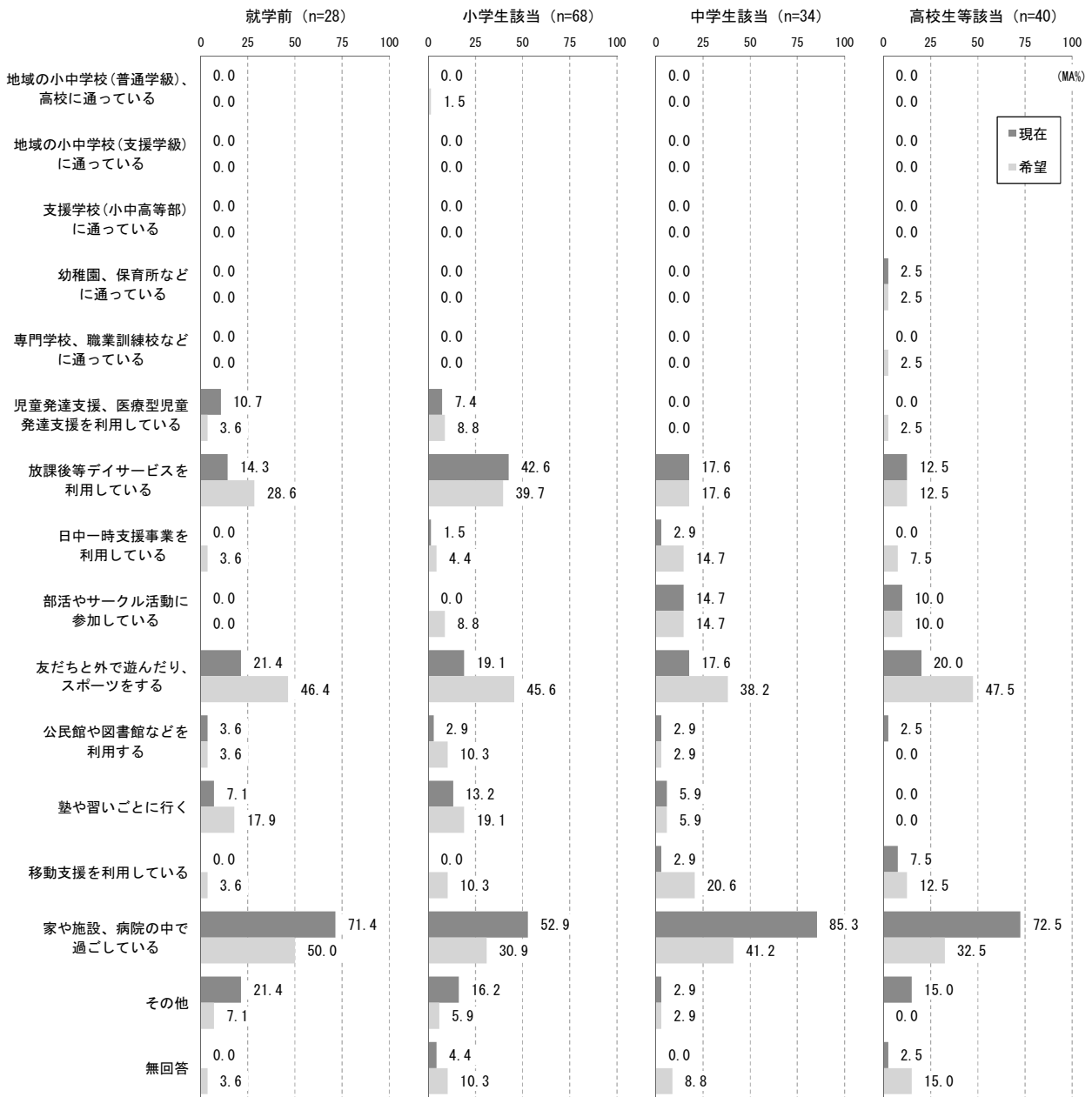
一方、希望する平日の過ごし方は、就学前及び小学生該当では「放課後等デイサービスを利用している」、中学生該当及び高校生等該当では「支援学校（小中高等部）に通っている」が、それぞれ最も高くなっています。



現在の休日の過ごし方について、いずれも「家や施設、病院の中で過ごしている」が最も多くなっています。また、小学生該当では「放課後等デイサービスを利用して」が42.6%と高くなっています。

一方、希望する休日の過ごし方としては、就学前及び中学生該当では「家や施設、病院の中で過ごしている」、小学生該当及び高校生等該当では「友だちと外で遊んだり、スポーツをする」が、それぞれ最も多くなっています。

■障がいのある子どもの年齢区分別 休日の過ごし方

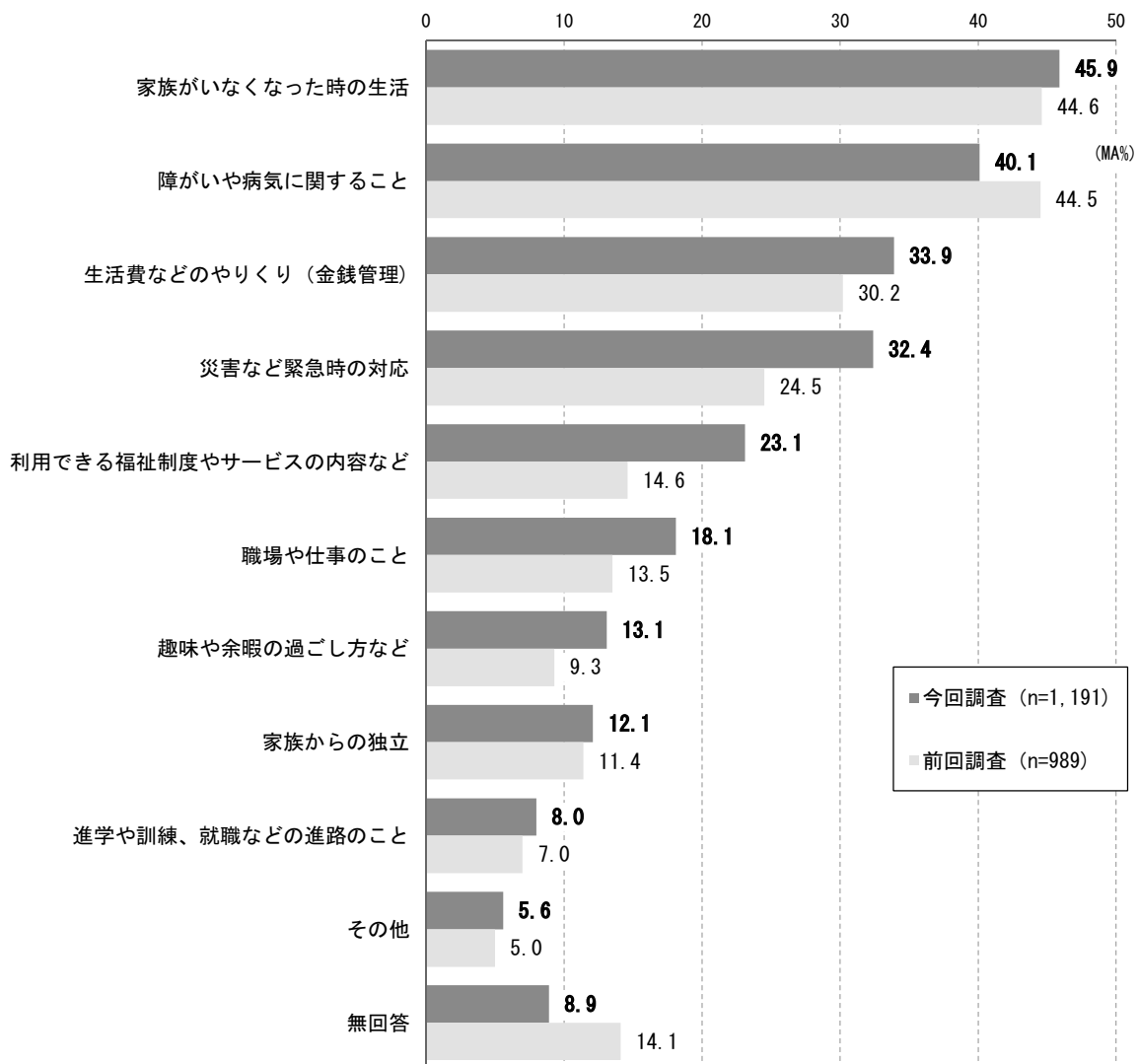


② 生活する上で困っていること

障がいのある人が、困っていることや心配に思っていることでは、「家族がいなくなった時の生活」が45.9%と最も高く、次いで「障がいや病気に関すること」が40.1%、「生活費などのやりくり（金銭管理）」が33.9%、「災害など緊急時の対応」が32.4%となっています。

前回調査と比べると、「利用できる福祉制度やサービスの内容など」（今回23.1%、前回14.6%）が8.5ポイント、「災害など緊急時の対応」（今回32.4%、前回24.5%）が7.9ポイントの上昇となっています。

■障がいのある人の困りごと・心配なこと／前回調査との比較

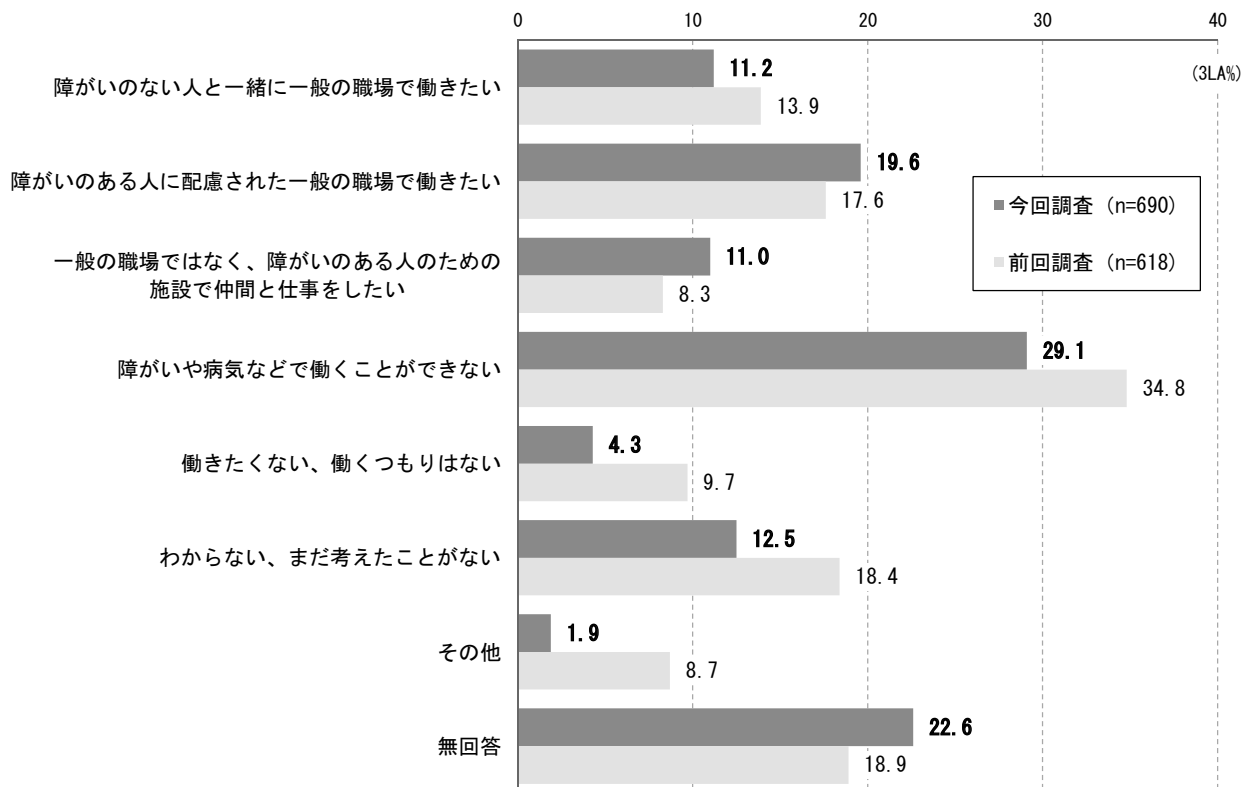


③ 障がいのある人の就労意向

障がいのある人の今後働くことについての考えでは、「障がいや病気などで働くことができない」が29.1%と最も高く、「障がいのある人に配慮された一般の職場で働きたい」が19.6%などとなっています。

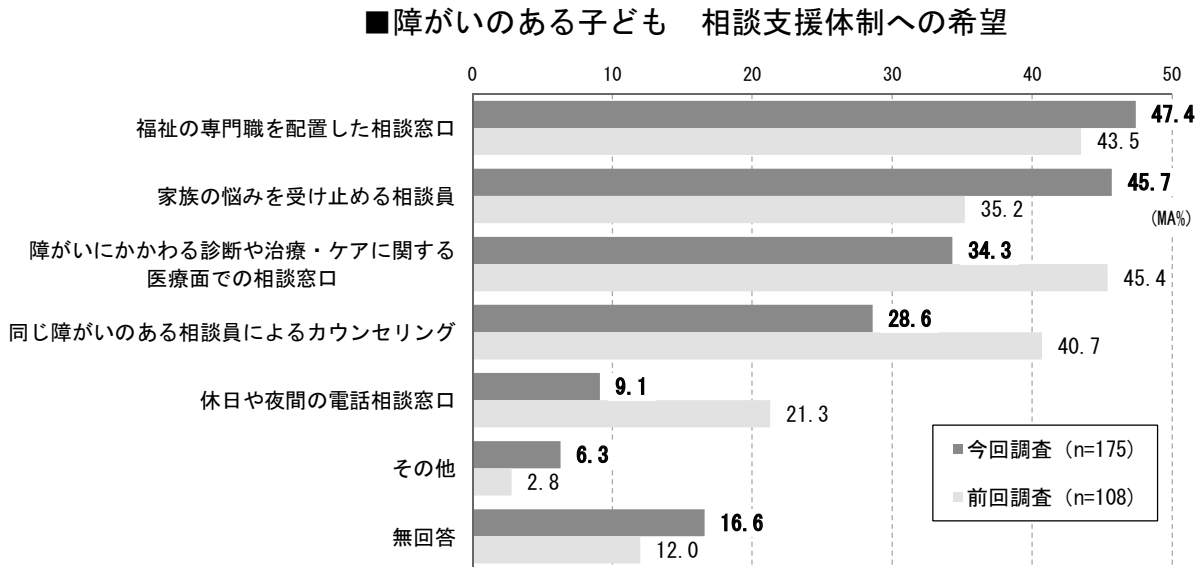
前回調査と比べると、「障がいのない人と一緒に一般の職場で働きたい」（今回11.2%、前回13.9%）が2.7ポイント低下しているのに対し、「障がいのある人に配慮された一般の職場で働きたい」（今回19.6%、前回17.6%）は2.0ポイント、「一般の職場ではなく、障がいのある人のための施設で仲間と仕事をしたい」（今回11.0%、前回8.3%）は2.7ポイントの上昇となっています。

■障がいのある人の就労意向／前回調査との比較

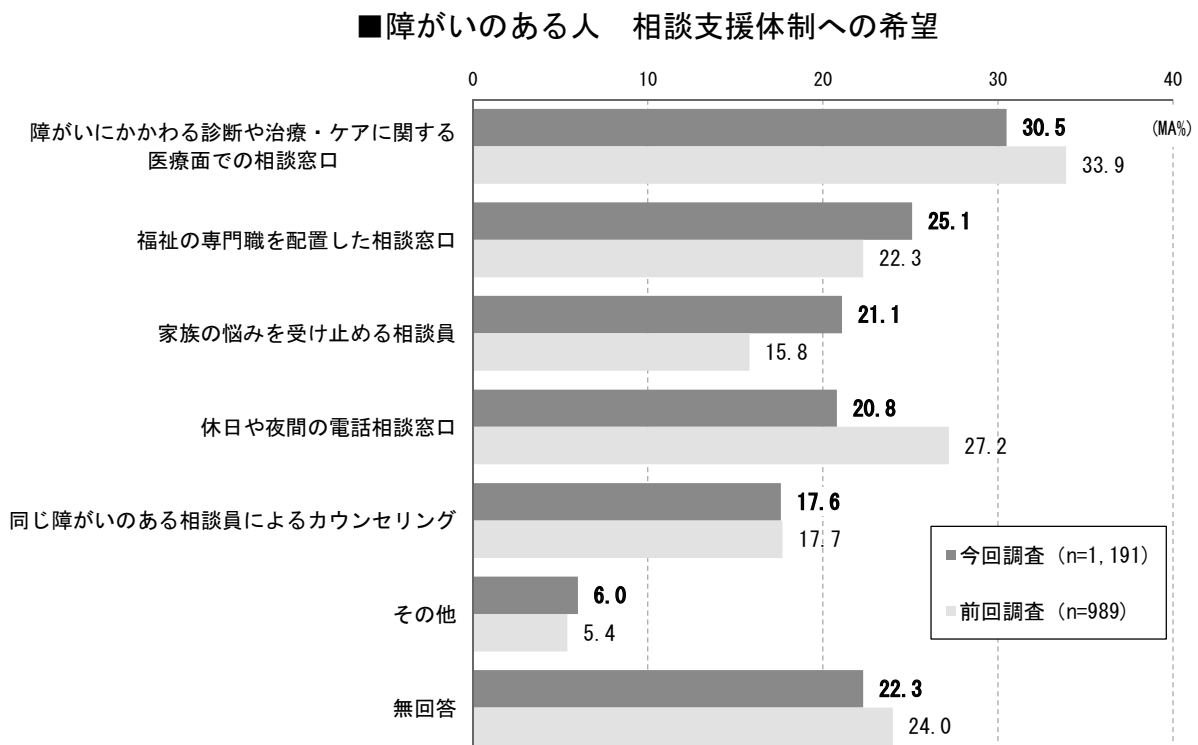


④ 今後の相談支援体制に希望すること

今後の相談支援体制についての希望としては、「福祉の専門職を配置した相談窓口」が47.4%、「家族の悩みを受け止める相談員」が45.7%と高く、前回調査から上昇しています。一方、そのほかの項目は、いずれも10ポイント以上低くなっています。



今後の相談支援体制についての希望としては、「障がいにかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談窓口」が30.5%と最も高くなっています。前回調査と比べ「家族の悩みを受け止める相談員」（今回 21.1%、前回 15.8%）が5.3ポイント上昇しています。



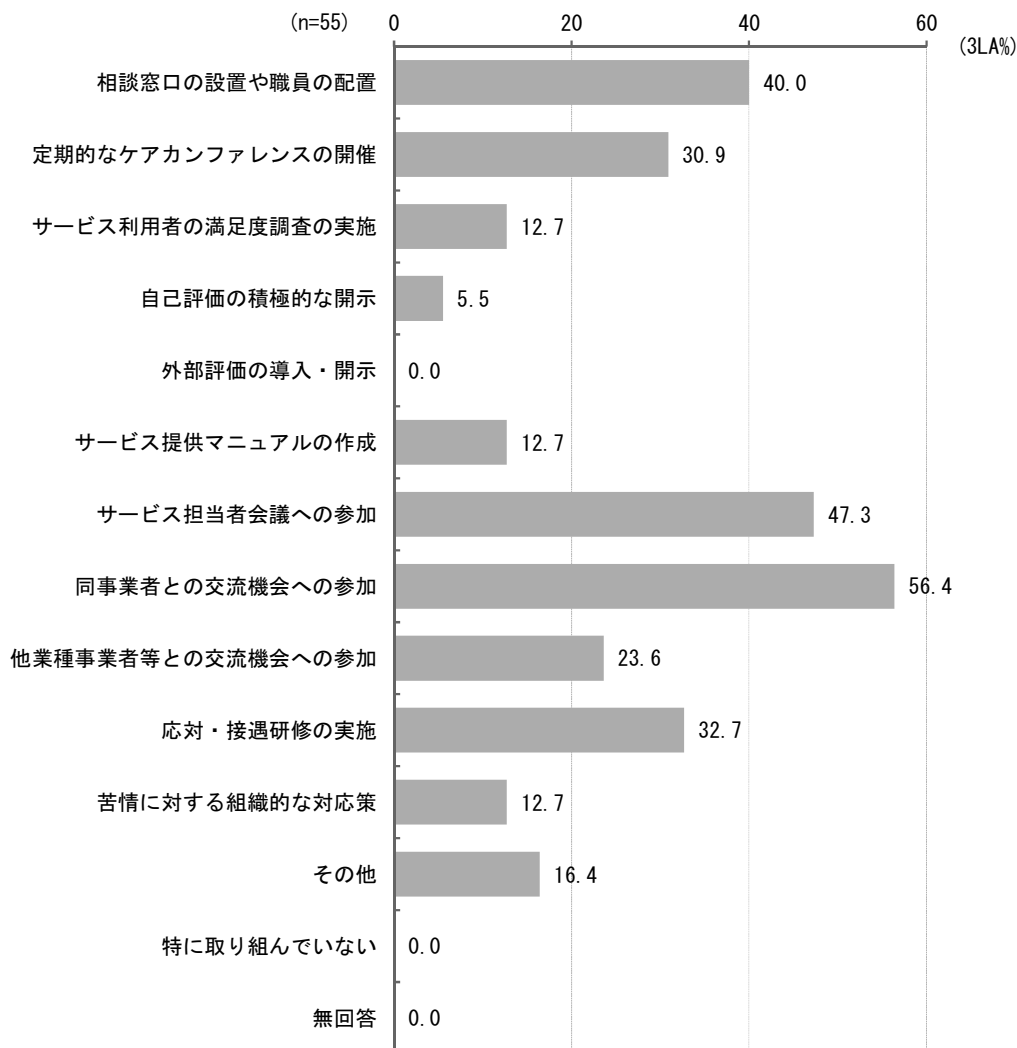
(2) 障がい児（者）福祉に関する事業所・団体アンケート調査から

本計画の策定にあたり、その基礎資料とするため、障がい児（者）福祉に関する事業所・団体を対象としたアンケート調査を実施しました。いただいた回答の中から、計画に関連する主な結果をあげます。

① サービスの質向上に向けた取組

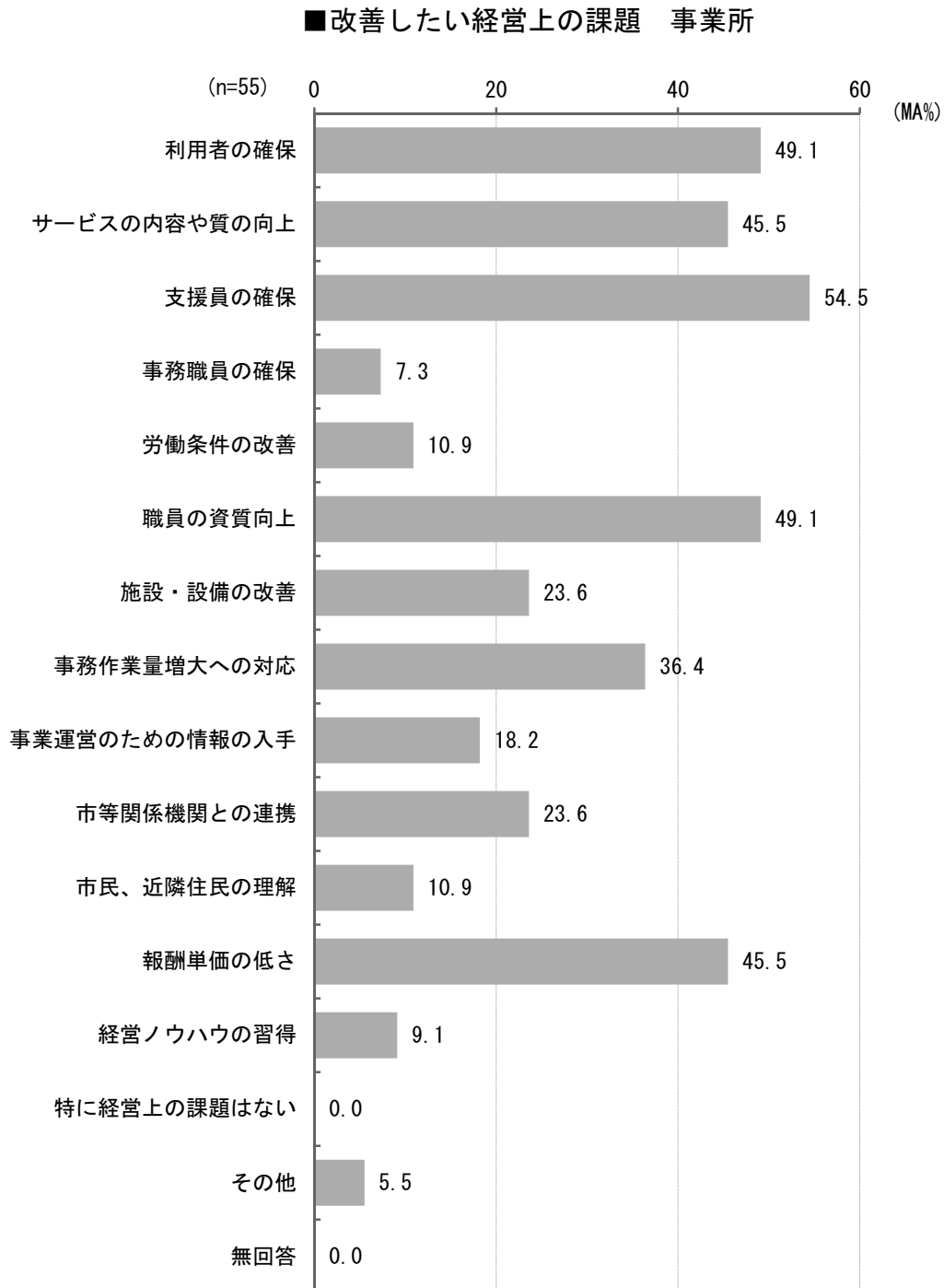
サービスの質の向上のために重点的に取り組んでいることは、「同事業者との交流機会への参加」が56.4%と最も高く、次いで、「サービス担当者会議への参加」が47.3%、「相談窓口の設置や職員の配置」が40.0%となっています。

■ サービスの質向上のために取り組んでいること 事業所



② 改善したい経営上の課題

円滑な事業運営のために、改善したい経営上の課題は、「支援員の確保」が 54.5%と最も高く、次いで、「利用者の確保」、「職員の資質向上」がそれぞれ 49.1%、「サービスの内容や質の向上」、「報酬単価の低さ」がそれぞれ 45.5%となっています。

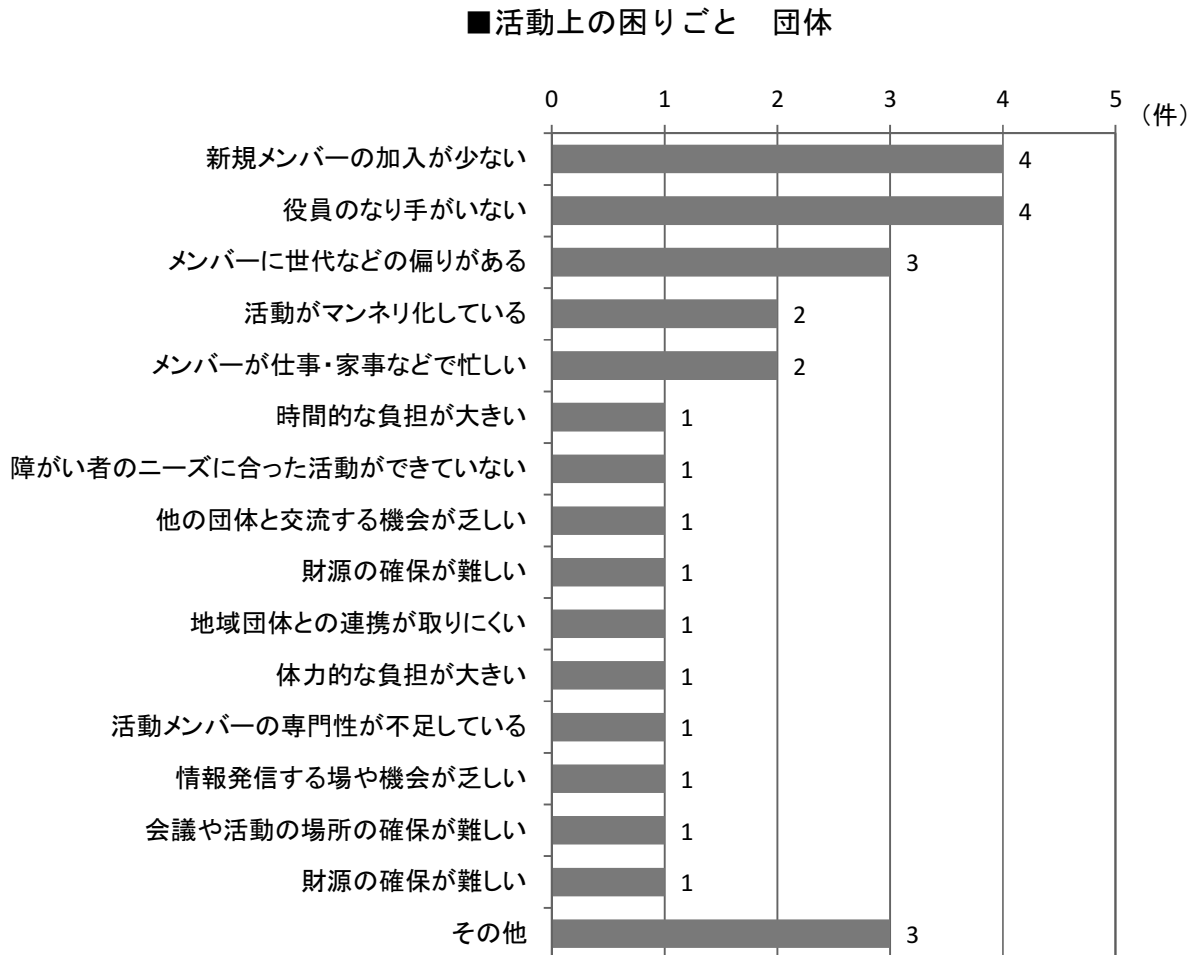


③ 障がい福祉サービスに対する事業所の意見

- 行政、事業所間、教育現場との連携、情報共有について
 - ・市や他事業所からの情報がなくどのようなニーズがあるかわからない
 - ・利用者情報、見学や体験希望者を紹介してほしい
 - ・解決の難しい課題・問題について、市に実情を聞いてほしい
 - ・本人、家族を含めて解決したい事項を、誰とどのように解決していくか
 - ・地域での活動を事業所間で協力したい
 - ・成人事業所への移行時に、必要な支援が継続できなくなっている
 - ・学校の障がい福祉サービスへの理解を深め、連携に協力してほしい
- 計画相談支援（相談支援員）について
 - ・相談支援事業所の事業運営の安定、相談支援専門員が余力を持って計画相談にあたれる体制づくりが必要
 - ・相談支援員という役職について学校への周知が不足している
 - ・計画相談については状況をみながら受け入れていきたい
- 入所施設の充実について
 - ・利用者や保護者の高齢化で生活の場のニーズが拡大している、グループホームや入所施設等が充実するような制度づくり
 - ・短期入所に関しては社会資源※がない
- 利用者との関係づくりについて
 - ・ケア時間の変更等が多々あり計画通りにサービス提供できない
 - ・保護者との付き合い方で困ることがある
- その他
 - ・移動支援の単価が安い、周囲の市町村の動向を確認しつつ調整が必要
 - ・ヘルパーの人材不足、支給決定を受けてもヘルパーを確保できない
 - ・医療的ケア※のニーズに対応する事業所が少ない
 - ・就労移行支援サービスの認知がなく、なかなか利用に至らない
 - ・2ヶ月に1回程度程度の研修の実施（虐待防止、障がいの理解啓発、福祉施策など）
 - ・医療的配慮が必要な障がい者の相談窓口を設けてほしい
 - ・自主製品の販売等で障がい者への協力・配慮が不十分
 - ・福祉対象児の不登校支援は制度の隙間になっている

④ 団体において、活動する上で困っていること

障がい福祉に関する団体を対象にしたアンケート調査では、主に記述式の回答を得られましたが、「活動する上で困っていること」について意見を整理したところ、以下のような困り事が挙げられます。



⑤ 暮らしやすいまちづくりのために力を入れるべきこと（団体）

- ・障がい者に適した住居の確保(公営住宅やグループホームの整備など)
- ・防犯・防災体制の充実
- ・地域における障がいや障がい児（者）に対する理解の推進
- ・在宅で受けられる生活支援サービスの充実
- ・障がいの特性を理解し、子どもの可能性を伸ばすような教育・療育の推進
- ・さまざまな障がいのある人がコミュニケーションを取れる環境整備
- ・教育現場での障がいのある人に対する理解を深めるような福祉教育の推進
- ・就労や雇用の促進
- ・外出支援サービスの充実
- ・利用しやすい道路や交通機関などの整備・改善
- ・相談支援や権利擁護の推進
- ・地域に住む人が力をあわせて障がいのある人を支えていく体制づくり
- ・就労するための訓練
- ・福祉サービスの案内やインターネットによる広報など、情報提供の充実
- ・生活習慣病の予防など健康づくりの推進
- ・在宅で医療的ケアなどが適切に受けられるための支援
- ・医療・リハビリテーション体制の充実
- ・ユニバーサルデザインの推進
- ・障がいの早期発見・早期治療(療育)を考えた早い段階での適切な対応

⑥ 今後の障がい福祉施策の推進に関する団体の意見

- ・行政による福祉の充実強化
- ・「手話言語条例」の制定により、障がい特性への理解を広める
- ・未就学児や乳幼児に対しては、保護者を含めて「言語としての手話」の獲得が最重要課題。大阪府の施策と連携して、聴覚障がいを持つ新生児とその保護者の手話言語獲得の支援ができる体制の構築を望む
- ・知的障がい当事者の家族が支援できなくなった時の対応が必要
- ・重度障がい児（者）のための福祉サービス事業所
- ・地域社会の希薄化により、障がいのある人は地域の取組やイベントなどに参加がしづらい状況
- ・弱い立場の人が暮らしやすい地域になるよう基礎的環境整備を推進
- ・合理的配慮^{*}の提供を発信できない障がい特性を理解してほしい

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念と基本的な視点

計画の理念については、すべての障がいのある人の総合的な分野の計画である「門真市第4次障がい者計画」の基本理念である『一人ひとりの個性が輝き、誰もが安心していきいきと暮らし、支え合う共生のまち かどま』を踏まえ、すべての障がいのある人が個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、一人ひとりに合った必要な支援の体制づくりをめざします。

同時に、行政のみならず、地域住民、ボランティア団体、障がいのある当事者、サービス提供事業所、医療・福祉・保健・教育・就労等関係機関等が連携・協力し合い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しながら共に生きる社会づくりをめざします。

また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を総合的に推進するため、次の4つの点を重視します。

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

「地域共生社会^{*}」を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスの提供の確保に努めます。また、障がいのある人が必要な障がい福祉サービス及びその他の支援を受けながら、自立と社会参加が促進できるよう、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的^{*}な障がい福祉サービス等の実施

障がい者手帳の所持者に限らず、発達障がいのある人や強度行動障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、難病等の疾患及び障がいのある子どもが、身近な地域で障がい種別によらない一元的なサービスを受けることができるように、市が実施主体の基本となり、サービスの充実に努めます。また、障がい福祉サービス等の活用が促進されるように、障がいのある人及びその家族等に必要な情報提供を進めるとともに、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援体制の構築をめざします。

③ 包括的ケアのシステムづくりの推進

障がいのある人の自立支援の観点から、引き続き、地域生活への移行や地域生活の維持、就労支援など、総合的に支えるため、地域生活支援の拠点づくりをはじめ、相談体制、地域住民や団体等との連携による共生社会づくり、また、介護・医療・福祉・教育等との連携など地域の社会資源を最大限に活用した包括的なケアのためのシステムづくりを進めます。

④ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもの健やかな育成を支援するため、障がい種別にかかわらず質の高い専門的な療育支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、地域社会への参加や「共に学び、共に育つ」教育環境の充実に努め、ライフステージ※に沿った切れ目のない一貫した支援体制の構築をめざします。

2 第6期障がい福祉計画における成果目標

※門真市では、元号（西暦）の併記としていますが、ここでは文章の見やすさを考慮し、元号のみの表記としています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

① 施設入所者の地域生活への移行

国基準に沿った目標設定とし、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本として設定

② 施設入所者の削減数

国基準に沿った目標設定とし、令和元年度末時点の施設入所者数から令和5年度末までに1.6%以上削減することを基本として設定

■第5期計画の検証

施設入所者の地域生活への移行者数についての第5期計画の目標値は7人でしたが、平成30年度及び令和元年度の累計は3人で、令和2年度においても目標の達成は難しい状況です。

施設入所者の削減数の目標値2人に対し、平成30年度及び令和元年度の累計は8人で、目標は達成しています。

■第5期計画の実績

項目		数値	考え方
実績値	平成28年度末の入所者数78人からグループホーム等への地域生活移行者数	3人	平成30年度及び令和元年度の累計：3人 (目標値：令和2年度末 7人)
	施設入所者の削減数	8人	平成28年度末の入所者数78人と平成30年度及び令和元年度末の入所者数の比較による累計：8人 (目標値：令和2年度末 2人)

■第6期計画の目標

大阪府の基本的な考え方を踏まえ、地域移行者や新たに施設入所が見込まれる人数等を勘案しながら、施設入所者の地域生活への移行について、大阪府の基本的な考え方や実績、ニーズ等を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者70人のうち5人と設定しました。これは、令和元年度末時点の施設入所者の7.1%となります。

施設入所者の削減数については、令和5年度末までに削減する施設入所者数の成果目

標を1人と設定しました。

■第6期計画における目標設定

項目		数値	考え方
基準値	令和元年度末時点の入所者数 (A)	70人	令和元年度末時点の施設入所者数
目標値	①令和5年度末の地域生活移行者数 (B)	5人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
		7.1%	移行割合 (B/A)
目標値	②令和5年度末の削減見込数 (C)	1人	施設入所者の削減見込数
		1.4%	削減割合 (C/A)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム^{*}の構築

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする【新規】

令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を目標値として設定

入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とする

■第5期計画の検証

国の基準に沿った目標設定とし、令和2年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標とし、令和2年度に「門真市地域移行地域定着支援会議」を協議の場として活用し、事例、検証などを行うこととしました。

■第6期計画の目標

令和元年度6月末日時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数が79人であるため、大阪府の基本的な考え方や実績、ニーズ等を踏まえ、令和5年6月末日時点の長期入院患者数を75人と設定しました。これは、令和元年6月末日時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数94.9%となります。また、令和5年度末の削減見込み数を1人とし、1.3%の削減割合を設定しました。また、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とし、入院後

3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上と設定しました。今後も精神病床における長期入院患者の地域移行が促進されるよう、「門真市地域移行地域定着支援会議」を協議の場として活用し、事例検討、目標設定及び評価などを行い、地域整備に努めます。

■第6期計画における目標設定

項目		数値	考え方
基準値	令和元年6月末日時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数 (A)	79人	
目標値	①令和5年6月末日時点の精神病床における1年以上長期入院患者数 (B)	75人	
		94.9%	割合 (B/A)
目標値	②令和5年度末の削減見込数 (C)	1人	施設入所者の削減見込数
		1.3%	削減割合 (C/A)

■第6期計画における目標設定

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	人/年	15	15	15
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	回/年	1	1	1

(3) 地域生活支援拠点等の整備

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運営状況を検証及び検討することを目標として設定

■第5期計画の検証

平成31年4月に門真市内に地域生活支援拠点を開設し、同時に共同生活援助（グループホーム）を開始するとともに、基幹相談支援センター*も移転しました。令和元年10月には短期入所が開始されました。

■第6期計画目標

すでに平成31年4月にグループホーム（14床）、短期入所（6床）、相談支援等、居住支援のための機能を集約した多機能型の地域生活支援拠点を設置しております。地域生活支援拠点における地域移行や親元からの自立等をめざすための体験の機会・場の提供などを含めた質の向上を図るとともに、地域との交流機会の確保など、適切な運営を図るため、年1回運営状況及び検証を門真市障がい者地域協議会にて協議を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

① 一般就労への移行者数の増加

国の目標設定の考え方及び大阪府の実績等を踏まえ、令和5年度中の一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを目標として設定

② 就労移行支援事業等の利用者数

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度中の就労移行支援利用者数を令和元年度実績の1.30倍以上とすることを目標として設定

また、令和5年度中の就労継続支援A型利用者数を令和元年度実績の1.26倍以上とすることを目標として設定【新規】

令和5年度中の就労継続支援B型利用者数を令和元年度実績の1.23倍以上とすることを目標として設定【新規】

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

国基準に沿った目標設定とし、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを目標として設定

④ 就労定着支援による就労定着率の増加

国基準に沿った目標設定とし、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標として設定

■第5期計画の検証

福祉施設から一般就労への移行者数の目標値35人に対し、平成30年度末が18人、令和元年度末が29人で、令和元年度末時点の目標達成率は82.9%となっています。

就労移行支援事業利用者数の目標107人に対し、平成30年度末で70人、令和元年度末では46人で、令和元年度末時点の目標達成率は43.0%となっています。

就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合の目標が5割以上に対し、平成30年度末では2割、令和元年度末では5割となっており、目標を達成しています。

■第5期計画の実績

項 目		数 値	考 え 方
目標値	令和2年度末の 一般就労移行者数	35人	
実績値	平成30年度の 一般就労移行者数	18人	達成率：51.4%
	令和元年度の 一般就労移行者数	29人	達成率：82.9%
目標値	令和2年度末の 就労移行支援事業利用者数	107人	
実績値	平成30年度の 就労移行支援事業利用者数	70人	達成率：65.4%
	令和元年度の 就労移行支援事業利用者数	46人	達成率：43.0%
目標値	令和2年度の就労移行率3割以上 の事業所の割合	5割 以上	
実績値	平成30年度の就労移行率3割以上 の事業所の割合	2割	
	令和元年度の就労移行率3割以上 の事業所の割合	5割	

■第6期計画の目標

福祉施設から一般就労への移行者数については、令和元年度の移行者数が29人であることから、第6期の目標値を1.27倍以上の41人に設定します。

就労移行支援事業の利用者数については、令和元年度末の利用者数が19人であることから、第6期の目標値を1.30倍以上の27人に設定します。

就労継続支援A型利用者数については、令和元年度の利用者数が8人であることから、第6期の目標値を1.26倍以上の11人に設定します。

就労継続支援B型利用者数については、令和元年度末の利用者数が2人であることから、第6期の目標値を1.23倍以上の3人に設定します。

就労定着支援事業の利用者数については、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者が7割になることとします。

職場定着率については、国及び大阪府の基本的な考え方に準じて、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が7割以上になることとします。

■第6期計画における目標設定

項 目		数値	考 え 方
基準値	福祉施設から一般就労への 移行者数 (A)	29人	令和元年度において、福祉施設から 一般就労に移行した者の数
目標値	①目標年度（令和5年度）の 一般就労移行者数 (B)	41人	令和5年度中に、福祉施設から一般 就労に移行する者の数
		1.27倍 以上	(B/A)
基準値	就労移行支援事業の利用者数 (C)	19人	令和元年度末時点の一般就労に移 行した就労移行支援事業の利用者 数
目標値	②目標年度（令和5年度）の 就労移行支援事業利用者数 (D)	27人	令和5年度における一般就労に移 行した就労移行支援事業利用者数
		1.30倍 以上	(D/C)
基準値	就労継続支援A型利用者数 (C)	8人	令和元年度末時点の一般就労に移 行した就労継続支援A型の利用者 数
目標値	③目標年度（令和5年度）の 就労継続支援A型利用者数 (D)	11人	令和5年度における一般就労に移 行した就労継続支援A型利用者数
		1.26倍 以上	(D/C)
基準値	就労継続支援B型利用者数 (C)	2人	令和元年度末時点の一般就労に移 行した就労継続支援B型の利用者 数
目標値	④目標年度（令和5年度）の 就労継続支援B型利用者数 (D)	3人	令和5年度における一般就労に移 行した就労継続支援B型利用者数
		1.23倍 以上	(D/C)
目標値	⑤目標年度（令和5年度）の 就労定着支援利用者数 (E)	7割	(E/令和5年度の就労定着支援事 業を利用)
目標値	⑥目標年度（令和5年度）にお ける就労定着支援事業所の うち就労定着率が8割以上 の事業所の割合	7割以上	

(5) 就労継続支援（B型）事業所における工賃*の平均額

＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞

大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標工賃を踏まえ設定

各市町村は、管内の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標工賃を踏まえ、目標を設定

■第5期計画の検証

就労継続支援（B型）事業所の工賃について、平成28年度実績の7,085円の約13%増の8,842円に設定し、平成30年度平均工賃は9,673円、令和元年度の平均工賃は9,645円と目標工賃を大幅に上回っています。

■第5期計画の実績

項 目		数 値	考 え 方
実績値	平成30年度の工賃の平均額	9,673円	平成28年度実績の36.5%増 達成率：109%
	令和元年度の工賃の平均額	9,645円	平成28年度実績の36.1%増 達成率：109%

■第6期計画の目標

令和5年度の工賃の平均額について、管内事業所の実績及び目標を踏まえ、令和元年度実績の9,645円の約10%増の10,609円と設定します。

■第6期計画の目標

項 目		数 値	考 え 方
目標値	令和5年度の工賃の平均額	10,609円	令和元年度実績の10%増

(6) 相談支援体制の充実・強化等【新設】

＜成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方＞

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標に設定。令和5年度末までに基幹相談支援センターをすべての市町村において設置する。

■第6期計画の目標

基幹相談支援センターは、平成27年に3月に開設しています。引き続き、基幹相談支援センターにて地域の相談支援の中核的拠点として総合的かつ専門的な相談業務及び指導助言を行い、関係機関とのネットワークの構築の強化、相談支援体制の充実をめざします。

■第6期計画における目標設定

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	76	80	84
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	20	21	22
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	件/年	39	40	42

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新設】

＜成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方＞

令和5年度末までに、市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを目標に設定。

■第6期計画の目標

国・大阪府の基本的な考え方を踏まえて、令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することをめざします。主に、大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に参加し職員の質の向上をめざします。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し障がい福祉サービス事業者等と共有する体制づくりをめざします。

■第6期計画における目標設定

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人/年	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	無	無	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の年間共有回数	回/年	0	0	1

3 第2期障がい児福祉計画における成果目標

※門真市では、元号（西暦）の併記としていますが、ここでは文章の見やすさを考慮し、元号のみの表記としています。

(1) 児童発達支援センターの整備

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本に目標を設定。

■第1期計画の検証

令和2年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本に目標を設定し、すでに平成26年度に福祉型児童発達支援センターとして「門真市立こども発達支援センター」を開設しました。障がい児支援の拠点施設として就学前の障がいのある子どもに対する通園事業のほか、保育所等訪問支援、発達障がい児個別療育事業^{*}等を実施しています。

■第2期計画の目標

障がい児支援の拠点として、「門真市立こども発達支援センター」で、就学前の障がいのある子どもに対する通園事業のほか、保育所等訪問支援、発達障がい児個別療育事業を実施しています。今後も障がいの重度化・多様化に対する専門的機能の強化や重層的な障がい児通所支援の各事業の充実を図るとともに、保護者ニーズや社会情勢の変化等への対応を検討していきます。また、市内の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所とのスキルアップをめざした交流を図るなど、療育の質の向上と支援の内容の適正化をめざした取組を進めます。

(2) 保育所等訪問支援

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本に目標を設定。その際には、(1)の目標と連動して、各市町村に設置される児童発達支援センターが保育所等訪問支援の実施主体となるよう努められたい。

■第1期計画の検証

平成26年度に福祉型児童発達支援センターとして「門真市立こども発達支援センター」を開設し、障がい児支援の拠点施設として就学前の障がいのある子どもに対する通園事業のほか、保育所等訪問支援、発達障がい児個別療育事業等を実施しています。

■第2期計画の目標

平成26年度の門真市立こども発達支援センター開設と同時に、保育所等訪問支援を開始しています。当初、公私立保育所・幼稚園に通う子どもの保護者からの利用依頼が大半を占めていましたが、子どもの成長に合わせて小学生の利用が増加しています。今後についても、保護者のニーズを踏まえた上で、保育所等訪問支援の充実に努めます。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本に目標を設定。

大阪府内の重症心身障がい児の人数（令和元年7月1日時点2,342人）を参考にして示された必要整備箇所数を各市町村の対象児童数に応じて按分した数を踏まえて、市町村ごとに目標を設定。

■第1期計画の検証

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1箇所、放課後等デイサービス事業所について2箇所設置することを目標としていました。児童発達支援事業所については、従前より門真市立こども発達支援センターで実施しております。放課後等デイサービス事業所については、現在、重症心身障がい児を支援する事業所は市内に1箇所あり、障がい福祉圏域としては5箇所の事業所があるため、これらの事業所を活用した支援を行ってまいりました。

■第2期計画の目標

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を現時点で令和5年度までに1箇所整備することに関しては従前より門真市立こども発達支援センターで実施しており、達成しています。放課後等デイサービス事業所につきましては、令和5年度末に主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数を2箇所とします。現在、市内に1箇所、障がい福祉圏域としては3箇所の事業所があるため、これらの事業所を活用し

た支援を行いつつ、市内事業所の確保に努め、重症心身障がい児への支援の充実を図ります。

(4) 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

〈成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方〉

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター*を配置することを基本に目標を設定。

また、大阪府の基本的な考え方では、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、令和5年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名配置を目標に設定。

■第1期計画の検証

医療的ケアが必要な子どもへの支援については、支援を提供する施設が子ども一人ひとりに関わる医療機関と連携を図り、適切な支援を実施しています。また、協議の場については、これまで障がいのある子ども及び発達に課題のある子どもの支援体制の整備を協議する場として、門真市障がい者地域協議会の専門部会である「児童専門会議」を活用してきました。

■第2期計画の目標

医療的ケアが必要な子どもへの支援については、支援を提供する施設が子ども一人ひとりに関わる医療機関と連携を図り、適切な支援を実施。また、協議の場については、障がいのある子ども及び発達に課題のある子どもの支援体制の整備を協議する場として、門真市障がい者地域協議会の専門部会である「児童専門会議」を活用してまいります。

医療的ケア児の育ちや暮らしの支援に向けた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種とのさらなる協働に向けた取組に努めてまいります。

また、引き続き、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援、医療的ケア児の育ちを保障するための社会資源の開発・改善など、医療的ケアが必要な子どもへの包括的な支援について協議の場である児童専門会議を活用してまいります。その上で、地域の課題や資源を抽出し、医療的ケアが必要な新生児から退院後の在宅生活を見据えた個々の発達段階に応じた支援などの役割を担う医療的ケア児等コーディネーターを配置することも含め、医療機関が参画している門真市障がい者地域協議会において、協議を行います。

4 第2期障がい児福祉計画における活動指標

※門真市では、元号（西暦）の併記としていますが、ここでは文章の見やすさを考慮し、元号のみの表記としています。

(1) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援

＜大阪府の基本的な考え方＞

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者やその家族等に対する支援体制を確保する。

■第2期計画の目標

発達に障がいのある子どもの早期発見・早期支援には、発達に障がいのある子ども及びその家族等への支援が重要であることから、こども発達支援センターでは、平成27年度より3歳から10歳の障がいのある子どもの保護者に対してペアレントトレーニングを10月から3月の期間に実施しています。平成27年度から令和元年度まで各年度6名の利用者が推移しており、今後も同様の受講者数を見込み各年度6人としました。今後、発達障がいのある人やその家族等に対する支援の一つであるペアレントメンターや当事者や家族同士のピアサポート※活動の参加についてもニーズの把握を行うとともに、発達障がい者のある人等及び家族等に対する支援体制の充実に努めます。

■第6期計画の目標

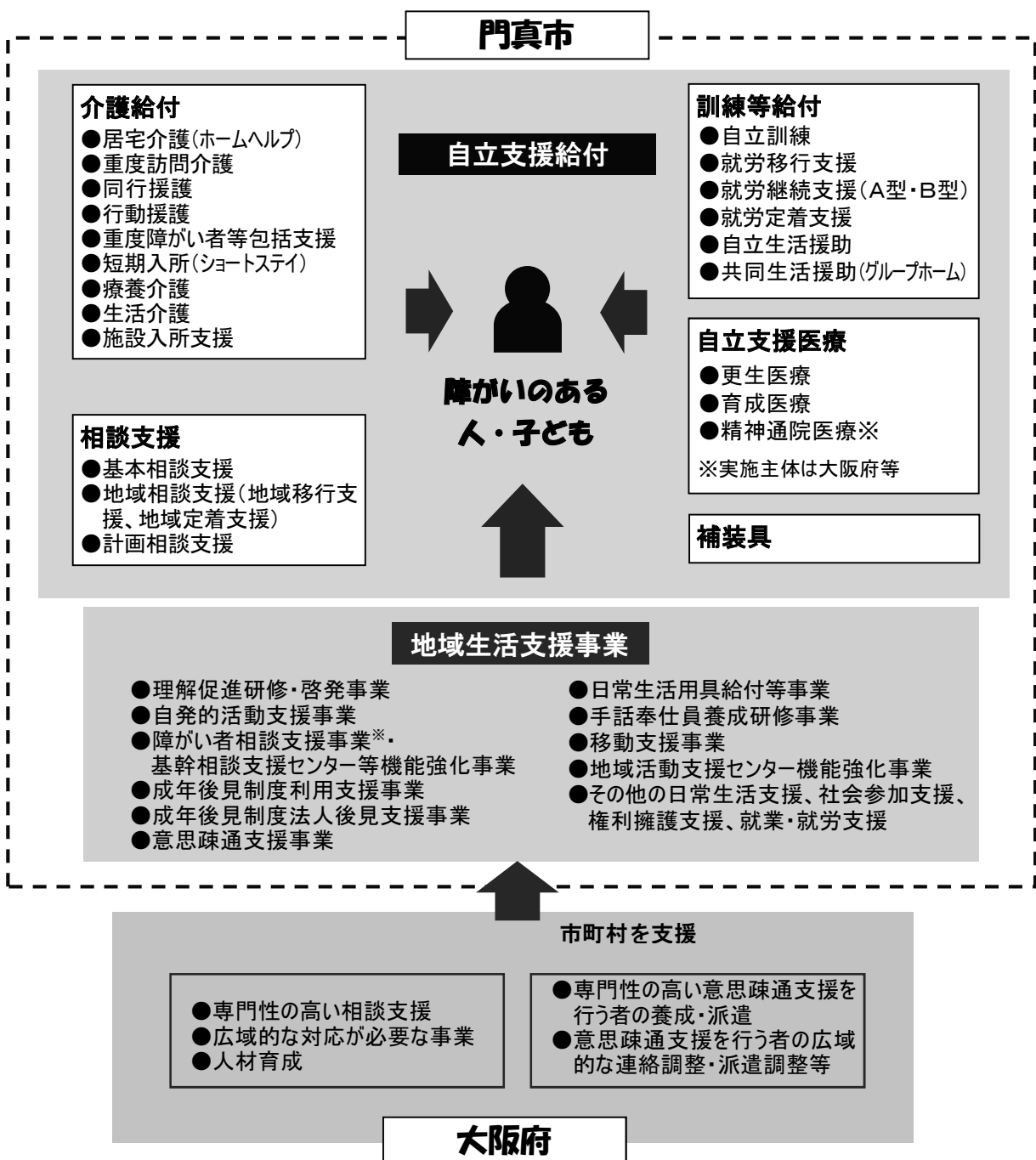
項目	数値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人）	人/年	6	6	6

第4章 事業計画

1 障害者総合支援法に基づくサービス事業体系

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業[※]で構成されています。平成30（2018）年4月から新たに訓練等給付に「就労定着支援」及び「自立生活援助」の2つのサービスが加えられました。

■ サービス事業体系図



2 第6期障がい福祉計画／障がい福祉サービスの見込量

※門真市では、元号（西暦）の併記としていますが、ここでは文章の見やすさを考慮し、元号のみの表記としています。

(1) 訪問系サービス

■訪問系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
訪問系サービス 介護給付	居宅介護	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある子ども（難病、高次脳機能障がい等を含む。）を対象に、居宅で入浴、排泄、食事などの介護や家事援助を行います。重度訪問介護や重度障がい者等包括支援の対象以外の人へのサービスです。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の人又は知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難がある人に対する居宅での入浴、排泄、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など、総合的な介護を行います。このサービスを利用中の最重度の障がいのある人に対し入院時も一定の支援が可能です。
	同行援護	視覚障がいのある人や子どもを対象に、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図ります。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動に困難があり、常に介護の必要な人（子どもを含む。）を対象に、危険を回避するために必要な援護や、外出時の移動中の介助等を行います。
	重度障がい者等包括支援	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある子どもの中で、常に介護を必要とする程度が著しく高い人を対象に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。

① 居宅介護

■第5期計画の検証

身体障がいのある人の利用者数は減少傾向であったため、令和元年度の利用者数の見込量は微増としていましたが、実績値は増加し令和元年度、令和2年度の見込量も上回りました。利用時間数は、月平均では1人当たり約24.4時間であり微増しました。

知的障がいのある人の利用者数は見込量を下回っており、利用時間数も同様に大きく下回っています。月平均では1人当たり約8.7時間であり減少しました。要因としては、共同生活援助の利用の増加と比例し、利用者数、利用時間数がともに減少したと考えられます。

精神障がいのある人の利用者数は増加しており、利用時間数は月平均では1人当たり約8.1時間となっており、微増しました。

障がいのある子どもの利用者数は見込数を下回り年々減少していますが、利用時間

数は、月平均では1人当たり14.2時間であり、これまでと違い見込数を大きく上回りました。障がいのある子どもの利用時間数の伸びの傾向としては、医療的ケアの必要な重症心身障がいのある子どもの利用や保護者の就労に伴うものであり、今後も利用時間は伸びると考えられます。

■第5期計画における居宅介護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用時間数			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	人	113	115	117	時間	2,961	3,013	3,065
	実績値	人	127	124	104	時間	2,843	3,030	2,808
	対見込率	%	112.4	107.8	88.9	%	96.0	100.6	91.6
知的障がいのある人	見込量	人	109	112	115	時間	1,395	1,434	1,472
	実績値	人	127	110	92	時間	1,319	964	899
	対見込率	%	116.5	98.2	80.0	%	94.6	67.2	61.1
精神障がいのある人	見込量	人	98	103	108	時間	902	948	994
	実績値	人	101	102	86	時間	810	827	803
	対見込率	%	103.1	99.0	79.6	%	89.8	87.2	80.8
障がいのある子ども	見込量	人	18	19	20	時間	110	116	122
	実績値	人	13	13	9	時間	182	185	172
	対見込率	%	72.2	68.4	45.0	%	165.5	159.5	141.0
合計	見込量	人	338	349	360	時間	5,368	5,511	5,653
	実績値	人	368	349	291	時間	5,154	5,006	4,682
	対見込率	%	108.9	100.0	80.8	%	96.0	90.8	82.8

注)令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第6期計画の見込量

【利用者数について】

身体障がいのある人の利用者数は、平成30年度、令和元年度の伸び率から各年度の利用者数を見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成30年度、令和元年度の伸び率を令和3年度に算定した数値と令和元年度の数値を比較し令和元年度の値が多いため、令和元年度を使用し、令和4年度以降3人ずつ増と見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成30年度、令和元年度の伸び率から各年度の利用者数を見込みました。

障がいのある子どもの利用者数は、平成30年度、令和元年度が横ばいで推移していることから、この傾向が今後も続くとみて各年度の利用者数を13人と見込みました。

【利用時間数について】

身体障がいのある人の利用時間数は、平成29年度（2,679時間）、平成30年度、令和元年度の一人当たりの時間の平均値を各年度の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用時間数は、令和元年度の一人当たりの利用時間数を使用し、令和4年度以降の利用者数に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用時間数は、平成30年度、令和元年度の伸び率から各年度の利用時間数を見込みました。

障がいのある子どもの利用時間数は、医療的ケアの必要な重症心身障がいのある人の保護者の就労、レスパイト等で利用時間の伸びが増えると想定されるなどを勘案し、平成30年度、令和元年度の伸び率から各年度の利用時間数を見込みました。

■第6期計画における居宅介護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	利用者数	人	118	115	113
	利用時間数	時間	2,749	2,680	2,633
知的障がいのある人	利用者数	人	110	113	116
	利用時間数	時間	964	983	1,009
精神障がいのある人	利用者数	人	104	105	106
	利用時間数	時間	862	880	898
障がいのある子ども	利用者数	人	13	13	13
	利用時間数	時間	191	194	197
合計	利用者数	人	345	346	348
	利用時間数	時間	4,766	4,737	4,737

② 重度訪問介護

■第5期計画の検証

身体障がいのある人の利用者数は、見込量に対して、実績値は1.5倍になっており増加が著しくなっています。利用時間数は1人当たり95時間であり、見込量を同じく1.5倍近く上回っています。第5期計画でも時間数の増加を見込んでいますが、すでに見込量を上回りました。増加の要因は、介護保険利用者のサービスの上乗せが考えられます。

■第5期計画における重度訪問介護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	人	11	12	12	時間	1,174	1,281	1,281
	実績値	人	18	19	14	時間	1,732	1,805	1,889
	対見込率	%	163.6	158.3	116.7	%	147.5	140.9	147.5
知的障がいのある人	見込量	人	1	1	1	時間	11	11	11
	実績値	人	0	0	0	時間	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0	%	0.0	0.0	0.0
精神障がいのある人	見込量	人	0	0	0	時間	0	0	0
	実績値	人	0	0	0	時間	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0	%	0.0	0.0	0.0
合計	見込量	人	12	13	13	時間	1,185	1,292	1,292
	実績値	人	18	19	14	時間	1,732	1,805	1,889
	対見込率	%	150.0	146.2	107.7	%	146.2	139.7	146.2

注) 令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第6期計画の見込量

【利用者数について】

身体障がいのある人の利用者数は、平成30年度、令和元年度の伸び率から各年度の利用者数を見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成29年度（0人）から令和元年度の実績は利用なしですが、平成28年度（1人）の実績を踏まえ、1人と見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、実績がなく見込んでいませんが、今後対象者の把握と利用促進のための情報提供を進めていきます。

【利用時間数について】

身体障がいのある人の利用時間数は、平成30年度、令和元年度の伸び率から各年度の利用時間数を見込みました。

知的障がいのある人の利用時間数は、利用のあった平成28年度（11時間）の実績を踏まえ、11時間と見込みました。

■第6期計画における重度訪問介護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	利用者数	人	21	22	23
	利用時間数	時間	1,960	2,043	2,129
知的障がいのある人	利用者数	人	1	1	1
	利用時間数	時間	11	11	11
精神障がいのある人	利用者数	人	0	0	0
	利用時間数	時間	0	0	0
合計	利用者数	人	22	23	24
	利用時間数	時間	1,971	2,054	2,140

③ 同行援護

■第5期計画の検証

利用者数は障がいのある子どもは減少傾向で推移していますが、身体障がいのある人は見込み以上に増加しています。利用時間数も障がいのある子どもは減少傾向で推移しており、令和元年度の利用者はいませんでした。身体障がいのある人の場合、1人当たり20.9時間であり、見込量を上回っています。第5期計画では利用者数・利用時間数ともに見込量を上回っています。要因としては、外出の機会が増えたことが大きいと考えられます。

■第5期計画における同行援護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	人	61	63	65	時間	1,220	1,260	1,300
	実績値	人	73	71	62	時間	1,382	1,488	977
	対見込率	%	119.7	112.7	95.4	%	113.3	118.1	75.2
障がいのある子ども	見込量	人	2	2	2	時間	40	40	40
	実績値	人	0	0	0	時間	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0	%	0.0	0.0	0.0
合計	見込量	人	63	65	67	時間	1,260	1,300	1,340
	実績値	人	73	71	62	時間	1,382	1,488	977
	対見込率	%	115.9	109.2	92.5	%	109.7	114.5	72.9

注) 令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第6期計画の見込量

【利用者数について】

身体障がいのある人の利用者数は、平成30年度、令和元年度の伸び率から各年度の利用者数を見込みました。

障がいのある子どもの利用者数は、平成30年度から実績はないですが、利用実績のあった平成29年度（1人）の実績を踏まえ各年度1名と見込みました。

【利用時間数について】

身体障がいのある人の利用時間数は、平成27年度（1,164時間）、平成28年度（1,308時間）、平成29年度（1,367時間）の1人当たりの利用時間数の平均値を使用し各年度の利用者数に乗じて見込みました。

障がいのある子どもは、平成30年度、令和元年度の利用者の実績はないですが、利用実績のあった平成29年度の実績（15時間）を踏まえ各年度15時間と見込みました。

■第6期計画における同行援護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	利用者数	人	67	65	64
	利用時間数	時間	1,286	1,248	1,229
障がいのある子ども	利用者数	人	1	1	1
	利用時間数	時間	15	15	15
合計	利用者数	人	68	66	65
	利用時間数	時間	1,301	1,263	1,244

④ 行動援護

■第5期計画の検証

知的障がいのある人の利用者数は、見込み以上に増加しており、約1.7倍となっています。利用時間数は、見込みに比べて約1.2倍になっています。第5期計画では、見込量を大幅に増加し、見込量を上回る実績時間となっています。

■第5期計画における行動援護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
知的障がいのある人	見込量	人	12	13	13	時間	388	420	420
	実績値	人	19	22	19	時間	453	512	385
	対見込率	%	158.3	169.2	146.2	%	116.8	121.9	91.7
精神障がいのある人	見込量	人	1	1	1	時間	20	20	20
	実績値	人	0	0	0	時間	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0	%	0.0	0.0	0.0
障がいのある子ども	見込量	人	3	3	3	時間	41	41	41
	実績値	人	1	2	0	時間	14	14	0
	対見込率	%	33.3	66.7	0.0	%	34.1	34.1	0.0
合計	見込量	人	16	17	17	時間	449	481	481
	実績値	人	20	24	19	時間	467	526	385
	対見込率	%	125.0	141.2	111.8	%	104.0	109.4	80.0

注) 令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第6期計画の見込量

【利用者数について】

知的障がいのある人の利用者数は、平成27年度（11人）、平成28年度（12人）、平成29年度（16人）、平成30年度、令和元年度の平均値に近い平成29年度（16人）を使用し、1人ずつ増と見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、実績がなく見込んでいませんが、今後対象者の把握と利用促進のための情報提供を進めていきます。

障がいのある子どもの利用者数は、平成30年度、令和元年度の実績を勘案し、横ばいと見込みました。

【利用時間数について】

知的障がいのある人の利用時間数は、令和2年度の1人当たりの利用時間数を使用し令和4年度以降の利用者数に乗じて見込みました。

障がいのある子どもは、平成30年度、令和元年度の平均値を使用しています。

■第6期計画における行動援護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障がいのある人	利用者数	人	16	17	18
	利用時間数	時間	385	408	432
精神障がいのある人	利用者数	人	0	0	0
	利用時間数	時間	0	0	0
障がいのある子ども	利用者数	人	2	2	2
	利用時間数	時間	14	14	14
合計	利用者数	人	18	19	20
	利用時間数	時間	399	422	446

⑤ 重度障がい者等包括支援

■第6期計画の見込量

令和2年7月現在において利用がなく、サービス提供事業所も大阪府内で2事業所しかありません。また、重度障がいのある人には、重度訪問介護等に対応できていることから、第6期計画期間内においてもこれまでと同様に、見込量を計上していません。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの種類と内容は、次のとおりです。

■日中活動系サービスの種類と内容

		サービス名	サービス内容
介護給付		生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人を対象に、主として昼間、障がい者支援施設等の施設で、食事、入浴、排泄等の介助、日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供します。
		療養介護	医療及び常に介護を必要とする障がいのある人を対象に、主として昼間、病院等の施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をを行います。
		短期入所	介護者の病気やその他の理由で、一時的に保護が必要になった障がいのある人や子どもを対象に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
日中活動系サービス	訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	身体障がいのある人又は難病を患っている人を対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
		自立訓練(生活訓練)	知的障がいのある人又は精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がいのある人を対象に、一定の期間、事業所における作業や企業における実習等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
		就労継続支援(A型)	一般企業等への就労が困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。A型は、事業所内において、雇用契約に基づく就労機会の提供を行い、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を行います。
		就労継続支援(B型)	一般企業等への就労が困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。B型は、雇用契約は締結せずに、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった人について、就労への移行に向けた支援を行います。
		就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

① 生活介護

■第5期計画の検証

身体障がいのある人の利用者数は、ほぼ見込量と同じで横ばいであり、利用日数は見込量を下回っているものの、1人当たりの利用日数は、平成30年度は14日、令和元年度は13日と同じく横ばいに推移しています。

知的障がいのある人の利用者数、利用日数は、見込み以上の伸びがあり、令和元年度の利用日数の実績値は見込量を上回っています。

精神障がいのある人の利用者数は、令和元年度は見込み数に比べ約1.3倍、利用日数も1人当たり8.2日となっており、伸びが著しくなっています。日中活動の場とともに入浴が困難な方の利用の増加が要因となっています。

■第5期計画における生活介護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	人	51	53	55	人日	836	869	902
	実績値	人	53	52	42	人日	766	715	610
	対見込率	%	103.9	98.1	76.4	%	91.6	82.3	67.6
知的障がいのある人	見込量	人	260	265	271	人日	4,862	4,955	5,049
	実績値	人	271	271	267	人日	4,861	5,000	4,966
	対見込率	%	104.2	102.3	98.5	%	100.0	100.9	98.4
精神障がいのある人	見込量	人	11	13	15	人日	75	88	102
	実績値	人	16	17	14	人日	147	140	138
	対見込率	%	145.5	130.8	93.3	%	196.0	159.1	135.3
合計	見込量	人	322	331	341	人日	5,773	5,912	6,053
	実績値	人	340	340	323	人日	5,774	5,855	5,714
	対見込率	%	105.6	102.7	94.7	%	100.0	99.0	94.4

注)令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第6期計画の見込量

【利用者数について】

身体障がいのある人の利用者数は、平成30年度、令和元年度の実績は減少しているものの、平成27年度（53人）、平成28年度（52人）、平成29年度（54人）、平成30年度、令和元年度の平均値を使用し、各年度1人ずつ増と見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成30年度、令和元年度が横ばいで推移していることから、この傾向が今後も続くこととみて令和2年度の利用者数を271人とし、寝屋川支援学校の卒業生を見込んで3人増と設定しました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成27年度（10人）、平成28年度（13人）、平成29年度（11人）、平成30年度、令和元年度の平均値と令和元年度を比較し、数値の多い令和元年度を使用して各年度1人増と見込みました。

【利用日数について】

身体障がいのある人の利用日数は、令和元年度の数値を使用し、令和4年度以降は令和元年度の1人当たりの利用日数を利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用日数は、平成30年度、令和元年度の伸び率から各年度の利用日数を見込みました。

精神障がいのある人の利用日数は、令和元年度の数値を使用し令和元年度の1人当たりの利用日数を令和4年度以降の利用者数に乗じて見込みました。

■第6期計画における生活介護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	利用者数	人	52	53	54
	利用日数	人日	715	729	743
知的障がいのある人	利用者数	人	274	277	280
	利用日数	人日	5,290	5,441	5,596
精神障がいのある人	利用者数	人	17	18	19
	利用日数	人日	140	148	156
合計	利用者数	人	343	348	353
	利用日数	人日	6,145	6,318	6,495

② 療養介護

■第5期計画の検証

身体障がいのある人の利用者数は令和元年度に1人減少し、見込みを下回りました。知的障がいのある人の利用者数は、見込みを上回り、19人で推移しています。

■第5期計画における療養介護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	人	3	3	3
	実績値	人	3	2	2
	対見込率	%	100.0	66.7	66.7
知的障がいのある人	見込量	人	15	15	15
	実績値	人	19	19	19
	対見込率	%	126.7	126.7	126.7

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計	見込量	人	18	18	18
	実績値	人	22	21	21
	対見込率	%	122.2	116.7	116.7

注) 令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第6期計画の見込量

【利用者数について】

いずれも現在の利用者が引き続き利用すると見込んで、身体障がいのある人、精神障がいのある人の利用者数を見込みました。

■第6期計画における療養介護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	利用者数	人	2	2	2
知的障がいのある人	利用者数	人	19	19	19
合計	利用者数	人	21	21	21

② 短期入所

■第5期計画の検証

知的障がいのある人の利用者数は増加しており、利用日数は減少傾向にあります。地域生活支援拠点が平成31年4月に開設し、同年10月より短期入所の受け入れも開始したことから、今後の利用者数及び利用日数の伸びはさらに著しくなることが考えられます。

また、障がいのある子どもの利用者数及び利用日数ともに横ばいから増加しています。増加の要因としては、近隣市に障がいのある子どもの短期入所の受け入れ事業所が開設されたことが想定されます。

■第5期計画における短期入所の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用日数			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	人	5	6	7	人日	11	13	15
	実績値	人	5	6	2	人日	13	6	17
	対見込率	%	100.0	100.0	28.6	%	118.2	46.2	113.3
知的障がいのある人	見込量	人	95	100	105	人日	665	700	735
	実績値	人	113	120	76	人日	416	399	247
	対見込率	%	118.9	120.0	72.4	%	62.6	57.0	33.6
精神障がいのある人	見込量	人	2	2	3	人日	6	6	8
	実績値	人	0	2	3	人日	0	1	1
	対見込率	%	0.0	100.0	100.0	%	0.0	16.7	12.5
障がいのある子ども	見込量	人	20	25	30	人日	52	65	78
	実績値	人	16	17	11	人日	39	52	27
	対見込率	%	80.0	68.0	36.7	%	75.0	80.0	34.6
合計	見込量	人	122	133	145	人日	734	784	836
	実績値	人	134	145	92	人日	468	458	292
	対見込率	%	109.8	109.0	63.4	%	63.8	58.4	34.9

注)令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第6期計画の見込量

【利用者数について】

身体障がいのある人の利用者数は、平成29年度（3人）、平成30年度、令和元年度の平均値を使用し、令和4年度以降1人増えると見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成29年度（82人）から令和元年度の平均値を使用し、共同生活援助の伸びとともに利用者も増えると想定し5人ずつ増と見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、令和元年度から2年度の伸びを勘案し、各年度1人ずつ増と見込みました。

障がいのある子どもの利用者数は、平成29年度（17人）、平成30年度、令和元年度の実績の平均値を使用し、令和4年度以降1人増えると見込みました。障がいのある子どもの短期入所の利用の伸びは見込まれると考えており、今後実施体制の整備に努めてまいります。

【利用日数について】

身体障がいのある人の利用日数は、平成29年度（3人）、平成30年度、令和元年度の1人当たり平均利用日数から各年度を見込みました。

知的障がいのある人の利用日数は、令和元年度の一人当たりの利用日数の実績から各年度を見込みました。

精神障がいのある人の利用日数は、これまでの実績を勘案し、各年度利用者数と同日数を見込みました。

障がいのある子どもの利用日数は、平成29年度（38人）、平成30年度、令和元年度の1人当たり平均利用日数から各年度を見込みました。

■第6期計画における短期入所の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	利用者数	人	5	6	7
	利用日数	人日	10	12	14
知的障がいのある人	利用者数	人	119	124	129
	利用日数	人日	321	335	348
精神障がいのある人	利用者数	人	4	5	6
	利用日数	人日	4	5	6
障がいのある子ども	利用者数	人	17	18	19
	利用日数	人日	44	47	49
合計	利用者数	人	145	153	161
	利用日数	人日	379	399	417

④ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

■第5期計画の検証

全体の利用者数は、令和元年度で増加しており、見込量に対して約1.5倍となっています。

身体障がいのある人の利用者数、利用日数はともに増加しています。

知的障がいのある人の利用者数、利用日数は平成30年度から令和元年度にかけて微減していますが、令和2年度の見込量に対しては大幅増となっています。

精神障がいのある人の利用者数、利用日数は見込みを下回っていますが、ともに増加傾向にあります。

■第5期計画における自立訓練の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用日数			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	人	1	1	2	人日	14	14	28
	実績値	人	3	5	3	人日	23	48	25
	対見込率	%	300.0	500.0	150.0	%	164.3	342.9	89.3

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
知的障がいのある人	見込量	人	3	3	4	人日	78	78	104
	実績値	人	8	7	7	人日	132	123	130
	対見込率	%	266.7	233.3	175.0	%	169.2	157.7	125.0
精神障がいのある人	見込量	人	8	8	9	人日	86	86	97
	実績値	人	4	7	7	人日	28	63	124
	対見込率	%	50.0	87.5	77.8	%	32.6	73.3	127.8
合計	見込量	人	12	12	15	人日	178	178	229
	実績値	人	15	19	17	人日	183	234	279
	対見込率	%	125.0	158.3	113.3	%	102.8	131.5	121.8

注)令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第6期計画の見込量

【利用者数について】

身体障がいのある人の利用者数は、平成30年度から令和2年度の実績の動向から、各年度1人ずつ増と見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、令和元年度から令和2年度が横ばいで推移していることから、この傾向が今後も続くとみて各年度の利用者数を7人と見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成27年度（11人）、平成28年度（8人）、平成29年度（7人）、平成30年度、令和元年度の平均値と同値の令和元年度を使用して令和4年度まで横ばいとし、令和5年度のみ1人増と見込みました。

【利用日数について】

身体障がいのある人の利用日数は、平成30年度及び令和2年度の利用日数の平均値から各年度を見込みました。

知的障がいのある人の利用日数は、利用者数と同様の考え方から、利用日数を130人と見込みました。

精神障がいのある人の利用日数は、令和元年度の数値を使用し、令和元年度の1人当たりの利用日数を令和4年度以降の利用者数に乗じて見込みました。

■第6期計画における自立訓練の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	利用者数	人	3	4	5
	利用日数	人日	24	32	40
知的障がいのある人	利用者数	人	7	7	7
	利用日数	人日	130	130	130

障がい種別	項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がいのある人	利用者数	人	7	7	8
	利用日数	人日	63	63	72
合計	利用者数	人	17	18	20
	利用日数	人日	217	225	242

⑤ 就労移行支援

■第5期計画の検証

利用者数は、知的障がいのある人、精神障がいのある人いずれも見込量より多くなっており、すでに第5期計画の利用者数の見込量を上回っています。利用日数は、見込量ほどの日数の伸びは見られません。いずれも1人当たりの利用日数が9日を下回っていることが原因と考えられます。

また、知的障がいのある人の利用日数が平成30年度と令和元年度では減少しているのは、通常は、月に22日から23日の利用が一般的ですが、支援学校高等部生徒の卒業後の進路を検討するためのアセスメント※として利用する場合、5日程度のみ利用となるため利用日数の減少につながったと考えられます。

■第5期計画における就労移行支援の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	人	21	22	23	人日	145	152	159
	実績値	人	10	9	6	人日	62	78	92
	対見込率	%	47.6	40.9	26.1	%	42.8	51.3	57.9
知的障がいのある人	見込量	人	36	38	40	人日	698	737	776
	実績値	人	42	40	20	人日	409	304	255
	対見込率	%	116.7	105.3	50.0	%	58.6	41.2	32.9
精神障がいのある人	見込量	人	40	42	44	人日	564	605	634
	実績値	人	50	45	19	人日	428	449	255
	対見込率	%	125.0	107.1	43.2	%	75.9	74.2	40.2
合計	見込量	人	97	102	107	人日	1407	1,494	1,569
	実績値	人	102	94	45	人日	899	831	602
	対見込率	%	105.2	92.2	42.1	%	63.9	55.6	38.4

注) 令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第6期計画の見込量

【利用者数について】

身体障がいのある人の利用者数は、平成30年度、令和元年度の伸び率から各年度の利用者数を見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成29年度（38人）から令和元年の平均値と同じ令和元年度の数値を使用し、一人ずつ増と見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成27年度（35人）、平成28年度（39人）、平成29年度（44人）、平成30年度、令和元年度の平均値と令和元年度を比較して数値の多い、令和元年度の数値を採用し、一人ずつ増と見込みました。

【利用日数について】

身体障がいのある人の利用日数は、平成29年度（130日）、平成30年度、令和元年度の1人当たり平均値を各年度の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用日数は、令和元年度の数値を使用し、令和元年度の一人当たりの利用日数を令和4年度以降の利用者数に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用日数は、令和元年度の数値を使用し、令和元年度の一人当たりの利用日数を使用し各年度の利用者数に乗じて見込みました。

■第6期計画における就労移行支援の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	利用者数	人	8	7	7
	利用日数	人日	74	65	65
知的障がいのある人	利用者数	人	40	41	42
	利用日数	人日	304	312	319
精神障がいのある人	利用者数	人	45	46	47
	利用日数	人日	449	455	465
合計	利用者数	人	93	94	96
	利用日数	人日	827	832	849

⑥ 就労継続支援（A型）

■第5期計画の検証

利用者数は、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人いずれも見込み量より多く、また増加しています。第5期計画の見込み量を上回る伸びがあります。利用日数も、身体障がいのある人、知的障がいのある人の利用日数の増加が顕著であるため、今後も伸びることが考えられます。

要因としては、門真市内に新規事業所が平成30年度、令和元年度に各1事業所ずつ

開設され、門真市内では、合計9事業所あります。また、利用者の半数が他市を利用しているため今後も利用者数は伸びるものと想定されます。

■第5期計画における就労継続支援（A型）の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用日数			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	人	21	23	25	人日	340	372	405
	実績値	人	31	29	25	人日	400	425	464
	対見込率	%	147.6	126.1	100.0	%	117.6	114.2	114.6
知的障がいのある人	見込量	人	28	32	36	人日	523	598	673
	実績値	人	34	36	31	人日	560	609	606
	対見込率	%	121.4	112.5	86.1	%	107.1	101.8	90.0
精神障がいのある人	見込量	人	35	40	45	人日	588	672	756
	実績値	人	48	54	42	人日	550	553	612
	対見込率	%	137.1	135.0	93.3	%	93.5	82.3	81.0
合計	見込量	人	84	95	106	人日	1,451	1,642	1,834
	実績値	人	113	119	98	人日	1,510	1,587	1,682
	対見込率	%	134.5	125.3	92.5	%	104.1	96.7	91.7

注) 令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第6期計画の見込量

【利用者数について】

身体障がいのある人の利用者数は、平成29年度（26人）から令和元年の平均値と令和元年度の数値を比較して数値の多い令和元年度を使用し、一人ずつ増と見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成30年度、令和元年度の伸び率から各年度の利用者数を見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成29年度（40人）から令和元年度の平均値と令和元年度の数値を比較して数値の多い令和元年度を使用し、一人ずつ増と見込みました。

【利用日数について】

身体障がいのある人の利用日数は、令和元年度の数値を使用し、令和元年度の一人当たりの利用日数を令和4年度以降の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用日数は、平成30年度、令和元年度の伸び率から各年度の利用日数を見込みました。

精神障がいのある人の利用日数は、令和元年度の数値を使用し、令和元年度の一人当たりの利用日数を令和4年度以降の利用者数に乗じて見込みました。

■第6期計画における就労継続支援（A型）の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	利用者数	人	29	30	31
	利用日数	人日	425	438	453
知的障がいのある人	利用者数	人	40	43	45
	利用日数	人日	720	783	852
精神障がいのある人	利用者数	人	54	55	56
	利用日数	人日	553	561	571
合計	利用者数	人	123	128	132
	利用日数	人日	1,698	1,782	1,876

⑦ 就労継続支援（B型）

■第5期計画の検証

利用者数は、身体障がいのある人、精神障がいのある人の伸びがあり、また利用日数も、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人いずれも利用日数が横ばいあるいは伸びてきており、今後も利用日数が伸びることが考えられます。

■第5期計画における就労継続支援（B型）の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用日数			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	人	11	12	13	人日	141	154	166
	実績値	人	16	23	18	人日	160	244	266
	対見込率	%	145.5	191.7	138.5	%	113.5	158.4	160.2
知的障がいのある人	見込量	人	180	185	190	人日	3,096	3,182	3,268
	実績値	人	185	187	187	人日	2,938	3,024	3,250
	対見込率	%	102.8	101.1	98.4	%	94.9	95.0	99.4
精神障がいのある人	見込量	人	81	84	87	人日	964	1,000	1,035
	実績値	人	98	113	110	人日	849	1,101	1,219
	対見込率	%	121.0	134.5	126.4	%	88.1	110.1	117.8
合計	見込量	人	272	281	290	人日	4,201	4,336	4,469
	実績値	人	299	323	315	人日	3,947	4,369	4,735
	対見込率	%	109.9	114.9	108.6	%	94.0	100.8	106.0

注) 令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第6期計画の見込量

【利用者数について】

身体障がいのある人の利用者数は、平成29年度（15人）から令和元年の平均値と令和元年度の数値を比較して数値の多い令和元年度を使用し、一人ずつ増と見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成30年度、令和元年度の伸び率から各年度の利用者数を見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成29年度（93人）から令和元年度の平均値と令和元年度の数値を比較して数値の多い令和元年度を使用し、一人ずつ増と見込みました。

【利用日数について】

身体障がいのある人の利用日数は、令和元年度の数値を使用し、令和元年度の一人当たりの利用日数を令和4年度以降の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用日数は、平成30年度、令和元年度の伸び率から各年度の利用日数を見込みました。

精神障がいのある人の利用日数は、令和元年度の数値を使用し、令和元年度の一人当たりの利用日数を令和4年度以降の利用者数に乗じて見込みました。

■第6期計画における就労継続支援（B型）の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	利用者数	人	23	24	25
	利用日数	人日	244	254	265
知的障がいのある人	利用者数	人	191	193	195
	利用日数	人日	3,203	3,297	3,393
精神障がいのある人	利用者数	人	113	114	115
	利用日数	人日	1,101	1,106	1,116
合計	利用者数	人	327	331	335
	利用日数	人日	4,548	4,657	4,774

⑧ 就労定着支援

■第5期計画の検証

平成30年度からの新設されたサービスです。利用日数はすべての障がい種別において毎年増加しています。門真市内では、1事業所のみですが、利用者の半数が他市での利用者が多く、今後も利用日数の増加を見込んでいます。

■第5期計画における就労定着支援の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用日数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	人日	2	5	8
	実績値	人日	0	1	1
	対見込率	%	0.0	20.0	12.5
知的障がいのある人	見込量	人日	10	23	38
	実績値	人日	3	4	1
	対見込率	%	30.0	17.4	0.26
精神障がいのある人	見込量	人日	4	8	14
	実績値	人日	10	14	13
	対見込率	%	250.0	175.0	92.9
合計	見込量	人日	16	36	60
	実績値	人日	13	19	15
	対見込率	%	81.3	52.8	25.0

注)令和2年度実績は4～7月の実績

■第6期計画の見込量

就労定着支援については、雇用促進において就労定着支援が重要なサービスの一つになってきています。平成30年度に新設されたサービスになり、年々少しずつ増加しています。門真市では、1事業所のみですが、利用者の半数が他市の事業所の利用が多く、現計画でも増加がみられています。そのため、各利用者数について、平成30年度、令和元年度の伸びから、身体障がいのある人と知的障がいのある人、精神障がいのある人で1人ずつ増と見込みました。

■第6期計画における就労定着支援の月平均見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	人	2	3	4
知的障がいのある人	人	6	7	8
精神障がいのある人	人	16	17	18
合計	人	24	27	30

(3) 居住系サービス

居住系サービスの種類と内容は、次のとおりです。

■ 居住系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
居住系サービス	介護給付	施設入所支援
	訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)
		自立生活援助
		<p>介護を必要とする障がいのある人に対して、入所施設において、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。</p> <p>障がいのある人に対して、主として夜間において、共同生活の場における相談、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。</p> <p>障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力や生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。</p>

1. 施設入所支援

■ 第5期計画の検証

身体障がいのある人、知的障がいのある人の利用者数が減少し、全体として減少傾向にあり、対見込率は令和元年度の知的障がいのある人で100%を割っています。

入所施設からグループホームへの地域移行、入院、介護施設への移行、死亡等の人数が新規入所者の数より上回ったためです。

■ 第5期計画における施設入所支援の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	人	20	20	20
	実績値	人	23	22	22
	対見込率	%	115.0	110.0	110.0
知的障がいのある人	見込量	人	57	57	56
	実績値	人	59	54	54
	対見込率	%	103.5	94.7	96.4
精神障がいのある人	見込量	人	0	0	0
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0
合計	見込量	人	77	77	76
	実績値	人	82	76	76
	対見込率	%	106.5	98.7	100.0

注) 令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第6期計画の見込量

現在の利用者が引き続き利用するとして、身体障がいのある人、知的障がいのある人について見込みました。

成果目標の施設から地域移行への移行数、削減数を踏まえて見込んでいます。

■第6期計画における施設入所支援の月平均見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	人	22	22	22
知的障がいのある人	人	54	54	54
精神障がいのある人	人	0	0	0
合計	人	76	76	76

2. 共同生活援助

■第5期計画の検証

利用者数は、知的障がいのある人、精神障がいのある人の利用者数は伸びており、第5期の計画の見込量をすでに上回っています。特に、知的障がいのある人の伸びは著しくなっています。門真市内に平成29年度は7事業所のみであったのが、令和2年7月現在では、18事業所が開設しています。特に知的障がいを受け入れている事業所が多くそのため利用者の増加も見られました。今後も門真市内も含め利用希望者が増えるものと見込んでいます。

■第5期計画における共同生活援助の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	人	1	1	1
	実績値	人	1	2	2
	対見込率	%	100.0	200.0	200.0
知的障がいのある人	見込量	人	100	105	110
	実績値	人	119	148	150
	対見込率	%	119.0	141.0	136.4
精神障がいのある人	見込量	人	20	22	24
	実績値	人	28	32	31
	対見込率	%	140.0	145.5	129.2

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計	見込量	人	121	128	135
	実績値	人	148	182	183
	対見込率	%	122.3	142.2	135.6

注) 令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第6期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成30年度、令和元年度の伸びから、1人ずつ増と見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成31年4月に地域生活支援拠点でグループホームが設立し、また、市内に平成27年度は7事業所のみでしたが、令和2年7月現在18事業所と増加しています。今後、急激な事業所の増加はないものと考えています。平成27年度（97人）、平成28年度（96人）、平成29年度（106人）、平成30年度、令和元年度までの増加数の平均値から算定し、7人ずつ増と見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成30年度から令和元年度の伸び率から各年度の利用者数を見込みました。

■第6期計画における共同生活援助の月平均見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	人	4	5	6
知的障がいのある人	人	162	169	176
精神障がいのある人	人	37	42	48
合計	人	203	216	230

3. 自立生活援助

■第6期計画の見込量

令和元年7月現在において利用がなく、またサービス提供事業所も大阪府内で6事業所しかありませんが、地域移行を進めるにあたり必要なサービスとなっていることから精神障がいのある人を令和5年度は1人と見込みました。

■第6期計画における自立生活援助の月平均見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
身体障がいのある人	人	0	0	0
知的障がいのある人	人	0	0	0
精神障がいのある人	人	1	1	1
合計	人	1	1	1

(4) 計画相談支援・地域相談支援

■ 計画相談支援・地域相談支援の内容

	サービス名	サービス内容
計画相談支援 支援給付	サービス利用支援 継続サービス利用支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある人と、障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある子どもを対象に、支給決定又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成します。支給決定又は変更後、サービス調整会議などを実施し、計画の作成を行います。また、サービス等の利用状況の点検・評価を行い、計画の見直しを行います。
	地域移行支援	障がい者入所施設又は児童福祉施設等に入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
地域相談支援 支援給付	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

① 計画相談支援

■ 第5期計画の検証

利用者数は、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人の利用が大きく増加しています。第5期計画においても、サービス等利用計画の作成・モニタリング*の頻度等について見直しを行いながら、計画相談支援の利用が進むように取り組んでいくため、かなり大きく利用見込み量を設定していましたが、増減している障がいのある子どもを除き第5期の見込み量をすでに上回っています。全体でみる伸びも大きく、計画相談支援事業所が新規開設されても依然として相談支援専門員が不足する要因となっています。

■ 第5期計画における計画相談支援の月平均見込み量と実績値

障がい種別	項目	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	利用者数	人/月	164	165	167
	実績値	人/月	189	187	81
	計画作成数	回/年	189	190	192
	実績値	回/年	217	209	49
	モニタリング数	回/年	290	292	296
	実績値	回/年	261	327	96

障がい種別	項目	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知的障がいのある人	利用者数	人/月	531	533	535
	実績値	人/月	602	623	372
	計画作成数	回/年	611	613	615
	実績値	回/年	493	464	186
	モニタリング数	回/年	940	943	947
	実績値	回/年	550	625	243
精神障がいのある人	利用者数	人/月	271	273	275
	実績値	人/月	312	331	197
	計画作成数	回/年	312	314	316
	実績値	回/年	273	297	105
	モニタリング数	回/年	480	483	487
	実績値	回/年	339	452	149
障がいのある子ども	利用者数	人/月	47	48	49
	実績値	人/月	37	34	0
	計画作成数	回/年	54	55	56
	実績値	回/年	26	23	5
	モニタリング数	回/年	83	85	87
	実績値	回/年	46	34	13
合計	利用者数	人/月	1,013	1,019	1,026
	実績値	人/月	1,140	1,175	650
	計画作成数	回/年	1,166	1,172	1,177
	実績値	回/年	1,009	993	345
	モニタリング数	回/年	1,793	1,803	1,817
	実績値	回/年	1,196	1,438	501

【参考】

■国の指針（モニタリング実施期間）

① 在宅の障がい福祉サービス利用者

- 新規又は変更決定により、サービス内容に著しく変動があったもの ⇒ 利用開始から3ヶ月毎月実施
- 上記以外の者（生活介護、就労継続支援 A 型、B 型、共同生活援助（日中サービス支援型以外）除く）
⇒3ヵ月ごとに1回実施（令和元年度より）

② 施設入所者⇒半年ごとに1回実施（平成30年度より）

※モニタリングの期間は、対象者の状況に応じて設定

■第6期計画の見込量

利用者数は、平成30年度、令和元年度の伸びから見込みました。計画作成数は、平成30年度、令和元年度の平均値を令和3年度に見込み、令和4年度、令和5年度は令和3年度の1人当たりの計画作成数を乗じて見込みました。モニタリング回数は、国の指針に準じたモニタリング回数（毎月・2か月・3か月・6か月など）の割合（％）を実人数に乗じた後に、実際の回数（毎月であれば11回、3か月であれば3回、6か月であれば1回）を乗じて見込んでいます。

■第6期計画における計画相談支援の見込量

障がい種別	項目	単位	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	利用者数	人/月	183	181	179
	計画作成数	回/年	213	211	208
	モニタリング数	回/年	388	482	524
知的障がいのある人	利用者数	人/月	667	690	715
	計画作成数	回/年	479	495	513
	モニタリング数	回/年	743	921	1,001
精神障がいのある人	利用者数	人/月	373	395	419
	計画作成数	回/年	285	302	320
	モニタリング数	回/年	538	666	725
障がいのある子ども	利用者数	人/月	29	26	24
	計画作成数	回/年	25	22	21
	モニタリング数	回/年	36	37	39
合計	利用者数	人/月	1,252	1,292	1,337
	計画作成数	回/年	1,002	1,030	1,062
	モニタリング数	回/年	1,705	2,106	2,289

② 地域移行支援

■第5期計画の検証

利用者数は、全体としては第5期計画の期間を通し、見込量を大きく下回り、利用者は、知的障がいのある人のみの利用にとどまっています。

利用者は、精神科病院に入退院を繰り返していたため地域移行支援を利用しグループホームへ移行となっています。

■第5期計画における地域移行支援の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	人	1	1	2
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0
知的障がいのある人	見込量	人	1	1	2
	実績値	人	1	0	0
	対見込率	%	100.0	0.0	0.0
精神障がいのある人	見込量	人	2	2	3
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0
合計	見込量	人	4	4	7
	実績値	人	1	0	0
	対見込率	%	25.0	0.0	0.0

注) 令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第6期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、これまで実績はないものの令和3年度、令和4年度は1人、令和5年度は2人と見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、施設入所、また精神科病院からの地域移行を想定し令和3年度及び令和4年度は1人、令和5年度は2人と見込みました。

精神障がいのある人に利用者数は、平成30年度以降実績はないものの、今後、地域移行地域定着専門部会で話し合う中で必要なサービス資源と考えており、過去の実績から令和3年度及び令和4年度は2人とし、令和5年度は1人増と見込みました。

■第6期計画における地域移行支援の月平均見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	人	1	1	2
知的障がいのある人	人	1	1	2
精神障がいのある人	人	2	2	3
合計	人	4	4	7

③ 地域定着支援

■第5期計画の検証

平成30年度、令和元年度と利用がなく、令和2年度も利用がないものと見込まれます。グループホームへの入居など、地域定着支援を利用せず、地域生活への移行をしている状況です。

■第5期計画における地域定着支援の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	人	1	1	2
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0
知的障がいのある人	見込量	人	1	1	2
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0
精神障がいのある人	見込量	人	2	2	3
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計	見込量	人	4	4	7
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0

注) 令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第6期計画の見込量

身体障がいのある人及び知的障がいのある人、精神障がいのある人の利用者数は、それぞれ地域移行の人数と同人数を見込んでいます。

■第6期計画における地域定着支援の月平均見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	人	1	1	2
知的障がいのある人	人	1	1	2
精神障がいのある人	人	2	2	3
合計	人	4	4	7

3 第6期障がい福祉計画／地域生活支援事業の見込量

※門真市では、元号（西暦）の併記としていますが、ここでは文章の見やすさを考慮し、元号のみの表記としています。

(1) 必須事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況を勘案し、市町村が独自に提供する事業として、都道府県が行う専門性の高い相談支援事業や養成研修事業等と連携しながら実施する事業です。必須事業と任意事業があり、必須事業には次の事業があります。

■地域生活支援事業必須事業の種類と内容

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
障がい者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
手話通訳者・緊急時手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションを図る必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記 [*] を派遣します。また、聴覚障がいのある人またはその家族が病気または事故により救急車の要請をした場合等の緊急時において、搬送先の病院に手話通訳者を派遣し、緊急時における聴覚障がいのある人の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置します。




事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等。
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ等、収尿器。
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

■理解促進研修・啓発事業の内容

事業名	事業内容
障がい者週間キャンペーン （12月3日から9日まで）	<ul style="list-style-type: none"> ① 京阪古川橋駅等周辺で、「啓発折り紙」等の街頭配布等を行います。 ② 市役所別館玄関ホールにて、障がいのある人等で構成するグループのヘルマンハーブ、ウクレレ、笛、歌などによる演奏会を行います。 ③ ①及び②を通じて、障がいのある人への理解促進を図ります。
エルフェスタ	<ul style="list-style-type: none"> ① 12月初旬に守口市又は門真市の公共施設にて、エルフェスタ（障がいのある人の就労についての理解啓発及び就労支援ネットワークの構築を目的とするイベント）を実施することにより、障がいのある人の就労促進を図り、障がいのある人の自立をめざします。 ② 障がいのある人の就労に対する理解及び啓発を行います。 ③ 障がいのある人の就労を支援している各関係機関同士の連携強化を図ります。

事業名	事業内容
ふれあいコーナーの設置	障がい者等と市民との交流事業等を行う団体の選定を公募にて行い、門真市保健福祉センター1階「ふれあいコーナー」を活用した各種イベントや展示会等の年間事業を通じて地域住民との交流を深めるとともに、広く活動内容を知ってもらうことで、障がいのある人の理解促進を図ります。
きらめきアートフェスタ	門真市在住の障がいのある子ども、障がいのある人、高齢者等が作成した、絵画・書道・置物等の作品展を開催し、障がいのある人の理解を深める機会づくりを行っています。
ヘルプマーク（ストラップ）の配布及び啓発用ポスターの掲示	 <p>義足や人工関節をしている方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方のためのマークです。</p> <p>ヘルプマークの配布及び啓発用ポスターを掲示することで、障がいのある人への理解促進を図ります。</p>
手話マークの設置	 <p>「手話で対応します」「手話でコミュニケーションできる人がいます」という意味を持つマークです。</p> <p>「門真市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づく合理的配慮の一環として、障がい福祉課窓口「手話マーク」を設置し、理解促進を図ります。</p>
筆談マークの設置	 <p>「筆談で対応します」という意味を持つマークです。</p> <p>「門真市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づく合理的配慮の一環として、市民対応のある各課窓口「筆談マーク」を設置し、理解促進を図ります。</p>

■第6期計画の見込量

令和5年度末まで下記の事業について継続して実施してまいります。

■第6期計画における理解促進研修・啓発事業の見込み

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者週間キャンペーン	実施の有無	有	有	有
エルフェスタ	実施の有無	有	有	有
ふれあいコーナー	実施の有無	有	有	有
きらめきアートフェスタ	実施の有無	有	有	有
ヘルプマーク（ストラップ）の配布及び啓発用ポスターの掲示	実施の有無	有	有	有
手話マークの設置	実施の有無	有	有	有
筆談マークの設置	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

■第6期計画の見込量

令和5年度末まで下記の事業について継続して実施してまいります。

■第6期計画における自発的活動支援事業の見込み

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者団体活動補助事業	実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

■相談支援事業の内容

サービス名	サービス内容
障がい者相談支援事業	障がいのある人の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センターの設置	地域の相談支援の中核的拠点として総合的かつ専門的な相談業務を担い、権利擁護のために必要な援助（成年後見）、地域移行・地域定着支援、その他必要な支援を提供するため、関係機関とのネットワークを構築し、障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活の実現に向けた相談支援体制の充実を図ります。
基幹相談支援センター等機能強化事業	市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

■第6期計画の見込量

令和5年度末まで障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター及び基幹相談支援センター等機能強化事業について継続して実施してまいります。住宅入居等支援事業は障がい者相談支援事業により住宅入居等の相談を受けていることもあります。令和5年度末までに事業開始に努めてまいります。

■第6期計画における相談支援事業の見込み

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有

4. 成年後見制度利用支援事業

■第5期計画の検証

令和元年度の対見込率は42.9%でしたが、前年度からは伸びが見られます。増加の要因として、本人申し立て、親族申し立てではなく、市長申し立ての件数が増えていることが想定されます。

■第5期計画における成年後見制度利用支援事業の年間見込量と実績値

事業名	項目	単位	利用者数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	人/年	12	14	16
	実績値	人/年	3	6	1
	対見込率	%	25.0	42.9	6.3

注) 令和2年度実績は4～7月実績を踏まえ、年間に換算

■第6期計画の見込量

令和元年度の実績を踏まえ、本人申し立て、親族申し立てではなく、市長申し立ての件数の増加が見込まれることから、各年度は3人ずつ増と見込みました。

■第6期計画における成年後見制度利用支援事業の年間見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	9	12	15

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

■第6期計画の見込量

第6期では、市民後見人の育成・確保について取り組むとともに、法人後見について体制を含め検討を行います。

■第6期計画における成年後見制度法人後見支援事業の見込み

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有

⑥ 意思疎通支援事業

■第5期計画の検証

手話通訳者派遣事業・緊急時手話通訳者派遣事業は令和元年度は、通院のため増加がみられました。一方で、要約筆記者派遣事業と手話通訳者設置事業については横ばい状態で推移しています。

■第5期計画における意思疎通支援事業の年間実績値

事業区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者派遣事業	件/年	123	219	27
緊急時手話通訳者派遣事業	時間/年	279	392	64
要約筆記者派遣事業	件/年	22	22	0
	時間/年	73	60	0
手話通訳者設置事業	人/年	3	3	3

注) 令和2年度実績は4～7月実績を踏まえ、年間に換算

■第6期計画の見込量

手話通訳者派遣事業、緊急時手話通訳者派遣事業の件数は、第5期の実績を踏まえ、令和3年度は令和元年度と同様の219件とし、令和4年度以降は横ばいと見込みました。また、平成30年度から令和元年度にかけての伸びを踏まえ、令和3年度を392時間とし、令和4年度以降は横ばいと見込みました。

要約筆記者派遣事業と手話通訳者設置事業については、現在の利用状況が続くものとして見込みました。

■第6期計画における意思疎通支援事業の年間見込量

事業区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	件/年	219	219	219
緊急時手話通訳者派遣事業	時間/年	392	392	392
要約筆記者派遣事業	件/年	22	22	22
	時間/年	67	67	67
手話通訳者設置事業	人/年	3	3	3

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

■第5期計画の検証

手話奉仕員養成研修事業について、平成30年度、令和元年度で見込量を下回りましたが、増加傾向で推移しています。

■第5期計画における手話奉仕員養成研修事業の年間見込量と実績値

事業名	項目	単位	利用者数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話奉仕員養成研修事業	見込量	人/年	23	26	29
	実績値	人/年	12	16	0
	対見込率	%	52.2	61.5	0.0

注) 令和2年度実績は4～7月実績を踏まえ、年間に換算

■第6期計画の見込量

平成30年度、令和元年度の実績を踏まえ、令和3年度は20人とし、令和4年度以降は4人ずつ増と見込みました。

■第6期計画における手話奉仕員養成研修事業の年間見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	20	24	28

⑧ 日常生活用具給付等事業

■第5期計画の検証

日常生活用具のうち、介護訓練支援用具、自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具を除き、令和元年度の実績値は見込みを下回っています。一方、在宅療養等支援用具と排泄管理支援用具は、令和元年度で対見込率が130%を超える高い率となっています。

■第5期計画における日常生活用具給付等事業の年間見込量と実績値

用具等種類	項目	単位	利用件数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	見込量	件/年	7	8	9
	実績値	件/年	15	7	1
	対見込率	%	214.3	87.5	11.1
自立生活支援用具	見込量	件/年	30	31	32
	実績値	件/年	27	25	8
	対見込率	%	90.0	80.6	25.0
在宅療養等支援用具	見込量	件/年	22	23	24
	実績値	件/年	26	32	9
	対見込率	%	118.2	139.1	37.5
情報・意思疎通支援用具	見込量	件/年	180	185	190
	実績値	件/年	37	35	10
	対見込率	%	20.6	18.9	5.3
排泄管理支援用具	見込量	件/年	2,175	2,225	2,275
	実績値	件/年	2,953	3,035	1,714
	対見込率	%	135.8	136.4	12.8
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量	件/年	1	1	2
	実績値	件/年	3	1	0
	対見込率	%	300.0	100.0	0.0

注) 令和2年度実績は4～7月実績を踏まえ、年間に換算

■第6期計画の見込量

介護・訓練支援用具と自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の利用者数は、過去の実績値が増減を繰り返していることから、直近の令和元年度の実績値で各年度の利用件数を見込みました。

情報・意思疎通支援用具の利用者数は、過去の実績値の減少が著しいものの、平成30年度、令和元年度の減少は小さくなってきていることから、各年度の利用件数を令和元年度の実績値で見込みました。

排泄管理支援用具の利用者数は、平成30年度、令和元年度の伸び率から各年度の利用件数を見込みました。

■第6期計画における日常生活用具給付等事業の年間見込量

用具等種類	単位	利用件数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	7	7	7
自立生活支援用具	件/年	25	25	25
在宅療養等支援用具	件/年	32	32	32
情報・意思疎通支援用具	件/年	35	35	35
排泄管理支援用具	件/年	3,119	3,205	3,294
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1

◎ 移動支援事業

■第5期計画の検証

利用者数は、身体障がいのある人の利用者数は、見込量を上回っており、知的障がいのある人の利用者数は増加しており、精神障がいのある人は、横ばい、障がいのある子どもは微減している。また、利用時間数については、身体障がいのある人に関しては、対見込み率が大きく上回り、65歳以上の介護保険と併用利用や重度障がい者の利用が増加している。サービスの利用に関しては、ヘルパー不足の問題もあり利用できないことも考えられるため、今後は支援の空白の時間をヘルパー利用で埋めるのではなく、必要時、他の施策、他のサービスの提供の検討も必要かと思われます。

障がいのある子どもの利用者数、利用時間数が平成30年度、令和元年度ともに減少している。要因としては、放課後等デイサービスの利用により、一時的な学校への送迎のための利用が減ったことによるものと考えられます。

■第5期計画における移動支援事業の年間見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がいのある人	見込量	人/年	104	107	110	時間/年	10,504	10,807	11,110
	実績値	人/年	128	118	80	時間/年	15,387	14,626	2,512
	対見込率	%	123.1	110.3	72.7	%	146.5	135.3	22.6
知的障がいのある人	見込量	人/年	274	294	314	時間/年	29,592	31,752	33,912
	実績値	人/年	137	142	109	時間/年	19,765	19,411	2,934
	対見込率	%	50.0	48.3	34.7	%	66.8	61.1	8.7
精神障がいのある人	見込量	人/年	13	15	17	時間/年	754	870	986
	実績値	人/年	13	12	9	時間/年	766	949	361
	対見込率	%	100.0	80.0	52.9	%	101.6	109.1	36.6

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
障がいの ある子ども	見込量	人/年	51	53	54	時間/年	2,902	3,016	3,073
	実績値	人/年	30	28	11	時間/年	2,023	1,572	257
	対見込率	%	58.8	52.8	20.4	%	69.7	52.1	8.4
合計	見込量	人/年	442	469	495	時間/年	43,752	46,445	49,081
	実績値	人/年	308	300	209	時間/年	37,941	36,558	6,064
	対見込率	%	69.7	64.0	42.2	%	86.7	78.7	12.4

注) 令和2年度実績は4～7月実績を踏まえ、年間に換算

■第6期計画の見込量

【利用者数について】

身体障がいのある人の利用者数は、平成29年度（86人）から令和元年度の平均値を使用し、1人ずつ増と見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成30年度、令和元年度の伸び率から各年度のの利用者数を見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成29年度（13人）から令和元年度の平均値と令和元年度の数値を比較して数値の多い平成30年度を使用し、横ばいしそのまま推移すると見込みました。

障がいのある子どもの利用者数は、放課後等デイサービスの利用の増加に合わせて減少傾向にあります。そのため、平成30年度、令和元年度の伸び率から各年度の利用者数を見込みました。

【利用時間数について】

身体障がいのある人の利用時間数は、平成29年度（8,958時間）、平成30年度、令和元年度の1人当たり平均値を各年度の利用者数に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用時間数は、平成30年度、令和元年度の伸び率から各年度の利用時間数を見込みました。

精神障がいのある人の利用時間数は、平成30年度を使用し、各年度の利用者数に乗じて見込みました。

障がいのある子どもの利用時間数は、放課後等デイサービスの利用の増加に合わせて減少傾向にあります。そのため、平成30年度、令和元年度の伸び率から各年度の利用時間数を見込みました。

■第6期計画における移動支援事業の年間見込量

障がい種別	項目	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
身体障がい のある人	利用者数	人/年	111	112	113
	利用時間数	時間/年	12,887	13,003	13,119
知的障がい のある人	利用者数	人/年	147	153	158
	利用時間数	時間/年	19,062	18,722	18,387
精神障がい のある人	利用者数	人/年	13	13	13
	利用時間数	時間/年	766	766	766
障がいの ある子ども	利用者数	人/年	26	24	23
	利用時間数	時間/年	1,221	949	737
合 計	利用者数	人/年	297	302	307
	利用時間数	時間/年	33,936	33,440	33,009

⑩ 地域活動支援センター事業

■地域活動支援センター事業の内容

事業名	事業内容
基礎的事業	地域活動支援センターの基礎的事業として、利用者に対して創作的活動又は生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	<p>基礎的事業に加え、事業の機能強化を図るため、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け、次の事業を実施します。本市ではⅠ・Ⅱ型を実施しています。</p> <p>Ⅰ型：精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。相談支援事業に併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。</p> <p>Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービス、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進を実施します。</p> <p>Ⅲ型：運営年数がおおむね5年以上で、実利用人員が10人以上の地域の障がい者団体等が実施する通所による事業です。</p>

■第5期計画の検証

平成30年度、令和元年度ともに利用者数に大きな変動はなく、概ね見込み通りで推移しています。

■第5期計画における地域活動支援センターの年間見込量と実績値

事業名・地域活動支援センター類型		項目	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
基礎的事業		設置箇所数	箇所	2	2	2
		見込量	人/年	100	100	100
		実績値	人/年	94	105	74
		対見込率	%	94.0	105.0	74.0
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置箇所数	箇所	1	1	1
		見込量	人/年	70	70	70
		実績値	人/年	66	78	49
		対見込率	%	94.3	111.4	70.0
	地域活動支援センターⅡ型	設置箇所数	箇所	1	1	1
		見込量	人/年	30	30	30
		実績値	人/年	28	27	25
		対見込率	%	93.3	90.0	83.3

■第6期計画の見込量

地域活動支援センターⅠ型及びⅡ型ともにこれまでと同様に1箇所ずつで、利用者数はⅠ型が70人、Ⅱ型が30人と見込みました。

■第6期計画における地域活動支援センター事業の年間見込量

事業名・地域活動支援センター類型		項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎的事業		設置箇所数	箇所	2	2	2
		利用者数	人/年	100	100	100
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置箇所数	箇所	1	1	1
		利用者数	人/年	70	70	70
	地域活動支援センターⅡ型	設置箇所数	箇所	1	1	1
		利用者数	人/年	30	30	30

注) 利用者数は実人数

(2) 任意事業

任意事業のうち、本市においては、以下の事業を実施します。

■地域生活支援事業任意事業一覧

事業名	事業概要
日中一時支援事業*	●日常生活支援の1事業として、介護者等が介護できないとき又は一時的な休息のため（一時的利用）及び介護者等の就労支援のためのタイムケア（定期的利用）で、障がいのある人の日中活動の場を提供します。
視覚障がい者に対する発送文書の点字情報サービス事業	●社会参加支援の1事業として、身体障がい1、2級の視覚障がいのある人の日常生活の利便性の向上を図るため、希望する視覚障がいのある人に対して発送する文書について、点字情報サービスを実施します。
要約筆記奉仕員養成研修事業	●社会参加支援の1事業として、聴覚障がいのある人への意思疎通支援を行う要約筆記奉仕員を養成します。
身体障がい者用自動車改造費助成事業	●身体障がい1級から6級までのいずれかに該当する人が就労等に伴い、自らが所有し、かつ運転する自動車を改造するために要した費用の一部に対し、助成金を交付します。
身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業	●身体障がい1級から4級までのいずれかに該当する人が自動車運転免許を取得するために要した費用の一部に対し、助成金を交付します。

(3) 地域生活支援促進事業

地域生活支援促進事業として、以下の事業を実施します。

事業名	事業概要
成年後見制度普及啓発事業	●権利擁護支援の1事業として、基幹相談支援センターが中心となって、成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行います。
障がい者虐待防止事業	●権利擁護支援の1事業として、障がい者虐待の防止、早期発見による被害拡大の防止を図るため、基幹相談支援センター（障がい者虐待防止センター）が中心となって、支援体制の充実及び関係機関等との連携を図ります。また、一時避難場所の確保及び専門的な対応が必要な場合には、社会福祉士や弁護士に助言を求める体制を整備します。

(4) 市独自事業

本市独自事業として、以下の事業を実施します。

■市独自事業一覧

事業名	事業概要
重度障がい者等住宅改造助成事業	●重度障がいのある人が住み慣れた自宅において安心して生活ができるよう、居住する住宅の改造を行う場合に、その世帯に対して、住宅改造費用の一部を助成することで、重度障がいのある人の生活の利便性の向上を図ります。
在宅障がい者配食サービス事業	●食事づくりが困難な在宅の重度障がいのある人に対して、栄養のバランスの摂れた食事の定期的な提供を通じて、健康の維持、疾病の予防、「食」の自立等を図るとともに、配食時に安否確認等を実施することで、障がいのある人の在宅生活を支援します。
難聴児特別補聴器購入費助成事業	●言語及び生活能力向上のため、身体障がい者手帳の交付に該当しない聴力レベル（30デシベル以上）の学齢児に対して、補聴器の購入基準額の3分の2について助成します。
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	●本人もしくは家族の負担を軽減するために、小児慢性特定疾病児童等が必要とする日常生活用具の給付に係る購入費用の一部を助成します。
身体障がい者等緊急通報装置貸与事業	●重度の身体障がいのある人等に対し、簡単な操作により第三者に通報することができる緊急通報装置を貸与することで、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。
緊急時の通報 「FAX119」 「メール119」 「NET119※」	守口市門真市消防組合の事業です。 ●聴覚、音声・言語機能障がいのある人が、火事や急病等の緊急時に守口市門真市消防組合に通報する手段として、次の3種類があります。 ①FAXでの119番通報・・・FAXで「119」をダイヤルすることで、通報内容を送信 ②電子メールでの119番通報・・・専用アドレスにメールすることで通報 ③専用サイトでの119番通報・・・NET119の専用サイトにスマートフォン、タブレット、携帯電話からインターネットを通じて通報 ただし、②・③は事前に登録が必要です。

4 第2期障がい児福祉計画／障がいのある子どもの支援の見込量

※門真市では、元号（西暦）の併記としていますが、ここでは文章の見やすさを考慮し、元号のみの表記としています。

■児童福祉法に基づくサービスの種類と内容

	サービス名	サービス内容
障がい児通所支援	児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。 様々な障がいがあっても、身近な地域で適切な支援が受けられます。 ①児童発達支援センター 通所支援のほか、障がいのある子どもの身近な地域の支援拠点として、「地域で生活する障がいのある子どもや家族の支援」、「地域の障がいのある子どもを預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 ②児童発達支援事業 未就学の障がいのある子どもが日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由の障がいのある未就学の子どもに対して、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある子どもや今後利用する予定の障がいのある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
訪問系	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。
入所系	福祉型障がい児入所施設	施設に入所している障がいのある子どもに対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型障がい児入所施設	施設に入所または指定医療機関に入院している障がいのある子どもに対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。
相談支援	障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する全ての障がいのある子どもに対して、適切なサービス利用に向けて、障がい児支援利用計画案を作成し、ケアマネジメント※によりきめ細かく支援します。

※入所系のサービスの見込みは、都道府県が行います。

(1) 障がい児通所支援

① 児童発達支援、医療型児童発達支援

■第1期障がい児福祉計画の検証

児童発達支援の利用者数については、令和元年度は見込量の1.4倍増となっていますが、利用日数は見込量を下回っています。これは、毎日、児童発達支援のみを利用している就学前児童より週に数日保育所、幼稚園を半日利用しその後利用、または、保育所、幼稚園に通所後に利用する就学前児童が増えているものです。また、医療型児童発達支援の利用者はいませんでした。

■第1期計画における児童発達支援、医療型児童発達支援の月平均見込量と実績値

サービス種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	見込量	人	100	103	106	人日	1,110	1,143	1,177
	実績値	人	125	140	102	人日	1,052	1,047	762
	対見込率	%	125.0	135.9	96.2	%	94.8	91.6	64.7
医療型児童発達支援	見込量	人	0	0	0	人日	0	0	0
	実績値	人	0	0	0	人日	0	0	0
	対見込率	%	0	0	0	%	0	0	0

注) 令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第2期障がい児福祉計画の見込量

【利用者数について】

児童発達支援の利用者数は、過去5年間の推移からも増加が大きく、平成30年度、令和元年度の増加分から各年度の利用者数を15人ずつ増と見込みました。また、医療型児童発達支援の利用者数は前計画と同様の数値を見込んでいます。

【利用日数について】

児童発達支援の利用日数についても、令和元年度の1人当たり利用日数を、各年度の利用日数を見込みました。また、医療型児童発達支援の利用者日数は前計画と同様の数値を見込んでいます。

■第2期計画における児童発達支援、医療型児童発達支援の月平均見込量

サービス種別	項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	人	155	170	185
	利用日数	人日	1,159	1,271	1,384
医療型児童発達支援	利用者数	人	0	0	0
	利用日数	人日	0	0	0

② 放課後等デイサービス

■第1期障がい児福祉計画の検証

放課後等デイサービスの利用者数は、平成30年度は229人、令和元年度は267人と増加していますが、ほぼ見込み通りとなっております。利用者数の増加に伴い、利用日数は、平成30年度は2,514人日に対して令和元年度は3,015人日と1.2倍増加しています。

■第1期計画における放課後等デイサービスの月平均見込量と実績値

項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
見込量	人	230	250	270	人日	3,390	3,675	3,969
実績値	人	229	267	295	人日	2,514	3,015	3,149
対見込率	%	99.6	106.8	109.3	%	74.2	82.0	79.3

注) 令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第2期障がい児福祉計画の見込量

【利用者数について】

利用者数は、過去5年間の推移からも増加が大きいため平成30年度、令和元年度の増加の平均値から各年度の利用者数を28人ずつ増と見込みました。

【利用日数について】

利用日数は、過去5年間の推移からも増加が大きいため利用日数についても、平成29年度(2,246)、平成30年度、令和元年度の1人当たり平均値を各年度の利用者数に乗じて見込みました。

■第2期計画における放課後等デイサービスの月平均見込量

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人	323	351	379
利用日数	人日	3,521	3,826	4,131

③ 保育所等訪問支援

■第1期障がい児福祉計画の検証

このサービスは、市内ではこども発達支援センターのみで実施しているため、利用者数の伸びは限られています。しかし、継続利用を希望する利用者が多く、新規利用者への提供を優先する必要もあることから、平成30年度にこども発達支援センターより継続利用希望者の必要性の再度検討を行った後、横ばいとなっています。

■第1期計画における保育所等訪問支援の月平均見込量と実績値

項目	単位	利用者数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
見込量	人	15	12	13
実績値	人	17	19	1
対見込率	%	113.3	158.3	7.7

注) 令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第2期障がい児福祉計画の見込量

利用者数は、ほぼ横ばいとなっているため令和4年度以降1名ずつ増加すると見込みました。

■第2期計画における保育所等訪問支援の月平均見込量

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人	21	22	23
利用回数	回	1	1	1

(2) 障がい児訪問支援

① 居宅訪問型児童発達支援

■第1期障がい児福祉計画の検証

第1期計画期間中を通じて1人の実績がありました。医療的ケアの必要があり、通所が困難な障がいのある子どもの利用がありました。

■第1期計画における保育所等訪問支援の月平均見込量と実績値

項目	単位	利用者数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
見込量	人	0	0	1
実績値	人	1	1	1
対見込率	%	0.0	0.0	100.0

注) 令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第2期障がい児福祉計画の見込量

第2期計画期間は、現状の数値で推移するものとして見込みました。今後も医療的ケアを必要であり、通所が困難な障がいのある子どもの利用が想定されるため各年度1名利用と見込んでいます。

■第2期計画における居宅訪問型児童発達支援の月平均見込量

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人	1	1	1
利用回数	回	1	1	1

(3) 障がい児相談支援

■第1期障がい児福祉計画の検証

このサービスは、児童発達支援・放課後等デイサービス等のサービスを利用する場合に作成するサービス利用計画であるため、平成28年度に計画作成を推進したことに伴い、利用者数は著しい伸びを示し見込量を上回っています。今後も新規利用者を含めたサービス等利用計画の作成を継続して推進していくため、利用者数の伸びを見込んでいます。

■第1期計画における障がい児相談支援の月平均見込量と実績値

項目	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	人/月	210	230	250
実績値	人/月	226	276	208
計画作成数	回/年	242	265	288
実績値	回/年	299	321	142
モニタリング数	回/年	311	340	370
実績値	回/年	187	254	112

注) 令和2年度実績は4～7月の実績

■第2期障がい児福祉計画の見込量

利用者数は、放課後等デイサービスの見込み数を踏まえ見込みました。計画作成数については、平成30年度の利用者数に対して1人当たりの計画相談作成数を令和3年度からの各年度の利用者数に乘じました。モニタリング数は、平成30年度の利用者数に対して1人当たりのモニタリング数を令和3年度からの各年度の利用者数に乘じました。

■第2期計画における障がい児相談支援の見込量

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	323	351	379
計画作成数	回/年	375	407	440
モニタリング数	回/年	297	323	348

【参考】

■国の指針（モニタリング実施期間）

障がい児通所支援・障がい児訪問支援の利用者

- 新規又は変更決定により、サービス内容に著しく変動があったもの ⇒ 利用開始から3ヶ月毎月実施
- 上記以外の者 ⇒ 6ヶ月ごとに1回実施（令和元年より）

(4) 医療的ケアが必要な子どものためのコーディネーターの配置

■第1期障がい児福祉計画の検証

令和2年度の配置をめざしていましたが、現在、大阪府の研修を受講できるのは配置することが決まっている人材のみとなっているため、今後予算措置も含めた検討が必要であることも踏まえ困難な状況となっています。

■第1期計画における障がい児相談支援の月平均見込量と実績値

項目	単位	利用者数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
見込量	人	0	0	1
実績値	人	0	0	0
対見込率	%	0.0	0.0	0.0

注) 令和2年度実績は4～7月の月平均実績

■第2期障がい児福祉計画の見込量

医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、「医療的ケアの必要な子ども」としてみなす範囲をはじめ、コーディネーターの役割を担うべき専門職の配置と、1人当たりが担いうる対象者の人数も含め、今後検討すべき点があることから協議を進め、令和5年度の配置をめざします。

■第2期計画におけるコーディネーターの配置の見込量

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター (福祉関係)	人	0	0	1
コーディネーター (医療関係)	人	0	0	1

(5) 子ども・子育て支援事業計画との連携

第2期障がい児福祉計画の策定にあたり、「障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について」（平成29年3月31日雇児総発0331第7号、障障発0331第9号、府子本361）では、「障がい児福祉計画は、子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものにする必要があるとともに、障がい児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要がある。」とのことから、本計画においても、門真市第2期子ども・子育て支援事業計画*との連携を図りつつ、子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握また、緊密な連携促進に資する実施形態の検討に努めます。

【第2期計画における子ども・子育て支援等の利用ニーズ】

	項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども・子育て支援等の利用ニーズ	人数	人	485	489	495

なお、門真市第2期子ども・子育て支援事業計画は令和2年3月に策定し、令和2年度から令和6年度末までを計画期間としています。以下に掲載しております内容については、門真市第2期子ども・子育て支援事業計画からの抜粋であり、見込量については、障がいのある子どもも含めた子ども全体の数値ですが、令和3年度から令和5年度まで記載しています。

① 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的な基準に基づき保育の必要性を次のように認定しています。（法第19条）

- 1号：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- 2号：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）
- 3号：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）

【事業概要】

幼稚園は、「幼稚園教育要領」に基づき、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児に対する幼児期の学校教育を行う事業です。

保育所は、「保育所保育指針」に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行う事業です。

認定こども園*は、幼稚園、保育所の機能を備え、幼児期の教育・保育、子育て支援サービスを総合的に提供する事業です。

地域型保育事業は、定員19人以下の少人数単位で0～2歳の子どもを預かる事業です。

【量の見込み】

年度・事業		単位	1号	2号	3号
令和3年度	量の見込み	人	1,458	1,403	1,029
	幼稚園、保育所、認定こども園	人	923	1,475	988
	小規模保育所、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育	人	—	—	213
	上期以外の幼稚園(私学助成)	人	848	—	—
	提供量合計	人	1,771	1,475	1,201
	過不足数	人	313	0	172
令和4年度	量の見込み	人	1,429	1,346	1,012
	幼稚園、保育所、認定こども園	人	923	1,475	988
	小規模保育所、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育	人	—	—	213
	上期以外の幼稚園(私学助成)	人	848	—	—
	提供量合計	人	1,771	1,475	1,201
	過不足数	人	342	129	189
令和5年度	量の見込み	人	1,406	1,307	983
	幼稚園、保育所、認定こども園	人	923	1,475	988
	小規模保育所、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育	人	—	—	213
	上期以外の幼稚園(私学助成)	人	848	—	—
	提供量合計	人	1,771	1,475	1,201
	過不足数	人	365	168	137

【今後の方向性】

第1期計画に基づき、積極的な施設整備を進めてきた結果、既存の施設で幼児期の教育・保育のニーズを満たすことができると考えられます。

しかしながら、本計画における児童数の推計やニーズ量についても、情勢の変化に合わせて実態と合わなくなることが十分に想定されることから、中間年度（令和4（2022）年度）を目途に、確保方策についても、変更の必要がないかを十分に確認の上、新たな施設整備の必要性等について判断を行います。

② 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み(年間のべ利用者数)	人	16,214	16,212	16,180
確保方策(実施箇所数)	箇所	2	2	2

【今後の方向性】

現状の実施体制を継続し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容について周知・啓発し、利用しやすい運営に努めます。

また、類似事業として実施している公立保育所等での地域子育て支援事業も含めて実施します。

③ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

【事業概要】

生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問するとともに、子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防ぐための事業です。

【量の見込み】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み(利用実人数)	人	424	411	397
確保方策(実施体制)	実施体制:約10人の訪問員により対象家庭を訪問 委託先:市内に在住し子育て事情に精通するとともに、地域環境を把握している子育て経験者等に委託して実施			

【今後の方向性】

すべての乳児家庭への訪問を図り、育児不安などに関する相談・助言・健診の案内・子育て支援サービスの情報提供を継続して実施します。

④ 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要と判断された家庭に対して、保健師、保育士、ヘルパー等子育て経験者等が、居宅訪問し、養育に関する助言指導等を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み(利用実人数)	人	12	12	12
確保方策(実施体制)	実施体制:7箇所 委託先:ヘルパー事業所等に委託し実施			

【今後の方向性】

様々な理由で一時的に家庭での養育が困難となった保護者等を対象に、ヘルパー等を派遣することにより養育者の育児不安等を軽減するなど、養育支援を継続して実施します。

⑤ 一時預かり事業

【事業概要】

保護者の疾病等により一時的に保育を必要とする子どもに対して、一時預かりを実施する事業です。

【量の見込み】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園	量の見込み(年間のべ利用者数)	人	25,200	24,221	23,485
	確保方策(年間のべ利用者数)	人	25,200	24,221	23,485
保育所	量の見込み(年間のべ利用者数)	人	5,006	4,860	4,709
	確保方策(年間のべ利用者数)	人	5,006	4,860	4,709

【今後の方向性】

実際の利用状況を見極めた上で、保育所や認定こども園での一時預かりや幼稚園の在園児を対象とした一時預かりなど、様々な形態に応じて事業を実施します。

⑥ 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【量の見込み】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み(利用実人数)	人	961	933	906
確保方策(利用実人数)	人	961	933	906

【今後の方向性】

すべての認可保育所・認定こども園等において時間外保育（延長保育）を行い、見込量（実人数分）の確保に向けた取組を進めます。

⑦ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

【量の見込み】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み(登録児童数)	人	1,563	1,566	1,583
確保方策(登録児童数)	人	1,563	1,566	1,583

【今後の方向性】

今後、実際の利用状況を見極め、実施手法等も検討した上で実施します。

5 サービスの確保と人材の確保

(1) サービスの確保

入所等から地域生活への移行については、障がいのある人やその家族、施設・事業所職員等の地域移行への意識向上・理解促進に早期に取り組み、グループホームの体験利用の推進などの支援体制の充実を図るとともに、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があります。例えば重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する人に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により、地域との交流及び常時の支援体制を確保するなど、重度化・高齢化に対応したグループホームを充実させることにより、障がいのある人が安心して暮らすことができる住まいの場を提供し、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制の確保に努めます。

また、ライフステージに合わせた支援として、学校の卒業後の進路や就職、障がい児入所施設からの地域移行等の生活環境の変化を見据えた円滑な引継ぎ、対応力の強化、継続的な支援の実施及び相談支援を中心とした各福祉サービス事業所、関係機関等との緊密な連携に努めます。

さらに、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。

サービス提供事業所アンケート調査からニーズが高いサービスとして、短期入所、グループホーム、居宅介護、同行援護、移動支援が、今後不足することが予測されるサービスとして、生活介護、就労継続支援B型などがあげられます。

短期入所については、従来より介護者の高齢化による介護負担の軽減や、介護者の入院などの体調不良時等の緊急的な利用希望が多いこと、また、グループホームについては、市内事業所の新規開設に伴い、社会資源の増加がみられたものの、依然として重症心身障がいのある人が利用可能なグループホームが不足している状況です。

国及び大阪府の障がい者施策において、施設や病院から地域での生活への移行が進められているなか、本市では、地域の受け皿となる社会資源の増加及び障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、短期入所やグループホームの機能を備えた多機能型地域生活支援拠点を平成31（2019）年4月1日に開設しました。障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉施設等の支援に係るニーズ把握に努めるとともに、利用者及び介護者等のニーズに応じた、様々な支援を切れ目なく実施できるよう取組を進めていきます。

また、ヘルパーの人材不足により、十分な利用ができない曜日・時間帯があることなどが課題となっている居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援、今後支援学校卒業生の新たな利用が予想される生活介護、就労継続支援B型など、今後もこれらのサービスを確保するため、それぞれの課題について近隣市や障がい福祉サービス事業所等との協議を

行うとともに、門真市障がい者地域協議会において検討するなど、サービスの確保に努めます。

障がい者支援施設は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。引き続き、感染防止対策を厳重に徹底した上での適切なサービスを実施するとともに、関係機関と連携のもと、感染症発生時の円滑な情報共有等を図ります。

利用者の方々が安心してサービスを利用できるように、防災及び防犯対策や職員の対応に関する点検等の取組を促すなど、安全確保体制の構築を図ります。

(2) 人材確保と資質の向上

同行援護や行動援護など専門性の高いサービスについては、大阪府等の研修機会を活用し、受講を推進するなどヘルパーの資質の向上に協力していきます。同時に、行動障がいのある人や精神障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、医療的ケアの必要な人、難病患者等、個々の障がい特性やニーズに合った適切な対応ができるよう、専門的知識や技術習得のための研修受講について、引き続き事業所に働きかけるとともに、大阪府等の関係機関による開催の充実を要望していきます。

また、様々な障がい特性に応じた、適切なサービスを提供するため、計画相談支援及び、障がい児相談支援の充実が図れるよう、人材確保に努めるとともに、利用者及び介護者のニーズに対応するため、ケアマネジメントの向上と実践について引き続き助言及び指導等に取り組んでいきます。

さらに、支援が困難な人及び世帯等へ適切な支援を実施するため、門真市障がい者地域協議会を活用し、地域課題を明らかにするとともに、ネットワークを活用した課題解決に引き続き取り組むなど、多職種間の連携を推進し、関係機関のスキルアップを図っていきます。

また、基幹相談支援センターを中核とし、委託相談支援事業所*及び指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所との連携強化に引き続き取り組み、新たな地域課題を明らかにするとともに、課題解決のための相談支援体制の検証・評価を図り、さらなる相談支援体制の充実・強化に努めます。

市内のサービス提供事業所との連携を強化し、本市における福祉・児童・介護サービスの質の維持向上・機能強化を図るため、サービス提供事業者と意見交換を行い、また、社会福祉や介護の仕事がやりがい・魅力のある仕事であることについて、積極的な情報の周知や広報活動に努めます。

障がい福祉サービス事業所等の従事者が安心して働き続けることができるよう、事業所における研修の充実や職場環境の改善に向けた取組を促し、従事者の早期離職防止・定着を図ります。

6 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

(1) 地域支援体制の充実

国は、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年を目途に、高齢者が尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム[※]）の構築を推進しています。

この地域包括ケアシステムにおいては、(1)医療（在宅医療等）、(2)介護（介護保険サービス等）、(3)予防（介護予防や健康づくり、生きがいづくり等）、(4)住まい（生活の基盤として必要な住まいの整備）、(5)生活支援（見守りやサロン活動、配食サービス、権利擁護等）が、日常生活の場で一体に提供されることをめざしています。

本市においても、「門真市高齢者保健福祉計画[※]」において、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、くすのき広域連合[※]と連携の強化に努め、医療・介護・生活支援・介護予防の一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進をめざすとともに、支援を必要とする高齢者の暮らしを身近な地域で見守り、支えていく仕組みづくりを進めるとしてきました。

門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画において、成果目標に精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することがあげられています。また、主任相談支援専門員の計画的な確保と有効活用を行いつつ質の高い相談支援体制を構築することが重要とされています。

地域包括ケアシステムは、高齢者のみならず、障がいのある人、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など対象を広く捉えて推進することが求められています。

また、地域包括ケアシステムは、支援を必要とする人だけのものではなく、元気な高齢者や学生、主婦など幅広い市民参加のもとで地域包括ケアシステムを推進していくことが重要であり、「地域共生社会」の実現をめざすこととつながります。

そこで、本市においても支援の必要な人を早期に発見して支援につなげていくとともに、介護、障がい、子育て等の各分野が連携し総合的な支援ができる仕組みづくり・環境づくりに努め、地域包括ケアシステムを深化・推進させていきます。

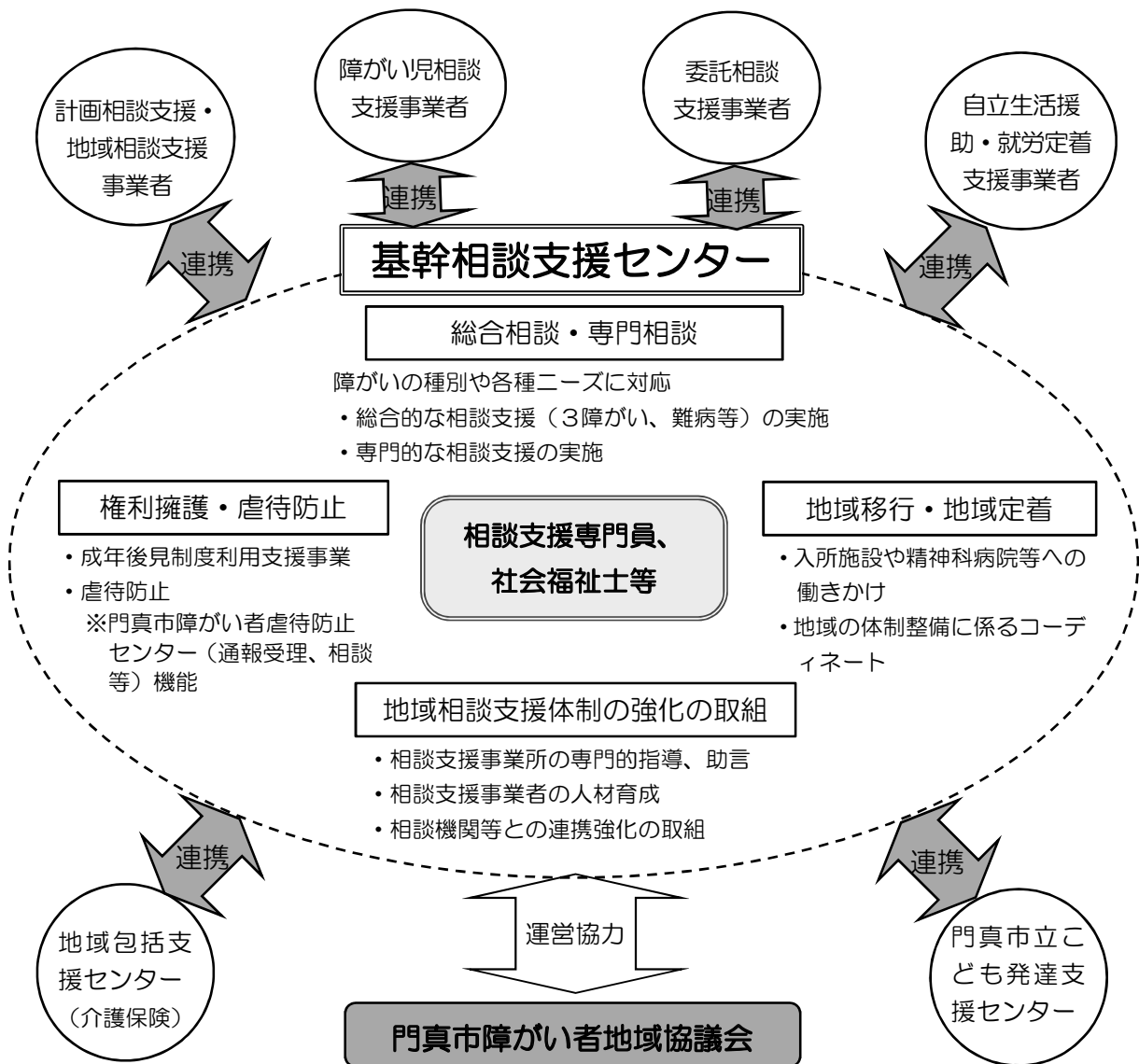
(2) 相談支援体制の充実

① 門真市障がい者基幹相談支援センターの役割

基幹相談支援センターにおいては、地域の相談支援の中核的拠点として総合的かつ専門的な相談業務を担い、地域の相談支援事業所に対する助言、指導を行いながら人材育成に努めます。また、権利擁護のために必要な援助（成年後見）や虐待の防止、地域移行・地域定着の促進、その他必要な支援を提供するため、関係機関とのネットワークを構築し、障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活の実現に向けた相談支援体制の充実を図ります。

また、地域生活支援拠点や、こども発達支援センター、相談支援事業所、介護保険の地域包括支援センター*等、より一層重層的な相談支援体制の構築をめざします。

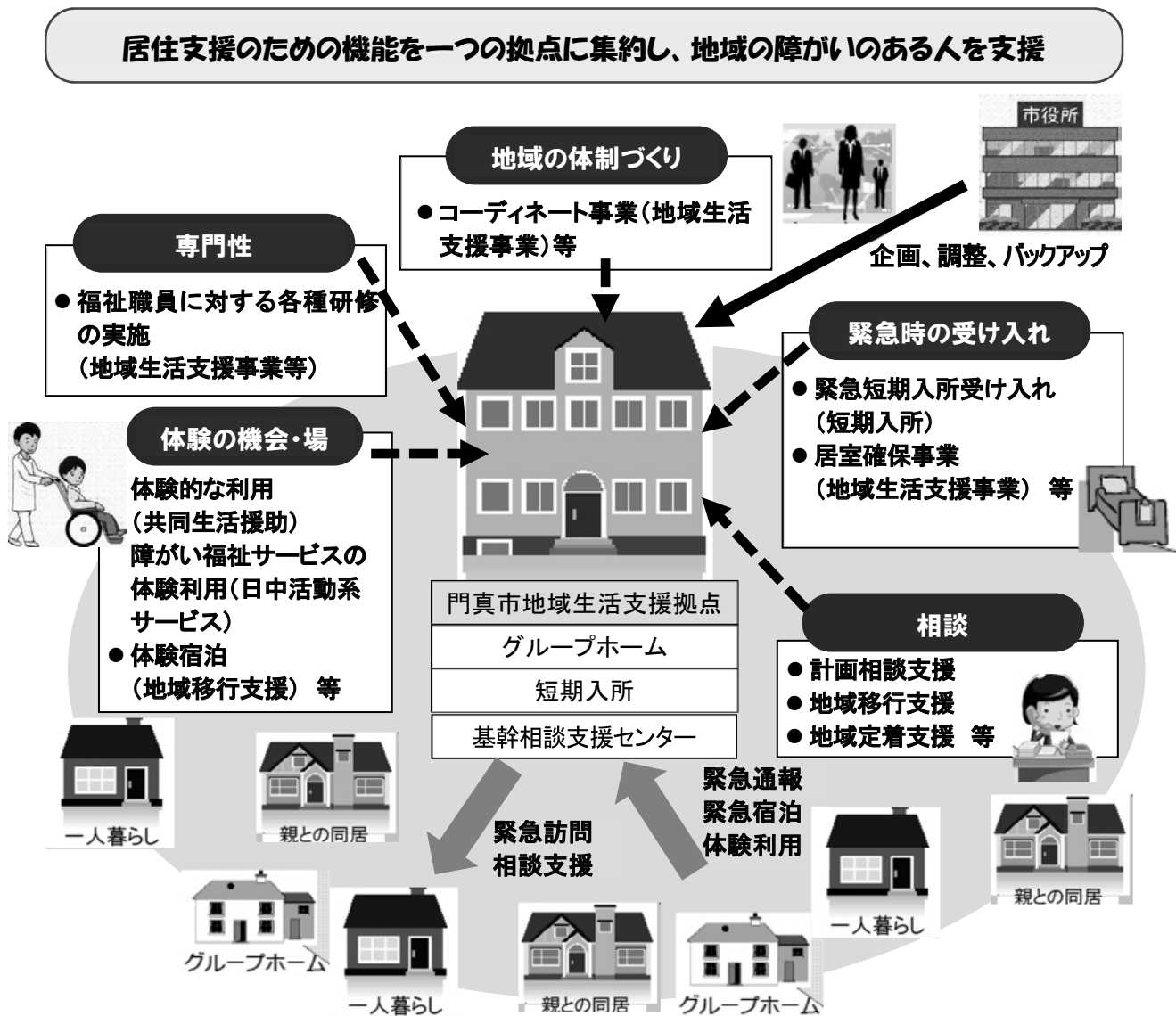
■基幹相談支援センターの業務と連携体制



② 門真市地域生活支援拠点の役割

門真市地域生活支援拠点は、居住機能のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障がいのある人の支援を行う多機能拠点整備型として、平成31（2019）年4月1日に開設しました。その機能としては、大きくは「相談（地域移行、親元からの自立等）」をはじめ、「緊急時の受け入れ」「地域の体制づくり」「専門性」「体験の機会・場」の5つがあります。これらの5つの機能を活用し、居住支援等の機能の向上及び相談体制の充実を図ります。

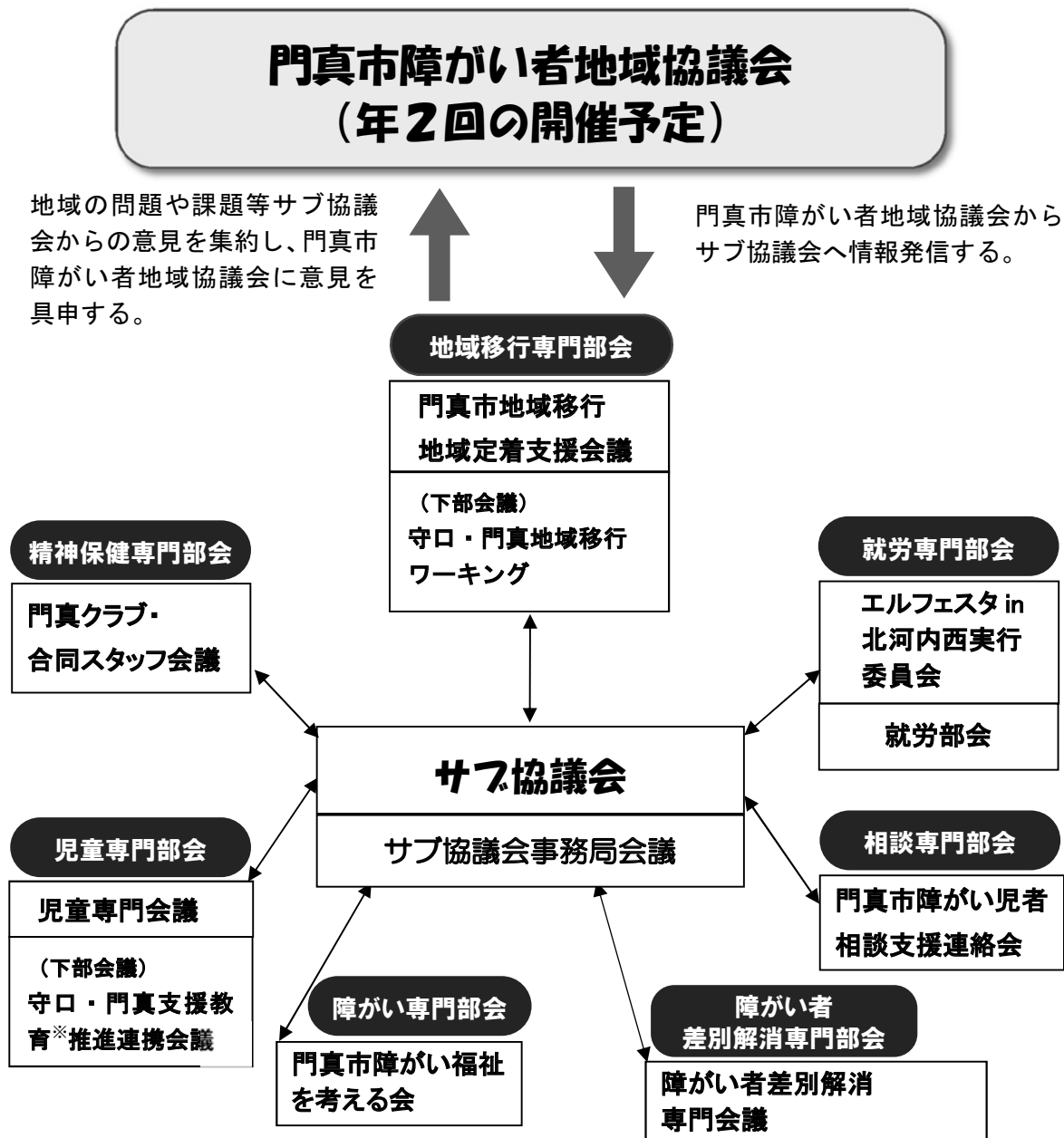
■門真市地域生活支援拠点のイメージ図（多機能拠点整備型）



③ 門真市障がい者地域協議会の役割

門真市障がい者地域協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置されています。学識経験者、障がい児(者)関係団体代表者等の障がいのある人に関係する機関で構成し、障がい福祉を推進するための調査、審議等を行っており、本協議会の各専門部会では、地域包括支援センター等の他の相談専門機関との連携を強化し、困難事例への対応をはじめ、きめ細かな対応、介護相談、情報の提供等の総合的な相談体制整備に努めています。また、サービス利用者の意見を十分反映できるよう、専門部会の構成員に当事者を加えるなど、専門部会の再編成を行いました。今後も障がいのある人の実態把握、地域資源の評価、支援体制の構築などを協議し、改善、充実に努めていきます。

■門真市障がい者地域協議会のネットワーク図



■門真市障がい者地域協議会における各部会の役割

部会名	会議名	会議の目的
門真市障がい者地域協議会	門真市障がい者地域協議会	①門真市の障がい福祉を推進するための調査審議等を実施 ②障がい福祉サービスの利用に係る相談支援事業の運営評価 ③困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整 ④地域の関係機関によるネットワークの構築 ⑤権利擁護、就労支援等に関する調整及び研究 ⑥地域の社会資源の開発又は改善 ⑦障がい福祉計画の策定に係る助言及び指導並びに進捗状況の把握及び推進等
サブ協議会	サブ協議会	①地域や関係機関、各部会から出た問題・課題の集約、サブ協議会と部会全体での解決に向けた検討 ②門真市障がい者地域協議会への問題提起及び提案 ③事例検討等による、情報・問題点等の共有及び解決に向けた検討 ④障がい児（者）施策についての研修の実施及び障がい児（者）関係機関とのネットワークの構築
相談専門部会	門真市障がい児者相談支援連絡会	①部会に参加する会員相互の交流・情報交換・研修・事例検討による相談支援専門員の質の向上 ②地域課題の抽出及び課題解決に取り組むことによる、障がい児（者）等があたりまえに生活できる地域の確立
地域移行専門部会	門真市地域移行地域定着支援会議	①門真市内で生活する障がい者、病院や施設から退院・退所してくる障がい者に対し、地域で安定した生活を継続できるための支援の実施を行う関係機関のネットワークの構築 ②自立した生活の定着面に重きを置き、事例を挙げながら地域での生活を定着させるために必要な社会資源の把握、支援の方向性の共有及び実施
	守口・門真地域移行ワーキング	①門真市・守口市の精神障がい者が、長期入院から地域生活への移行が可能となるための、ケースの掘り起こしやケース検討
児童専門部会	児童専門会議	①地域の関係機関によるネットワークの構築 ②地域の課題の抽出及び共有 ③地域の社会資源の開発・改善 ④発達の記録シートの運用に関する協議 ⑤困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整 ⑥その他、会議で必要と認められる事項
	守口・門真支援教育推進連携会議	①地域の支援教育推進のための、門真市・守口市の学校・園と障がい児（者）を支援する関係機関の日常的なネットワークの構築 ②障がい児（者）への支援の充実のための、各機関の業務内容の情報交換及び実務担当者の相互の研鑽
精神保健専門部会	門真クラブ実行委員会門真合同スタッフ会議	①門真市域の精神障がい者社会復帰施設等に通所するメンバー同士の交流、仲間意識の向上、社会参加に向けた意欲的な活動の実施 ②精神障がい者に関する関係機関スタッフ同士による、精神障がい者が暮らしやすいより良い街にしていくための検討
就労専門部会	就労部会	①障がい者の就労支援の課題の明確化及び各機関との連携による課題解決 ②庁舎実習の継続的な運営 ③障がい者が働くとはどういうことか学ぶ機会の提供
	エルフェスタin北河内西実行委員会	①障がい者が働くことについての市民・事業所の方々への理解促進 ②障がい者が働く為の準備についてどのように取組をすればよいかを知ってもらうためのイベント「エルフェスタ」の企画・実施
障がい専門部会	門真市障がい福祉を考える会	①門真市内の障がい福祉サービス事業所間での情報交換 ②よりよい福祉サービスを提供するための勉強会や研修の実施 ③地域の障がい福祉サービス事業所や各機関との連携を図る各種会議の実施
障がい者差別解消専門部会	障がい者差別解消専門会議	①障がい者に関する理解促進、理解啓発について、様々な年代に対しての取組 ②障がい者の差別解消に関する課題解決への取組

④ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がい者支援施設等に入所または精神科病院に入院している障がいのある人に対して、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を検討します。

また、地域生活の定着や継続のために、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実に努めます。

⑤ 発達障がい児（者）等に対する支援

発達障がい児（者）等に対する支援として、4か月児・1歳6か月児、2歳6か月児歯科、3歳6か月児の各健康診査や経過観察健診を実施する中で障がいの早期発見に努め、医療機関や適切な療育施設等に繋ぐとともに必要な支援を行います。また、子ども発達支援センターにおいても18歳までの障がい又は発達障がい（疑いを含む）のある子どもの保護者に対して各種相談を実施し、子どもの特性に応じた関係機関等へと繋ぐための継続的な支援に努めます。

また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい児（者）やその家族等に対する支援体制を確保するとともに、発達障がい者または発達障がい児が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう努めます。

⑥ 居住支援協議会との連携

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）」に基づく居住支援協議会として設置する、「Osakaあんしん住まい推進協議会^{*}」に本市も参画し、障がいのある人や高齢者等の住宅確保要配慮者^{*}が安心して住まいを確保できる住環境の整備及び居住の安定確保等に向けた取組を進めるとともに、障がい者地域協議会とOsakaあんしん住まい推進協議会との連携に努めます。

⑦ 専門的な機能を有する機関との連携

市の体制整備に向けた助言、困難ケースにかかる相談支援や事業所のニーズに応じた研修等を行う発達障がい者地域支援マネージャー^{*}を配置する「大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）」、高次脳機能障がいに関する普及啓発や研修事業等を行う「高次脳機能障がい支援拠点（大阪府障がい者自立センター）」及び難病患者やその家族に対する相談就労支援等を行う「難病相談支援センター（大阪難病相談支援センター）」等の専門的な機関との情報連携を強め、障がい等のある人やその家族への情報提供及び相談支援に努めます。

⑧ 障がいのある子どもに対する支援体制の整備

妊娠届出時に新生児聴覚検査等の重要性を周知し、産後2週間の電話相談時や新生児訪問時、また、4か月児健診時に検査結果の把握と未受検の場合は受診勧奨を行います。加えて1歳6か月児・3歳6か月児健診において問診項目の充実を図り、難聴の早期発見・早期療育をめざします。

乳幼児期における難聴などの疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育を推進するため、4か月児・1歳6か月児・2歳6か月児歯科・3歳6か月児の各健康診査や経過観察健診を実施し、その他地区担当保健師が個別の支援や門真市子育て世代包括支援センターひよこテラスと連携した支援を行います。このことにより子どもの状態を適切に見極めつつ、母子の健康保持をはじめ、母親の育児不安の軽減、疾病や障がいの早期発見や児童虐待防止の観点も含めた切れ目ない支援の実施に努めるとともに、医療機関や適切な療育施設等に繋ぎ、支援します。

また、保育所・幼稚園・学校等と障がい児通所支援事業所等との支援協力体制の構築を図り、障がいのある子どもの発達段階に応じた支援に努めます。

重症心身障がい児や医療的ケアを要する子どもが身近な地域で必要な支援を受けられるとともに、緊急時の受け入れができる体制の整備に努めます。また、重症心身障がい児・医療的ケアを必要とする人数や家族のニーズの把握、重症心身障がい児・医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に向けた家庭環境を踏まえた支援や短期入所の役割・あり方の検討など、関係機関が協力して総合的な支援体制の構築をめざします。

⑨ 市の役割

本市では、市民からの相談を受けやすくするために、電話や来庁の際には聴覚障がいのある人には、手話通訳者の通訳のほか、筆談やFAXでの相談やホームページからも相談の受付を行っており、また障がい福祉課には、聴覚障がいのある人からの相談専用のメールアドレスを設置して、いつでも相談を受付できるように配慮しています。

感染症等拡大防止のため、スマートフォンやタブレット端末などを用いた遠隔手話サービスも実施してまいります。

視覚障がいのある人への情報伝達手段として、点字の広報・声の広報・広報かどま拡大版を作成し、発行しています。

相談窓口での利便性の向上を図るとともに、職員の資質の向上を図り対応の充実を進めます。また、障がいのために意思疎通を図る支援が必要ある人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、障がいのある人のコミュニケーションを支援します。

障がい者虐待の通報相談は、障がい者虐待防止センターと市が協力し、24時間受付ができる体制をとっています。聴覚障がいのある人からの通報も受けられるよう、FAXでも24時間受付を行っています。今後とも引き続き、メール等を活用した相談・

通報の受付など、障がい者虐待の通報に対して、迅速かつ的確に対応することができる体制の整備を進めます。

(3) ケアマネジメント体制の充実

障がい児（者）の自立と社会参加の促進のため、一人ひとりの障がいの状況や家庭、住まいの状況、サービス利用意向等個々の状況に応じて、利用者や障がい福祉サービス等の社会的基盤の整備の実情の把握に努め必要なサービスや社会資源等の情報提供を行うとともに、サービス等利用計画の作成を進めます。個々の課題解決に向けて計画相談支援、地域相談支援、委託相談、基幹相談支援センターなどの役割を明確化しながら関係機関との連携に努めます。

また、ライフステージを通じた支援をつなげられるようにするとともに、障がいのある人の高齢化や「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、関係各課や関係機関との連携、相談支援専門員と介護支援専門員^{*}の合同での研修会の実施などサービス等利用計画の作成に携わる人材の確保と資質の向上に努めます。

さらに、計画相談支援におけるモニタリングは、サービス利用状況の確認のみならず、利用者との一層の信頼関係を醸成し、新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、サービスの再調整に関する助言を行うなど、継続的かつ定期的に実施することが重要です。特に高齢障がい者が介護保険サービスへ移行する際には、制度間の隙間が生じないように、相談支援専門員による十分なモニタリングを実施するとともに、その結果を介護支援専門員によるアセスメントにつなげるなど、制度間の連携強化を図るとともに、アセスメント・モニタリングの質の向上を図り、専門的な指導・助言の実施ができる体制の構築に努めます。

障がい者地域協議会を活用して、計画相談支援、地域相談支援、一般相談支援、基幹相談支援センターなどの地域における相談支援体制の検証・評価を行います。

また、総合的な相談支援体制・専門的な指導・助言・人材育成の強化・充実及び、さらなる関係機関との連携に向けた相談支援体制の構築に向けた取組に努めます。

障がいのある人等の生活実態を踏まえて、支援における社会資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価を行うなど、支援体制の充実に努めます。

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援として、地域の相談等を受け止め、障がい特性や障がいのある人自身の抱える課題等をもとに、様々な関係機関が連携し、障がいのある人に寄り添い共に行動する支援を中心に担う、伴走型の相談支援体制の構築に向け、調査・研究を行います。

また、地域包括ケアシステムの構築の一環として、障がい者地域協議会や介護保険の地域ケア会議において事例検討等による事業者等のケアマネジメントの向上を図るとともに、地域の課題を把握・検討し、政策形成に結びつける仕組みづくりを進めます。

7 人権の尊重と権利擁護の推進

(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進

障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、門真市障がい者計画に基づき、市民に対して様々な障がいに対する正しい理解や認識を深めるための啓発を進めます。

障害者差別解消法への理解を広げ、障がいを理由とする差別等をなくすとともに、日常生活や社会参加に関するさまざまな場面でバリアをなくすための合理的配慮の提供を行います。

障がいと障がいのある人に関する正しい知識の普及や理解の促進を図るため、障害者差別解消法の理念や「障がいを理由とする差別」、「合理的配慮」の提供等の事例を広報紙や市ホームページ等を通じて、周知・啓発を図ります。

障がいや障がいのある人についての理解・啓発を図るため、毎年12月3日から9日までの障がい者週間に合わせ、京阪古川橋駅等周辺で「ふれあいキャンペーン」を行っており、様々な障がいについて分かりやすくお知らせする「啓発折り紙」等の配布とともに、障がいのある人からのメッセージカードや手作り製品の販売等をおこなうなど、より多くの人に関心を持ってもらえるよう取り組んでおり、引き続き実施していきます。

障害者差別解消法の施行に合わせ、平成28（2016）年4月には、「市職員向け対応要領」を策定・施行し、平成29（2017）年4月には「教職員向け対応要領」を策定・施行し、いずれも市職員及び教職員に対し周知を図っています。市職員を対象とした研修等を行い、職員一人ひとりの障がい者理解の促進や合理的配慮の取組、施策・事業についての理解の向上に向けて取り組みます。

各小・中学校においては、教職員研修等を通して基礎的環境整備及び合理的配慮についての理解を進めています。また、子どもの発達段階や状況に即した障がい理解教育を実施しています。今後も引き続き大阪府が推進している、「ともに学び、ともに育つ」教育のもと、本市においても、各校において障がい理解教育を進めていきます。また、門真市障がい者地域協議会及び差別解消部会において相談体制の整備、事例検討や情報共有等を通じて、事業者等も含めた障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。

障がいのある人の就労に関しては、毎年守口市との共催で、北河内西障がい者就業・生活支援センター※に委託し、守口門真商工会議所等の後援のもと、市民・企業向けの啓発イベント「エルフェスタ」を開催し、障がいのある人の雇用についての理解が深まるよう取組を実施しています。

障がいのある人の理解を深める機会として、門真市在住の障がいのある人等が作成した、絵画・書道・置物等の作品展（きらめきアートフェスタ）を引き続き実施し、障がいのある人の理解を深める機会づくりに努めます。また、門真市民文化会館ルミエールホールの指定管理者と協議しながら、これまでロビーコンサートやまちかど・まちなかコンサート等誰もが音楽に触れることができる機会を創出してきました。また、多目的トイレやスロープ、エレベータを新設し、大ホール及び小ホールに車椅子用鑑賞席を新

たに設置するなどバリアフリー化を含めた大規模改修を行い、だれもが文化芸術活動や交流活動等の情報収集・発信・参加できるよう環境を整えました。今後も引き続き機会の充実・促進に努めます。

障がいのある人や高齢者に提供する資料の収集、非来館型の電子図書館、図書館内では拡大読書器などを活用し、障がいのある人が図書館を利用しやすい環境整備を行います。また、障がいのある人の図書館利用を促進するためにサービスの周知に努めます。

障がいのある人は、福祉サービスをはじめとする様々な情報へのアクセスや、日常生活でのコミュニケーションについて不安を感じたり、困難な経験をしていることが少なくありません。視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人だけでなく、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人もできる限り様々な場で自己の意思を表明し、伝達できるようにするとともに、情報の入手を容易にできるよう支援します。

障がいのある人にとって、住みよいまちづくりを推進するため、障がいのある人等の立場に立って課題や改善点を把握し、障がいのある人等が安全・快適に利用できるユニバーサルデザインの普及・啓発に取り組みます。

また、本市では、様々な人権に関するテーマを取り上げ、定期的に人権講座「ともに生きる」の開催や啓発物の発行・掲載に取り組んでおり、引き続き、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人が尊厳を持って暮らすことができるよう、市民の人権尊重意識の高揚に努めます。

(2) 障がいのある人の虐待防止の推進

障がいのある人の尊厳を守るために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成23（2011）年6月24日に制定され、平成24（2012）年10月1日から施行されました。この法律は、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等に障がいのある人の虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した者に対する通報義務が課されており、法律の趣旨等について、より一層の周知・啓発を進めます。

また、市町村が虐待防止の主たる担い手となり、本市においても、障がい者虐待の早期発見や対応を担う機関として、「門真市障がい者虐待防止センター」として門真市障がい者基幹相談支援センターを位置づけています。

虐待は養護者のみならず、障がい者福祉施設の従事者や障がい福祉サービス事業等の従事者、障がいのある人を雇用する事業主等使用者によっても行われます。

虐待は障がいのある人の尊厳を傷つける許されない行為であり、自立や社会参加を妨げる行為でもあります。

そのため、家庭や施設、学校等における障がいのある人の虐待防止に努めるとともに、虐待されている障がいのある人に対する避難先の確保のほか、虐待されている障がいのある人、虐待している人が抱える問題の解決に向けて、関係機関や地域団体等との連携

を強化し、適切な支援・再発防止を図ります。また、基幹相談支援センターのネットワークを活用し、相談支援事業所による居宅や施設等の訪問を通じた虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、警察等の関係機関とも連携し、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護を行うなど、虐待の発生要因の除去に至るまでの適切な対応に努めます。

障がい者虐待の対応等を協議する、コアメンバー会議及び対応方針検討会議を活用して、虐待の増減・発生要因の分析等を通じた虐待の特徴・傾向の把握や虐待防止の体制・取組等の検証、また、事前に相談通報等がなかった事案に対する支援のあり方等の検討について、障がい者虐待防止センターと連携を密にした取組を進めます。

(3) 権利擁護の充実

知的障がいや精神障がいなどの理由で、適切な判断ができない方々を保護・支援するため、成年後見制度があります。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことから、国においては、「成年後見制度利用促進法」が平成28（2016）年5月13日に施行されました。

地域で生活している方で、身の周りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が不十分な障がいのある人を対象に個々の状況に合わせて、必要な福祉サービスにつなげることや、社会福祉協議会と連携しながら、日常的な金銭管理等を行う日常生活支援に努めてまいります。

障がいのある人が安心して生活できるよう、成年後見制度利用支援事業の周知と利用促進を図るとともに、国の動向を踏まえつつ、障がいのある人及び家族等に対する情報の提供や相談対応の充実を図るため、市民後見人の育成・確保について取り組んでいきます。

障がい者虐待防止センターを主体とする虐待防止・成年後見制度の利用促進等権利擁護に関する研修の実施体制づくりに努めます。

8 障がいのある人の雇用・就労の促進

(1) 障がいのある人の雇用の促進

障がいのある人が、その適性に応じて能力を十分発揮することができるよう、多様な就労機会を確保するとともに、障がいのある人の雇用を促進するため、北河内西障がい者就業・生活支援センターやハローワーク^{*}、支援学校、福祉サービス事業所、企業等とネットワークを構築し、効果的な連携を図り、情報を共有しながら、障がいのある人の雇用を促進する体制の整備を進めます。

また、障がい者福祉施設から一般就労への移行を促進するため、生活介護、就労継続支援事業所等を利用した後、新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るよう就労定着支援を促しつつ、大阪府等と連携し就労支援事業所のスキルアップを図るとともに、近隣市や福祉サービス提供事業所、企業等と連携し、就労定着の推進に努めます。

(2) 市における取組の推進

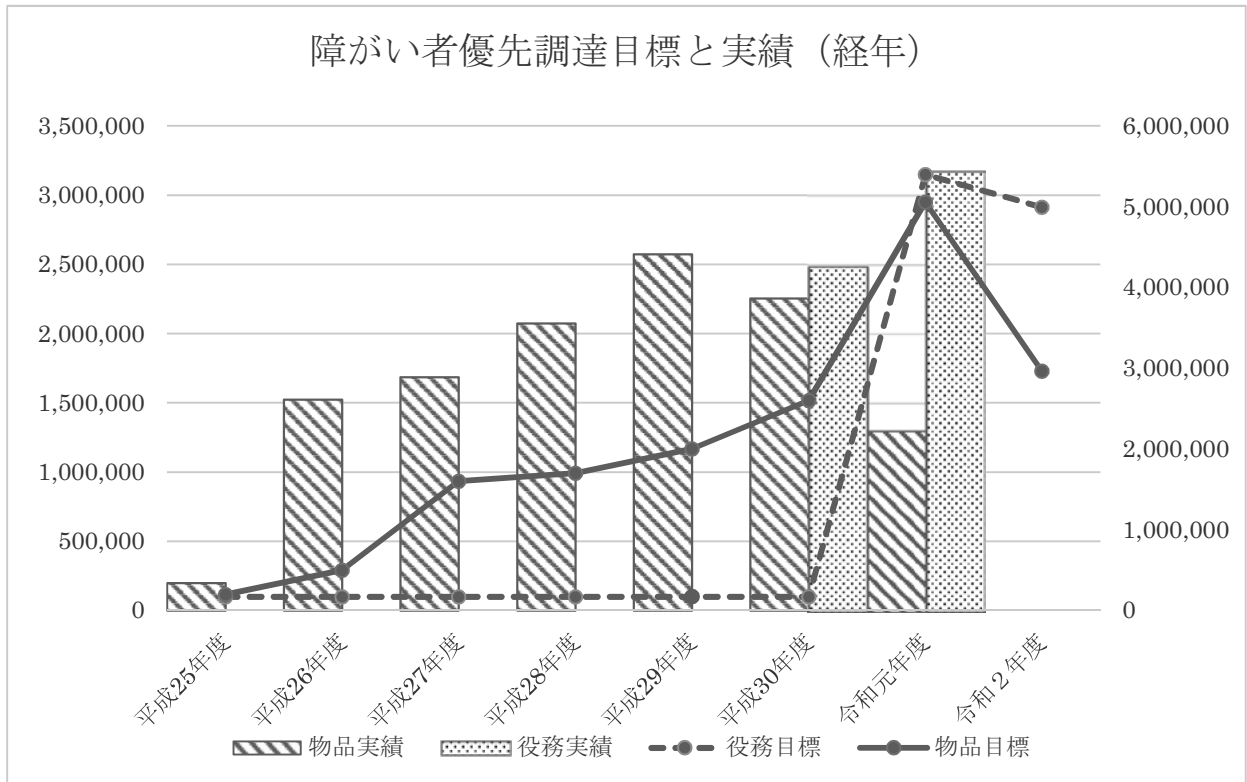
門真市障がい者地域協議会の就労専門部会において、北河内西障がい者就業・生活支援センターを中核として日中活動系サービス事業所や相談支援事業所と連携し、一般就労をめざす障がいのある人等を対象に、引き続き、市役所における庁舎実習の受け入れを実施します。

また、本市では発注業務に関して、障がいのある人の経済面の自立を目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が平成25（2013）年4月1日に施行されたことにより、障がい者就労施設の各事業所との連携を図るべく、庁内各課に対して、事業所への物品やサービス等の発注に関する調査を行い、事業所に情報提供を行うことで、物品の発注を行っています。

今後についても、同様の調査を行い、「障害者優先調達推進法」に基づき、市内の事業所と連携し、全庁をあげて障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達の推進及び事業所における工賃の増加を図るとともに、障がい者就労施設等で作られる製品や提供可能な役務（サービス）を広く周知し、受注の促進を支援します。

さらに、障がいのある人の雇用・就労を要件とする総合評価一般競争入札制度^{*}や自主製品の購入、販売支援等、庁内の様々な部署において、障がいのある人の雇用・就労の促進につなげることができるよう、「行政の福祉化^{*}」についても引き続き取組を進めます。

■優先調達目標と実績



		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
物品	目標	200,000 円	500,000 円	1,600,000 円	1,700,000 円	2,000,000 円	2,600,000 円
	実績	198,780 円	1,523,142 円	1,686,070 円	2,074,106 円	2,573,016 円	2,254,854 円
役務	目標	100,000 円	100,000 円	100,000 円	100,000 円	100,000 円	100,000 円
	実績	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	2,486,400 円

		令和元年度	令和2年度
物品	目標	5,060,000 円	2,966,000 円
	実績	1,304,080 円	
役務	目標	3,150,000 円	2,913,000 円
	実績	3,170,838 円	

9 計画の推進

(1) 計画及び制度の広報・周知

障害者総合支援法の目的である「障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を実現するためには、市民の理解と協力が不可欠です。

障がいのある人もない人も「共に生きる社会」の実現に向けて策定されたこの計画について、すべての市民が理解を深められるよう、広報やホームページ等様々な媒体や機会を活用して周知や情報提供を図ります。また、利用者が適切にサービスを利用することができ、制度やサービスに対する理解を深められるよう、引き続き広報・周知を進めます。

(2) 関係各課・関係機関との連携

この計画の目標や見込量を達成するためには、障がい福祉サービスをはじめ就労・雇用、教育等関連分野との連携が特に重要であることから、庁内の関係各課との連携・調整を一層進めていきます。

とりわけ、国の基本指針では、施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、福祉施設から一般就労への移行、医療的ケアの必要な子どもへの対応の充実を含めた障がい児支援体制の整備、相談体制の充実・強化、障がい福祉サービス、の質の向上等が成果目標となっていることから、この計画では、保健・福祉・医療・教育等の関係機関との連携を図り、取組を進めます。また、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業の推進を図ります。

(3) 国、府、近隣市との連携

この計画の内容は、本市単独で達成できないものも含まれています。

この計画は、「大阪府障がい福祉計画及び大阪府障がい児福祉計画」の成果目標とも関連していることから、大阪府との連携を図り計画の実行に向けて取り組みます。

また、国、大阪府の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細かなサービスの提供に努めます。

また、広域的な対応が望ましい施策については、近隣市との連携を進め、効果的な推進を図ります。

さらに、事業の安定的な運営のため、国や府に対する制度改善や財政措置の充実を要望していきます。

(4) 専門的人材の育成・確保

この計画の目標や見込量を達成できるよう、また、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、サービス等利用計画の作成を行う相談支援専門員をはじめとする保健福祉サービス等を担う専門職の育成・確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

サービスの質の向上を図るため、福祉サービス提供事業所に対し、法令の改正や通知等について周知し、利用者の満足度の高いサービスの提供が行えるよう努めます。

また、障がいのある人等への対応に重要な役割を持つ手話通訳者・要約筆記者をはじめとする人材の確保を進めるとともに、サービスの質の確保に必要な知識、技能の向上を図るため、大阪府が実施する研修について、福祉サービス提供事業所に情報提供を行い、受講を働きかけます。

保健・福祉・医療・教育などの多様なサービスの全体調整を行う、門真市障がい者地域協議会・サブ協議会・各専門部会を通じて、関係機関との連携及び地域の支援力の向上を図ります。

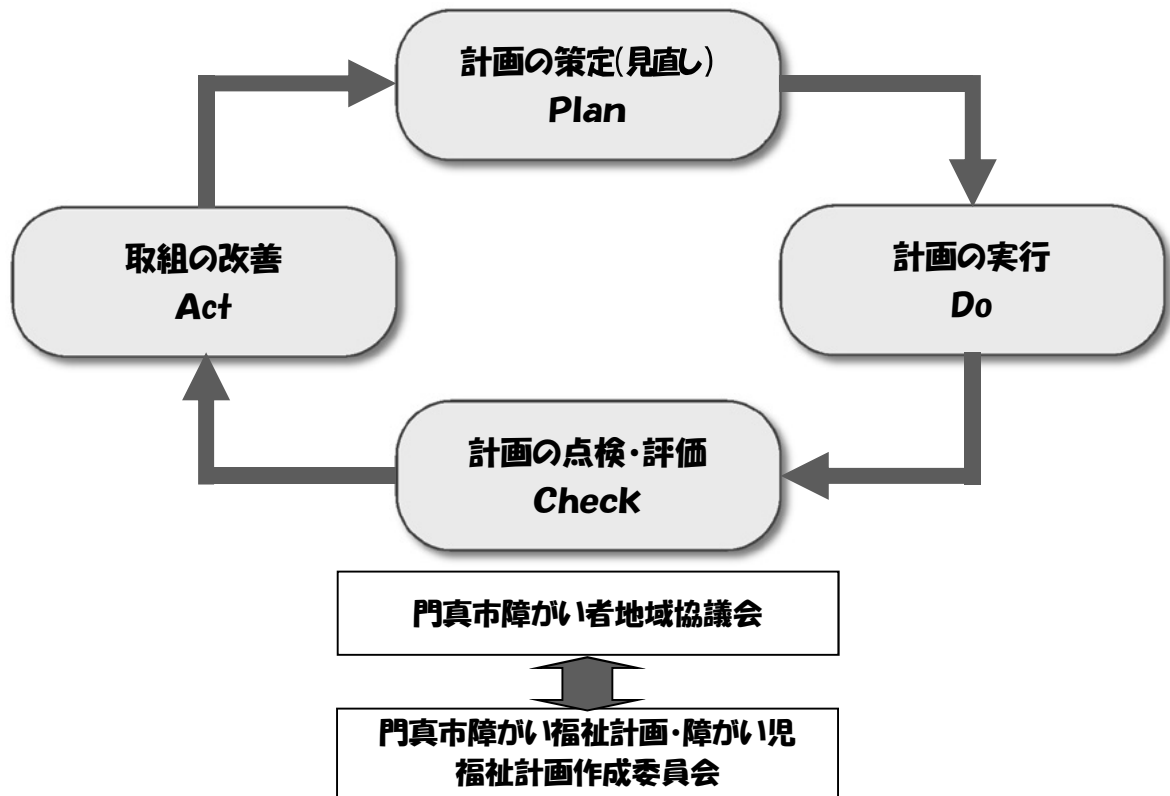
(5) 計画の点検及び評価（PDCAサイクル）

この計画を着実に進めるため、これまでの計画と同様に、計画策定において組織した「門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会」を、計画に基づく目標値や見込量の達成状況の点検・評価組織とします。

また、同時に「門真市障がい者地域協議会」において、計画の点検・評価を行うとともに、計画を進める上での課題の検討や調整等を進めます。

なお、この計画の点検・評価にあたっては、【Plan（計画）】⇒【Do（実施）】⇒【Check（点検・評価）】⇒【Act（改善）】⇒【Plan（見直し）】のPDCAサイクルにより、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量等について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるかなど、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価する適切な進行管理を行うとともに、府へ報告を行います。

■PDCAサイクルによる進捗状況の把握・分析・評価



資料編

1 計画の策定経過

年月	項目	具体的作業	会議（委員会・地域協議会）
令和2年 (2020) 5月	現況の把握と整理	策定方針 統計データ等の動向把握 施策評価調査シートの配布回収	
6月	骨子案の作成	計画の進捗状況の確認 計画骨子案等の審議	第1回門真市障がい者計画策定推進委員会 第1回門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会（6/29開催）
7月	骨子案の検討	諮問・計画骨子案等の審議	第1回門真市障がい者地域協議会 （7/31開催）
8～9月	目標設定 計画素案の作成	成果目標、活動指標等の検討 計画素案の内容協議	
10月	計画素案の検討	計画素案等の審議、成果目標活動指標等の見込量の確定	第2回門真市障がい者計画策定推進委員会 第2回門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会（10/22開催）
		計画素案等の審議	第2回門真市障がい者地域協議会 （10/29開催）
11月	計画案等の検討		
12月	計画案等の検討	計画案等の審議、広報用パブリックコメント原稿の内容協議	第3回門真市障がい者計画策定推進委員会 第3回門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会（12/21開催）
			第3回門真市障がい者地域協議会 （12/23開催）
令和3年 (2021) 1月8日～ 1月27日	パブリックコメント実施		
2月上旬	最終計画（案）の検討	パブリックコメント意見集約の結果、回答案の検討協議 計画の推進体制、点検、評価内容の確定最終計画（案）の検討協議	第4回門真市障がい者計画策定推進委員会 第4回門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会（2/8開催）
2月中旬		計画案・答申案等の審議・答申	第4回門真市障がい者地域協議会 （2/16開催）
3月上旬	計画内容の確定、印刷	大阪府と法定協議（障がい福祉計画・障がい児福祉計画） 計画案（確定）	
3月下旬		計画書の印刷製本、計画冊子を庁内・関係機関に配付、広報用計画周知原稿の内容協議	
4月1日 ～	計画施行		

2 諮問書



門保障第 993 号
令和 2 年 7 月 31 日

門真市障がい者地域協議会
会長 小寺 鐵也 様

門真市長 宮本 一孝



門真市障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画について（諮問）

門真市第 4 次障がい者計画及び門真市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい
児福祉計画を策定するために必要な事項について、貴協議会の意見を求めます。

3 答申書

門 障 地 第 5 号
令和3年2月16日

門真市長 宮本 一孝 様

門真市障がい者地域協議会
会長 小寺 鏡也

門真市第4次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉
計画について（答申）

当協議会は、令和2年7月31日付門保障第993号により諮問されました「門真市第4次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定するための必要な事項」につきまして、4回にわたり協議会を開催し、慎重に審議を重ねた結果、別添「門真市第4次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）」といたしましたので、ここに答申いたします。

4 門真市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

（委任）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附 則（平成29年3月31日門真市条例第9号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市障害者地域協議会	障害者等への支援体制の整備を図るために必要な事項についての調査審議等に関する事務

5 門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 条例別表1の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

（委嘱又は任命）

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

(関係者の出席等)

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条―第4条関係）

名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
門真市障害者 地域協議会	会長 副会長	16人 以内	(1) 学識経験者 (2) 医療団体を代表する者 (3) 福祉団体を代表する者 (4) 教育団体を代表する者 (5) 関係団体を代表する者 (6) 本市の職員 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	2年	保健福祉 部障がい 福祉課

6 門真市障がい者地域協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	所属団体名・職名等	氏 名
学識経験者	学校法人綜藝種智院 種智院大学 教授	◎小寺 鐵也
医療団体を代表する者	一般社団法人 門真市医師会 理事	小原 時郎
	大阪府守口保健所 所長	松本 一美
福祉団体を代表する者	社会福祉法人 門真市社会福祉協議会 次長兼課長	藤江 冬人
	門真市民生委員児童委員協議会 副会長	東野 明美
	門真市障がい福祉を考える会	本木 零
	社会福祉法人 晋栄福祉会 総合施設長	大北 淳
	門真市障がい者相談支援事業所 あん 施設長	高田 雅章
	地域生活支援拠点 ジェイ・エス 法人本部本部長	石橋 雅洋
教育団体を代表する者	大阪府立守口支援学校 校長	可知 万千代
関係団体を代表する者	門真公共職業安定所 統括職業指導官	井上 のり子
	門真市身体障害者福祉会 会長	○中井 悌治
	特定非営利活動法人 門真市手をつなぐ育成会 理事長	東野 弓子
	門真クラブ・合同スタッフ会議 代表 ふろんていあ施設長	北本 宗一郎
本市の職員	門真市立こども発達支援センター センター長	石丸 琢也
	門真市保健福祉部次長兼福祉事務所長	山本 栄子

◎委員長 ○副委員長

7 門真市障害福祉計画・障害児福祉計画作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成24年法律第51号）第88条に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定する障害児福祉計画作成するため、門真市障害福祉計画・障害児福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は障がい福祉課長の職にある者とし、副委員長は福祉政策課長の職にある者とする。

3 委員は、次の表に掲げるものとする。

企画課長、産業振興課長、保護課長、高齢福祉課長、こども政策課長、こども発達支援センター長、教育委員会事務局学校教育課長

4 任期は、委嘱の日からその年度の末日までとする。

(職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第5条 委員長は、委員会の会議の検討経過又はその結果について、必要に応じて市長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

8 門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

課名	役職名	氏名
企画課	企画財政部 企画課長	高田 隆慶
産業振興課	市民文化部 産業振興課長	大倉 善充
福祉政策課	保健福祉部 福祉政策課長	○ 清水 順子
保護課	保健福祉部 保護課長	漕江 和貴
障がい福祉課	保健福祉部 障がい福祉課長	◎ 狩俣 政美
高齢福祉課	保健福祉部 高齢福祉課長	北倉 透雄
こども政策課	こども部 こども政策課長	美馬 忠法
こども発達支援センター	こども部 こども発達支援センター長	石丸 琢也
学校教育課	教育部 学校教育課長	峯松 大輔 (R2.5.1~11.30) 向井 祐樹 (R2.12.1~)

◎委員長 ○副委員長

9 用語の説明

あ行	用語	説明	頁
あ	アセスメント	障がい児（者）本人や家族の話を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていく過程をいい、サービス提供等援助活動を行う前に行われる評価、あるいは課題分析のことです。	61
い	委託相談支援事業所	市からの委託を受け、相談支援専門員がニーズに応じて福祉サービスの利用についての援助・調整または、施設や各機関の情報提供を行う事業所です。	103
	一元的	一般的には、一つの中心によって全体が統一されているさまをいいますが、障がい福祉サービス等の関連では、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい等、障がいの種別によらないで、障がい福祉サービス等を提供できるようにすることをいいます。	30
	医療的ケア	高齢者や重度の障がいのある人が受ける介護の中で医療的な介護行為を医療的ケアとといいます。具体的な医療的ケアとは、たん吸引（口腔、気管等）、経管栄養（鼻の管からの栄養注入）、胃ろう（お腹から胃に小さな穴を形成し栄養注入）等が該当します。上記の他に未だ容認されていない医療的行為に摘便、浣腸等もあげられます。	27
お	Osaka あんしん住まい推進協議会	住宅の確保に困難を感じている人に対して、相談窓口、安心して入居できる住宅や各種支援制度の情報を提供し、居住の安定を図る取組みを行うほか、居住支援に取り組みされる不動産事業者に対して、支援制度の情報提供を行うことで、全ての府民が安心して住まいを見つけ、暮らしていける環境づくりを図っています。	109

か行	用語	説明	頁
か	介護支援専門員	介護保険の利用者の相談に応じて、介護サービス計画（ケアプラン）を作る専門職のことで、「ケアマネジャー」ともいいます。	111
	門真市高齢者保健福祉計画	老人福祉法に基づき、高齢者などに関する施策全般について、基本的な政策目標を設定し、その実現に向けた取組を推進するための計画です。	104
	門真市子ども・子育て支援事業計画	平成 24（2012）年に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした計画です。	97
	門真市障がい者地域協議会	相談支援事業者をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくり及び中核的な役割を果たす協議の場です。	5
	門真市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、病原性の高い新型インフルエンザ等のような新型感染症が発生した場合には、国家の危機管理現象として対応するために、門真市において実施体制を整備することを目的としています。	2
き	基幹相談支援センター	地域の相談支援の中核的拠点として総合的かつ専門的な相談業務を担い、権利擁護のために必要な援助（成年後見）、地域移行支援・地域定着支援、その他必要な支援を提供するため、関係機関とのネットワークを構築し、障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活の実現に向けた相談支援体制の充実等を図るための機関です。また、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等を促進するための虐待防止センターの機能も備えています。	34

か行	用語	説明	頁
	北河内西障がい者就業・生活支援センター	門真市及び守口市に在住の就職や職場定着が困難な障がいのある人を対象として、地域で雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行うことをめざした事業を実施しています。また、障がいのある人を雇用している、あるいは雇用を考えている事業主に対しても、相談や情報提供等を行います。	112
	行政の福祉化	行政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働等の各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がいのある人をはじめひとり親家庭の父母や高齢者等の雇用、就労機会を創出し、「自立を支援する取組」のことをいいます。	115
く	くすのき広域連合	守口市、門真市、四條畷市、三市の介護保険事業を共同処理している特別地方公共団体です。	104
け	ケアマネジメント	利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は、家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業等のフォーマルな資源、そして利用者自身の持つ内的資源があるとされます。	90
こ	高次脳機能障がい	脳の機能の中で、生命維持に関わる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼びます。その高次脳機能が、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障がいが生じた状態を、高次脳機能障がいといいます。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。また、外見上では分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくいといわれています。	4
	工賃	一般的には、物品の生産・加工に要した労働に対して支払う金銭、手間賃のことをいいます。大阪府では、『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針に基づき、毎年の工賃の実態調査を実施し、目標工賃や目標工賃の達成状況を公表しています。この中で、工賃の範囲を「工賃、賃金、給与、手当、賞与、その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものをいう。」としています。	38
	コーディネーター	ものごとを調整する役の人のことです。また、異なる立場の人々の間の合意を形成したり、多くの人の参加を促進する役割を果たしたりする人のことをいいます。	43
	合理的配慮	障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障がいのある人々の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのものです。	29
	個別療育事業	発達に課題がある児童への個別療育やグループ療育により、子ども達のコミュニケーションの弱さを改善し、集団行動などの社会適応能力の向上をめざします。また、個別の障がいに合わせて療育を行い、能力が向上するよう支援します。	41

さ行	用語	説明	頁
し	支援学校	障がいの程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校のことで、学校教育法第8章「特別支援教育」の第72条には、「特別支援学校は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または、病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と定められています。	20
	支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。	107
	社会資源	利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等を総称しているものです。	27
	住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人など。低額所得者は、月収が15万8千円以下の世帯。子育て世帯は、18歳未満の子供がいる世帯で、18歳となった子どもが年度末に至るまでの間も子育て世帯として扱われます。	109
	障害者総合支援法	平成24（2012）年6月27日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25（2013）年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、障がい児（者）の定義に政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、症状の変動等により、身体障がい者手帳の取得ができないが、一定の障がいのある人たちが障がい福祉サービス等の対象となりました。 また、平成26（2014）年4月からは、障がい程度区分から障がい支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームをグループホームへの一元化等が実施されています。 平成30（2018）年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」（平成28年法律第65号）の施行に伴い、医療的ケア児への支援体制の整備等、障がい児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るよう『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。	1
	障がい福祉サービス	障害者総合支援法及び児童福祉法に規定するサービスで、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるものです。 障がい福祉サービスは、居宅介護や重度訪問看護、行動援護、療養介護等のサービスを行う「介護給付」、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援等を行う「訓練等給付」、サービス等利用計画を行う「計画相談支援給付」、地域移行・地域定着を支援する「地域相談支援給付」があります。	3
	障がい者相談支援事業	障がいのある人やその家族の生活及び支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携のもと、障がいのある人の身近な地	45

か行	用語	説明	頁
		域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的とします。	
	身体障がい	身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいいます。身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能の障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）の5つに分類されています。	4
	精神障がい	統合失調症、気分障がい（うつ病等）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。	4
	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、行政などが重層的な連携による支援体制を構成することです。	33
	成年後見制度	認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守ります。	1
そ	総合評価一般競争入札制度	工期、機能、安全性等の価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、最も評価の高い者を落札者として決定する入札制度です。	115

た行	用語	説明	頁
ち	地域生活支援事業	地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況を勘案し、市町村が独自に提供する事業として、都道府県が行う専門性の高い相談支援事業や養成研修事業等と連携しながら実施する事業です。障害者総合支援法の施行に伴い、市町村が行う地域生活支援事業は、①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付等事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、⑩地域活動支援センター機能強化事業の10事業が「必須事業」として位置づけられました。このほか市町村の判断により実施する日中一時支援事業等の「任意事業」があります。	45
	地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものです。	30
	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。	104
	地域包括支援センター	公正・中立な立場から、(1) 総合相談支援、(2) 虐待の早期発見・防止等の権利擁護、(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支	105

た行	用語	説明	頁
		援、(4) 介護予防ケアマネジメントという4つの機能を担う地域の中核機関です。	
	知的障がい	知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。	4

な行	用語	説明	頁
な	内部障がい	身体障害者福祉法に定められた、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの7つの障がいの総称です。	11
	難病	<p>医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことをいいます。昭和 47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。</p> <p>なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である 130 の疾患と関節リウマチ）も障がいのある人の定義に加えられました（平成 25（2013）年 4 月 1 日施行）。</p> <p>平成 27（2015）年 1 月には、障がい福祉サービスの対象疾病は、130 疾病から 151 疾病に、同年 7 月から 332 疾病に、平成 29 年（2017）年 4 月から 358 疾病に、平成 30 年（2018）年 4 月から 359 疾病に、さらに令和元（2019）年の 7 月現在 361 疾病に順次拡大されています。また、平成 26（2014）年 5 月 30 日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成 27 年（2015）年 1 月 1 日から新しい医療費助成制度が始まり、対象となる疾病は、平成 27（2015）年 1 月にそれまでの 56 疾病から 110 疾病に、同年 7 月から 306 疾病に、平成 29 年（2017）年 4 月から 330 疾病に、平成 30 年（2018）年 4 月から 331 疾病に、さらに令和元（2019）年の 7 月現在、333 疾病に順次拡大されています。</p>	4
に	ニーズ	ニーズとは、「必要」・「要求」等と訳されます。ソーシャルワーク（社会福祉援助技術）やケアマネジメントにおいては、アセスメント（利用者や家族の希望や生活の全体像を把握するために、様々な情報を収集・分析すること）によって抽出される「生活全般の解決すべき課題」のことを「ニーズ」といいます。	1
	日中一時支援事業	障がいのある人や障がいのある子どもの介護を行う人の一時的な休息や就労支援等のために、日中において一時的に障がいのある人や障がいのある子どもの活動の場を確保する事業です。	88
	認定こども園	幼稚園と保育所の制度の枠組みを超えて、小学校就学前の子どもに対し幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取組を充実させる新たな選択肢として導入された制度です。幼稚園、保育所等のうち、(1) 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）(2) 地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行	97

な行	用語	説明	頁
		う機能) を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。	
ね	NET119	正式名称「NET119 緊急通報システム」は、音声による119番通報が困難な聴覚、音声・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。 スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」「その他」が選択ができ、通報者のGPSの位置情報により、即座に消防本部に通報が繋がり、その後チャットで詳細を確認する仕組みとなっています。	89

は行	用語	説明	頁
は	発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がいの対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい等がこれに含まれます。	4
	発達障がい者地域支援マネージャー	地域の中で発達障がいのある人や家族の方が、身近な地域において、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を受けることができるよう、地域支援体制の整備をすすめていくことを目的としています。	109
	パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続のことです。	5
	ハローワーク	公共職業安定所の通称。職安とも呼ばれています。	115
ひ	ピアサポート	同じ悩みや症状等の問題を抱えている者、体験・経験の共感者、同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明(回復)に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取組をいいます。	44

ま行	用語	説明	頁
も	モニタリング	ケアプランに沿って提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすることです。	71

や行	用語	説明	頁
よ	要約筆記	発言者の話を聞き、要約して文字で表すことで、聞こえない人にその場の話の内容を伝える通訳のことです。	76

ら行	用語	説明	頁
ら	ライフステージ	人生の段階区分のこと。乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期等という呼び方やその他区分があります。	31

門真市
第6期障がい福祉計画・
第2期障がい児福祉計画
【令和3（2021）年度～令和5（2023）年度】

令和3（2021）年3月

編集・発行：門真市 保健福祉部 障がい福祉課

〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号

